

## 経済産業省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成 22 年度予算概算要求等に係る事前評価書」（平成 21 年 12 月 4 日付け平成 21・12・04 広第 1 号による送付分）における事業評価方式による 226 件（注）の政策評価（事前）

（注）送付を受けた 284 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（57 件）及び個々の公共事業を対象とした政策評価（1 件）を除いた 226 件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価及び個々の公共事業を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

### 2 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I - 4 - ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条第 1 項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとすのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

#### (事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

### 3 審査の結果

「平成 22 年度予算概算要求等に係る事前評価書」における事業評価方式による 226 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1. 経済産業政策				
1	産業人材 産学連携による留学生向け実践的教育事業（委託）	<p>△ 我が国企業に就職意志のある、能力・意欲の高いアジア等の留学生に対し、奨学金や人材育成から就職支援までの一連の事業を通じ、アジア等の諸外国とのネットワーク形成、大学等の連携・補完による地域グローバル戦略の推進、我が国大学・企業のグローバル化、我が国の産業競争力強化を図る。</p> <p>そのため、本事業の3年度目（平成21年度）からは、留学生の人材育成及び就職にどれくらい有効だったかを測定し、さらに効果的・効率的な事業となるよう、課題の洗い出しや分析を行い、プログラムの質を高める。</p> <p>また、本事業の4年度目（平成22年度）からは、①高度専門留學生育成事業については、国費奨学生だけでなく私費奨学生の採用を進めるとともに、大学を主体とした産業界等と連携し構成されるコンソーシアムが、本事業を通じて開発された人材育成プログラムと、海外の大学・留學生、国内の産業界との密なネットワークを活用し、留學生の人材育成を継続する自立化に向けた体制を検討し、5年度目から順次構築することを目標とする。また、②高度実践留學生育成事業については、本事業を通じて形成された地域の大学等の連携による地域の最適な留學生輩出メカニズムを活用し、留學生と地域の中小企業との最適なマッチングを継続する自立化に向けた体制を検討し、5年度目から順次構築することを目標とする。</p>	○ 平成21年度	<p>○ 「アジア人材資金構想」事業参加留學生の、卒業後の日本企業・日系企業での就職者数及び就職企業での定着率</p> <p>○ 留學生・大学・企業への波及効果（大学の留學生就職支援体制の強化、企業の高度外国人材採用に向けた姿勢変化等）</p>
	中小企業雇用情勢対応人材支援事業（補助）	<p>△ （事業の目標）平成23年度までの3ヶ年において、</p> <p>①事業参加者の満足度について、自己設定した目標を達成すること。</p> <p>②事業参加者の就職決定数・参加企業の人材確保数について、自己設定した目標を達成すること。</p> <p>③地域の特性、業種の特性等に応じた中小企業等のための就職ネットワークが構築され、各地域において自立的に運営されることを目標とする。</p>	○ 平成21年度	<p>○ ジョブカフェ利用者数</p> <p>○ ジョブカフェ新規登録者数</p> <p>○ 就職決定者数</p> <p>○ ジョブカフェ登録企業数</p> <p>○ ジョブカフェ登録企業における人材確保充足数</p> <p>○ ジョブカフェ拠点数</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		(事業の効果) 若年者の就職と中小企業の人材確保を同時に実現する雇用のミスマッチ解消のインフラが構築される。		
2	技術革新の促進・環境整備	<p>○ (事業の効果) 若年者の就職と中小企業の人材確保を同時に実現する雇用のミスマッチ解消のインフラが構築される。</p> <p>○ 環境と経済を両立させる低炭素社会を構築し、京都議定書で定められている第1約束期間(2008年～2012年)に我が国が課せられている温室効果ガス排出削減目標(1990年比:6%減少)及び中期目標の達成、2050年までに世界全体で温室効果ガスを半減させるために、再生可能エネルギーを野心的に活用した「日本型低炭素社会システム」の構築を加速化させ、民生・運輸部門のCO<sub>2</sub>削減及びIT技術を活用した低炭素と快適さを同時実現する次世代のライフスタイルの展開を図る。</p> <p>△ ①環境影響評価 海底熱水鉱床の開発に伴う環境影響予測手法を検討するため、海洋環境基礎データの取得、環境影響評価に関する技術的知見を取得する。</p> <p>②採掘技術 海底熱水鉱床を商業的規模で、環境保全を考慮しつつ安全に採掘するための採鉱、揚鉱システムに関する要素技術を確立する。</p> <p>③金属回収技術 海底熱水鉱床から有価金属を回収するための要素技術を確立する。</p> <p>④資源量把握探査 新しい海底熱水鉱床発見を含む詳細な資源量把握探査行い、採掘技術や環境影響評価手法等の検討をより効果的・実践的に行う。</p> <p>△ ・より多くの大学等がより深く産学連携に関与するようになる。これにより、より多くの大学等がより地域・産業に貢献する体制が整備される。 ・産学の共同・委託研究、学から産への技術移転がより活性化される。これにより、大学等の技術シーズがより多く実用化・事業化されるとともに、企業において実用化・事業化の障壁となる技術ニーズがより多く解決され、産学連携により多くの技術が実用化・事業化される。</p>	<p>○ 平成22年度</p> <p>○ 平成22年度</p> <p>○ 平成22年度</p>	<p>○ ・温室効果ガスの削減効果 ・本プロジェクトに基づいて束ねた我が国の有望な低炭素技術モジュールの市場占有率・国際標準化 ・本低炭素技術モジュールを活用した社会システムの国内外への展開</p> <p>○ 本事業を的確かつ効果的に実施するため、海底熱水鉱床の開発研究者等の有識者からなる「海底熱水鉱床開発委員会」の下、資源量評価、環境影響評価、資源開発及び金属回収技術に関する4つのワーキンググループにおいて、事業計画、年度計画、事業の進捗状況、結果評価について、専門家の意見を聴取し、事業に反映させる。</p> <p>○ ・TLO等の産学連携組織と提携する大学等の数 ・産学共同・受託研究の件数、学から産へのライセンス件数 ・育成された人材に対するヒアリング ・産学共同・受託研究の件数、学から産へのライセンス件数 ・外国特許出願・登録件数</p>
	創造的産学連携体制整備事業(補助)			

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>また、知的財産の利用が促進されるとともに、実用化・事業化した中小企業等の競争力が強化される。大学等の研究機関における技術開発は、バイオをはじめ環境、IT、ナノテク、エネルギーなど多岐にわたるため、将来の成長産業を育てることに資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学連携の「拠点」の中核を担う人材が育成される。これにより、多くの大学等がより地域・産業に貢献する体制の整備や産学連携による多くの技術の実用化・事業化が、本事業終了後も自立的に進められる基礎が整えられる。</li> <li>・創設されたTLO等の初期の活動が円滑に立ち上がることにより、産学の共同・委託研究、学から産への技術移転がより活性化する。これにより、大学等の技術シーズがより多く実用化・事業化されるとともに、企業において実用化・事業化の障壁となる技術ニーズがより多く解決され、産学連携により多くの技術が実用化・事業化される。</li> <li>・大学等における研究成果に基づく外国特許権の取得が進む。これにより、産学連携により実用化・事業化された技術の国際競争力が強化される。</li> </ul>		
	産業技術人材育成支援事業（委託）	<p>○ 1. 産業人材育成パートナーシップ事業</p> <p>(1)産学人材育成パートナーシッププログラム開発・実証事業</p> <p>産業界と教育界による人材育成に関する議論の自立的恒常的な枠組みが構築され、そこでの議論を踏まえ、人材育成システムが産業社会の変化に応じて継続的かつ柔軟に改善されていく体制が実現されること。</p> <p>モデル・プロジェクトがトッパーランナーとして自立・発展し、波及効果として他の企業や教育機関等に刺激を与えて自発的・継続的な産学連携による人材育成の取組が面的に拡大すること。</p> <p>産学連携パートナーシップ事業においては、最終的には、産学人材育成パートナーシップ中間とりまとめ（平成20年7月公表）人材育成における「産学15の課題」の実現を促す。</p>	○ 平成22年度	<p>○ 1. 産業人材育成パートナーシップ事業</p> <p>(1)産学人材育成パートナーシッププログラム開発・実証事業</p> <p>産学人材育成パートナーシップの枠組みの下で産学有識者による事業評価を行うほか、実務作業の面でも定期的に実施状況に関するヒアリングを実施する。</p> <p>企業、学生、業界団体、学協会等へのアンケートを実施する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(2)体系的な社会人基礎力育成・評価システム開発事業</p> <p>事業目標は、「大学は産業界が分野横断的に求める「社会人基礎力」を育成・評価し、企業は大学の取組を適切に評価する信頼関係を醸成すること」。これにより、「学校段階における学生の努力が社会での活躍に繋がる社会システム」を確立する。</p> <p>そのため、平成22年度までに、大学が体系的に社会人基礎力を育成・評価するモデルを確立し、その実践ノウハウをガイドブックとして取りまとめるとともに、企業が大学の取組を評価するための基準やシート等を開発する。</p> <p>これらの開発を通じて、大学の取組を評価する企業が増加すれば、学生が大学での活動に努力するようになるとともに、大学も就職率向上の観点から社会人基礎力の育成・評価に更に努力するようになる。このような産学の好循環を創出することにより、産業人材の質の向上を図る。</p> <p>(3)グローバル人材基礎力育成プログラム開発・実証事業</p> <p>大学教育において、グローバルに活躍するために必要な基礎的能力を育成するためのプログラム群を、平成24年度までに開発・実証する。</p> <p>この開発を通じて、企業から評価される大学でのグローバル人材育成モデルが確立すれば、学生が大学での学習に努力するようになるとともに、就職率向上の観点から、グローバル人材育成モデルを取り入れようとする大学が増加することが期待できる。このような産学の好循環を創出することにより、産業界ニーズにマッチした大学教育を充実させ、もって産業人材の質の向上を図る。</p> <p>(4)高度金融人材育成事業</p> <p>事業目標は、我が国産業界から高いニーズがある高度金融人材の育成・活用を促進すること。この目標の実現によって、我が国産業界で必要性が高まっている、高度な金融スキーム及びリスク管理手法の高度化を促進する。</p>	<p>-----</p>	<p>(2)体系的な社会人基礎力育成・評価システム開発事業</p> <p>産学人材育成パートナーシップの枠組みの下で産学有識者による事業評価を行うほか、実務作業の面でも定期的に実施状況に関するヒアリングを実施する。</p> <p>大学や企業に対してアンケート等を実施し、社会人基礎力の普及度合いを把握する。</p> <p>(3)グローバル人材基礎力育成プログラム開発・実証事業</p> <p>産学人材育成パートナーシップの枠組みの下で産学有識者による事業評価を行うほか、実務作業の面でも定期的に実施状況に関するヒアリングを実施する。</p> <p>大学や企業に対してアンケート等を実施し、グローバル人材育成モデルの普及度合いを把握する。</p> <p>(4)高度金融人材育成事業</p> <p>高度金融人材産学協議会が高度金融人材の育成・活用に関心を有する産官学の関係者を集めて行うシンポジウムの場で、アンケート調査を実施し、プログラムの利用状況、高度金融人材の育成・活用の度合いを把握する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>平成22年度は、事業会社や金融機関でそれぞれ必要とされる金融スキルを習得可能とするためのプログラムの、大学等教育機関における本格実施を支援するとともに、「高度金融人材産学協議会」で収集されたケーススタディの産学における幅広い活用を支援するなど、産学連携を実践する。</p> <p>(5) 起業家人材育成事業 経済産業省が先導して、大学・大学院のネットワークを作り、先進的な教授法や教材の情報共有を図るだけでなく、大学・大学院と産業界（ベンチャー企業等）とを連携させて実践的な起業家教育の質的向上・量的拡充を図る。もって、起業マインドと起業スキルを持つ人材（起業家人材）を教多く輩出し、ベンチャー企業の創出を促進させる。</p> <p>(6) サービス産業産学連携人材育成事業 サービス産業界において経営人材に関する産業界の人材育成ニーズと大学経営学部等のカリキュラムのギャップを埋めるため、産業界のニーズを踏まえた教育プログラムを開発することを目的とする。 産業界と教育界の産学連携による自発的・継続的な人材育成を面的に拡大させ、産業界のニーズに応えた人材を各界各層に随所に輩出・配置し、各企業の人材の質を底上げすることで、効率的な経営を企業内面から実現させることが可能になる。</p> <p>(7) IT人材育成強化加速事業 2011年度までに産業界出身の教員による実践的な教育が全国で20校以上の大学で実施されることを目指す。 また、実践的教育を受けた学生を毎年1,000人規模で輩出させる。 2011年度までに専門職種毎のモデルキャリア開発計画（CDP）を10職種分以上策定し、IT産業を目指す学生やIT産業の若手技術者に普及させる。</p>		<p>高度金融人材産学協議会総会において、同協議会会員によって、事業の成果を総括する。</p> <p>(5) 起業家人材育成事業 ・アウトプット指標 大学・大学院における起業家教育講座の数、外部講師活用講座の数、学生参加型の授業の率、インターンシップ実施校の数 ・アウトカム指標 TEA（起業活動率）、開業率・開業数</p> <p>(6) サービス産業産学連携人材育成事業 定期的な実施状況に関するヒアリングを実施するほか、学生、業界団体等へのアンケートを実施する。</p> <p>(7) IT人材育成強化加速事業 委託事業者が実施するアンケート調査によりモニタリングを行う。 CIOの設置の有無による企業の生産性等、本事業への参加の有無による企業の生産性等につき調査する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>官民一体となった国民運動的な取組等の推進により、企業経営におけるIT利活用の促進を図り、企業の部門間・企業間の壁を超え、企業経営をITによって最適化する企業の割合を現状の3割超から、2010年度までに大企業・中小企業ともに世界トップクラスの水準（米国並みの50%以上）に引き上げる。</p> <p>(8) コンテンツ人材育成事業  ① コンテンツ中核人材育成事業  多メディア展開・海外展開を牽引するビジネスモデルを確立できるビジネスプロデューサーを育成することで、20兆円産業への拡大を目標とする我が国コンテンツ産業の裾野を支える優れた中核人材層を形成することを目指す。  ② 映像クリエイター人材育成事業  撮影・編集技術のみならず、現場で求められる体系的な能力（コンテンツ発掘力、魅力表現化スキル）を兼ね備えた映像クリエイターを育成することで、20兆円産業への拡大を目標とする我が国コンテンツ産業を支える優れた人材の裾野の拡大を目指す。また、こうした映像クリエイターは、特に地方部で不足しているところ、地域の映像制作者が地域のソフトパワー資源を可視化することで、地域のブランド化や観光誘致の成功といった効果も期待できる。</p> <p>(9) 地域産学連携プログラム開発・実証事業  産業界と教育界による人材育成に関する議論の自立的恒常的な枠組みが構築され、そこでの議論を踏まえ、人材育成システムが産業社会の変化に応じて継続的かつ柔軟に改善されていく体制が実現されること。  モデル・プロジェクトがトップランナーとして自立・発展し、波及効果として他の企業や教育機関等に刺激を与えて自発的・継続的な産学連携による人材育成の取組が面的に拡大すること。</p>		<p>(8) コンテンツ人材育成事業  ① コンテンツ中核人材育成事業  ○ 実施状況に関する定期的なヒアリング、コンソーシアムを通じた関係者に対するアンケート調査  ② 映像クリエイター人材育成事業  ○ 実施状況に関する定期的なヒアリング、コンソーシアムを通じた関係者に対するアンケート調査  ○ O J T の過程で制作された映像作品数</p> <p>(9) 地域産学連携プログラム開発・実証事業  定期的に実施状況に関するヒアリングを実施するとともに、企業、学生、業界団体、学協会等へのアンケートを実施する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>2. 中小ものづくり人材育成事業</p> <p>地域の産業界と教育界が連携して地域の産業ニーズに応じた、工業高校等の実践的な教育プログラムの充実の支援しつつ、その普及を図る。</p> <p>工業高校の参加校数、工業高校の教員、生徒、協力企業の満足度を図る。</p> <p>3. 国際標準化人材育成支援等基盤体制強化事業</p> <p>国際標準化の活動を抜本的に強化する観点から、「2015年までに国際標準の提案件数倍増、欧米並みの幹事国引受数実現」を目標として、「国際標準を作成できる人材」及び「国際会議でリーダーシップを発揮できる人材」を養成（2007年から3年間でそれぞれ約100人ペース）すべく、これらの研修を実施する。</p> <p>また、本事業で作成する研修テキストや別途、大学、大学院向けに開発した標準化に関するモデル教材を定期的に更新し、教育機関をはじめ日本経団連や工業界等に対して広く提供し、大学等での標準化教育や団体内部での自主的な研修などにおける積極的な活用を促進することにより、教育機関や産業界における標準化教育の普及、標準化に関する意識改革や標準化人材の育成など、標準化活動に対する自主的取り組みの促進を図る。</p> <p>さらに、これらの研修での成果確認等に活用するとともに、将来的な標準化に関する「能力検定制度」の創設を見据えて、標準化に関する知識確認ツールを構築し、標準専門家の職能化や知識の見える化を図ることにより、標準の知識を標準専門家のみならず、一般企業人材にまで拡大し、我が国産業の国際競争力強化の一助とする。</p> <p>4. キャリア教育・社会人講師活用型教育支援事業</p> <p>(1) キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業</p> <p>本事業では、我が国において質の高い労働力を継続的に確保していくため、学校や産業界等の地域が一体となった人材育成システムの構築を目標としている。</p>		<p>2. 中小ものづくり人材育成事業</p> <p>年度ごとに事業実績を定量評価するとともに、事業関係者にアンケート等を実施し、満足度を把握する。</p> <p>3. 国際標準化人材育成支援等基盤体制強化事業</p> <p>事業期間中の目標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国際標準作成専門家の育成：300人（平成19年度～21年度の3年間で100人）以上</li> <li>●国際標準リーダーシップ人材の育成：300人（平成19年度～21年度の3年間で100人）以上</li> <li>●標準化テキストやモデル教材の開発・メンテナンス</li> <li>●標準化知識確認ツールの構築</li> <li>●能力検定制度の創設</li> </ul> <p>施策目標 「国際標準化戦略目標」</p> <p>2015年（平成27年）までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国際標準の提案件数を倍増する。（ISO/IEC 基準：平成13～15年度平均 63件）</li> <li>②欧米並みの幹事国引受数を実現する。（ISO/IEC 基準：平成18年2月時点 独151、米148、英125、仏102、日60、中12）</li> </ul> <p>4. キャリア教育・社会人講師活用型教育支援事業</p> <p>(1) キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業</p> <p>本施策の枠組みの下で産学有識者による事業評価を行うほか、実務作業の面で定期的に実施状況に関するヒアリングを実施する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>このため、平成22年度までに、学校と地域産業界の「つなぎ役」となる民間主体のコーディネーターを育成するプログラムを開発するとともに、育成されたコーディネーターの質を確保するための認定基準を開発する。</p> <p>こうした取組を通じて、経済社会ニーズに応えた学校教育を実現し、地域産業界による教育への参画を促進していく。</p> <p>(2) 社会人講師活用型教育支援プロジェクト 地域において、大学に入る前の小中高校の教育段階において、産業界が教育界等に対して主体的に関与する人材育成拠点あるいは人材育成検討体制の構築・運営が進められること。</p> <p>(3) 早期工学人材育成 地域において、大学に入る前の小中高校の教育段階において、産業界が教育界等に対して主体的に関与する人材育成拠点あるいは人材育成検討体制の構築・運営が進められること。</p>		<p>具体的な事業評価としては、育成プログラムを受講したコーディネーター人材のほか、コーディネーター人材が開発したキャリア教育カリキュラムを受講した子供たち、実施した学校の教師等に対しアンケート等を行うことにより、コーディネーター育成システムを活用したキャリア教育の検証を行っている。</p> <p>(2) 社会人講師活用型教育支援プロジェクト 定期的の実施状況に関するヒアリングを実施するほか、学校や児童・生徒などへのアンケートを実施する</p> <p>(3) 早期工学人材育成 定期的の実施状況に関するヒアリングを実施するほか、学校や児童・生徒などへのアンケートを実施する。</p>
	<p>中小企業等の次世代の先端技術人材の育成・雇用支援事業（補助）</p>	<p>○ 効果①高度専門知識等を有する研究人材等を、地域の科学技術を担う研究開発型企业等での活躍に繋げる人材育成・就業支援の仕組みの定着 22年度数値目標：15地域での定着 特に、新事業創出促進の観点から、産学官の連携・協力体制の構築、研究機能の集約を図る”産学官連携拠点”採択地域等において、人材育成の仕組みを定着させる。産学官連携拠点は、最低でも30拠点を採択の予定であり、初年度の支援対象としては、それらの地域間の適切な競争環境の確保（2倍程度）、全国各地に対する網羅的な影響力を踏まえ、15地域（プロジェクト）程度を想定し、本仕組みの定着を目指す。なお、公募・採択においては、最低3年間の自立計画を有していることを要件とし、仕組みの定着を促す。</p>	<p>○ 平成22年度</p>	<p>○ ・補助事業者（連携機関含む）に対し、定期的の実施状況（継続的な取り組みに向けた関係機関との協力体制・組織の構築状況等）に関するヒアリング・アンケートを実施する。 ・育成対象者向け満足度アンケートを実施する。 ・育成対象者の事業終了後の就業状況等を調査し、就業先とのマッチングにおける課題等と取りまとめる。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>効果②育成した人材の地域の新産業創出に貢献する研究開発型企業等への就業</p> <p>22年度数値目標：150名（10名×15プロジェクト）</p> <p>1プロジェクト当たりの雇用・育成人数としては、年度当たり10名を想定しており、育成・就業支援対象者の想定される総数は以下のとおり。</p> <p>22年度採択事業＝600名〔22年度：150名／年（以下、補助事業終了後の取組として）24～26年度：150名／年〕</p> <p>23年度採択事業＝600名〔23年度：150名／年（以下、補助事業終了後の取組として）25～27年度：150名／年〕</p> <p>※23年度も、15地域程度を採択予定。また、公募において、事業終了後3年間の自立展開の取組を有することを応募の要件とする。</p> <p>よって、育成、就業支援の対象者として想定する総数としては、1,200名。</p> <p>我が国の地域の科学技術を担う主な主体は、先端的な科学技術をもって研究開発に取り組む中小企業である。我が国の中小企業数は、約376万社。そのうち、研究開発を行った中小企業は約5.3万社であり、製造業に限っては約2.3万社。先端的な技術開発を実施している中小企業はこの内数として、1万社程度と推測。育成対象者1名毎に1中小企業とのマッチングを想定すると、1万社の1割超に対する供給が可能となり、地域の新たな産業創出に対する貢献・インパクトも大きい。</p> <p>※先端的な技術開発に取り組む中小企業1万社：この数字は、新事業展開を図り、産学官連携拠点等への参画が予想される中小企業の母体として想定される、産業クラスター計画に参画している中小企業10,700社とも整合する。</p>		
	技術開発調査等の推進（委託）	△ 国内外の産業技術の研究開発動向、産業技術政策動向、国内の産業技術政策の普及及びその効果の評価等のための調査事業を行い、法律改正、制度改正、予算要求及び審議会報告書等における政策提言等の裏付けとして活用し、政策の企画・立案・実施・評価に効果的に反映することを目標とする。その効果として、調査結果等のデータに裏付けられた効果的かつ合理的な産業技術政策の企画・立案・実施・評価の実現が促進される。	○ 平成22年度	△ 調査結果については、法改正、制度改正及び産業構造審議会の各種委員会等の報告書等における政策提言等の裏付け等に活用する。また、関係者間で情報の共有・認識の共有を図るため、成果報告会の開催や調査報告書のHPへの掲載などを通じて公開する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
4	<p>工業標準・知的基盤の整備</p> <p>社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業（委託）</p> <p>国際人材活用型国際標準化推進事業（委託）</p>	<p>○ 経済産業省が策定した「国際標準化戦略目標」（2006年11月）をはじめ、政府が決定した「国際標準総合戦略」（2006年12月・知的財産戦略本部決定）、長期戦略指針「イノベーション25」（2007年6月・閣議決定）や「知的財産推進計画2009」（2009年6月・知的財産戦略本部決定）において、環境・安全・福祉等の分野での国際標準化活動の強化による国際社会への貢献、安全・安心な社会形成のための環境整備や我が国の優れた環境・エネルギー技術を活用した世界的課題解決に向けた貢献などを求めるとともに、「2015年までに国際標準の提案件数倍増、欧米並みの幹事国引受数実現」を目標として掲げ、官民を挙げての戦略的な国際標準化を強力に推進することとしている。</p> <p>本事業の実施により、これらの政府が決定した目標を着実に達成する。</p> <p>さらに、安全・安心な低炭素社会を形成するための環境整備や我が国の優れた環境・エネルギー技術を活用した世界的課題解決に貢献し、低炭素社会を目指して我が国が提案した「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減」という長期目標及びラクイラ・サミットにおける「先進国全体で2050年までに80%以上を削減する」との目標を支持する」という首脳宣言の着実な達成に寄与するとともに我が国の研究開発成果の市場展開や国際的普及により我が国産業の国際競争力強化を加速する。</p> <p>△ 国際標準化戦略目標※の設定の効果により、我が国からのISO/IECへの国際標準提案数は着実に増加傾向にある。今後、これらの提案が、国際会議の場において順次継続的に審議される段階になるため、国際会議での対応が一層重要となってきた。</p>	<p>○ 平成21年度</p> <p>○ 平成21年度</p>	<p>○ ・JIS原案の作成：50件/年  ・国際標準原案の作成・提案：40件/年  ・国際標準の制定：20件/年  ・国際規格回答原案作成：2,000件/年</p> <p>○ 高度道路交通システム  ・車載電子システムの国際戦略策定：ロードマップ作成（21年度）とともに、当該ロードマップに挙げられた重要技術についてFSを実施し、評価・検証を行う（22年度）。</p> <p>・ITSの国際標準化活動支援：CALM非IPコミュニケーション体系等の国際規格に関して、補強データの作成等を行い、国際審議等を経て承認を目指す。</p> <p>○ マテリアルフローコスト会計  ・国際規格（ISO14051）発行（23年春頃まで）  ・国内導入事例数550件（22年度末まで）（21年現在約200件）</p> <p>○ ・国際人材のISO/IECの国際会議出席回数  ・日本の海外現地法人からのISO/IECの国際会議出席回数  ・我が国提案の国際標準の制定数  ・海外現地法人人材のためのセミナー開催数</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>日本からの数多くの国際標準を提案すること自体重要なことではあるが、その提案内容について、国際会議の場などにおいて広く理解を求め、数多くの賛同を得ることができないと国際標準の制定までは繋がらない。そこで、日本国内に国際標準専門家が圧倒的に不足している状況の中、海外の国際標準プロフェッショナル人材を効果的に活用し、我が国からの提案に対して数多くの賛同国を獲得することにより、我が国提案の国際標準を確実に規格制定まで結び付けることを目標とする。</p> <p>さらに、日本企業の海外現地法人の人材を有効に活用し、戦略的な国際標準化活動を推進するため、海外の国際標準プロフェッショナル人材の知見やスキル等を活用し、これらの海外現地法人人材が円滑に国際標準化活動に参加できるようにするための情報・ノウハウの提供やセミナー開催等による人材育成を通じて海外における国際標準化活動の環境整備を行うこれにより国内本社と現地法人とが有機的に連携した効率的かつ効果的な国際標準化活動の推進が可能となる。</p> <p>※国際標準化戦略目標 2015年（平成27年）までに、 ①国際標準の提案件数を倍増する。（ISO/IEC 基準：平成13～15年度平均 63件） ②欧米並みの幹事国引受数を実現する。（ISO/IEC 基準：平成18年2月時点 独151、米148、英125、仏102、日60、中12）</p>		
	国際度量衡中央事務局分担金（分担金）	△ メートル条約加盟国として計量標準及び単位の国際統一に貢献し、輸出入の円滑化を図る。	○ 平成21年度	△
	国際標準化機構分担金（分担金）	△ 会員団体としての責務を果たすとともに、国際標準化活動における我が国のリーダーシップ、発言力を高め、国際規格作成を通じて我が国の産業競争力の強化に資する。	○ 平成21年度	△
6	ITの利活用の促進 我が国情報経済社会における基盤整備（委託）	△ 我が国及び各国の事業者のインターネット関連の取組や政策を把握・分析することにより、IT施策を的確・適切に展開する。	○ 平成22年度	○ 調査報告書の公表や普及啓発活動の成果を示す現状把握など

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	電子経済産業省構築事業（委託・庁費）	<p>○ (1)旅費等内部管理業務共通システム、(2)調査統計システムについては、業務・システム最適化計画に則り、当該計画に掲げられた目標（経費削減・業務削減）の達成を図るためのシステム設計、開発等を行う。(3)文字情報基盤の構築事業については、6.9万文字の整備等を行うことで経費削減・業務削減の効果が見込まれる。</p> <p>【旅費等内部管理業務共通システム】 業務削減効果：年間延べ約905万時間 経費削減効果：約1.7億円 効果予定年度：25年度</p> <p>【調査統計システム】 業務削減効果：年間延べ約3万2千時間 経費削減効果：約3.8億円 効果予定年度：23年度</p> <p>【文字情報基盤構築】 業務削減効果：年間延べ約38万時間 経費削減効果：約34.6億円 効果予定年度：平成23年度から5年間</p>	○ 平成22年度	○ (1)旅費等内部管理業務共通システム、(2)調査統計システムについてのシステム運用後のモニタリング指標は、左記の目標値のとおり。ただし、最適化の効果が発現するのは、システム運用後であるため、22年度は、各システムとも開発工程消化率100%を目標値とするとともに、22年度の途中から運用開始する調査統計システムについては、運用開始後3ヶ月間でのバグ、トラブル数（不具合数/総工数で算出）を0.33とすることを目標値とする。(3)文字情報基盤の構築事業については、5年間で政府・自治体等500以上の機関で利用されることを目標値とし、利用者の登録により確認する。
	アジア域内の知識経済化のためのIT活用等支援事業（委託）	<p>△ (1)域内産業の高度化支援 ①域内におけるグリーンITの推進 当該事業により、我が国の省エネ等技術の優位性を示すことにより、我が国関連産業の国際競争力を高めるとともに、日本のITを使った省エネ技術の浸透及びビジネスチャンスの拡大を図る。</p> <p>②IT人材育成・支援 当該事業により、アジア域内のIT人材の質量両面での育成が図られ、高度なIT人材の供給がなされることにより、域内の製造業、IT産業の高度化が促進される。</p> <p>③オープンソースソフトウェア振興 当該事業により、アジア地域において、多様なソフトウェアが提供される競争的な市場を確保するとともに、我が国企業のアジア市場の開拓と競争力の強化を図る。</p>	○ 平成22年度	○ 各事業を通じた協力各国の基準・制度の構築・導入状況（アウトプット：ITパスポート試験の受験者数、情報セキュリティ対策ベンチマークの導入企業数、電子商取引関連法制度比較データベース構築数及びADRによる電子商取引紛争処理件数等）とそれを活用したアジア域内のIT利用環境（域内事業連携の進展、域内企業の情報セキュリティレベル、安心・安全な電子商取引環境の整備、電子商取引市場の拡大、域内IT人材の質量両面での改善等（アウトカム））について調査を行う。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>②安全かつ信頼性の高いビジネス・市場基盤整備</p> <p>④セキュアなビジネス環境整備 域内企業の情報セキュリティ管理レベルを一定水準以上にするにより、企業の技術情報やノウハウ、個人情報の流出といったビジネスリスクが低減し、セキュアな事業環境が整備され、アジア域内での投資と取引のさらなる円滑化がみこまれる。</p> <p>⑤電子商取引基盤の整備 当該事業により、電子商取引における事業者責任、消費者保護等に関する法制度整備が行われ、また、オンラインビジネス実施に係る言語・文化・通貨・税制・物流の違いなどの具体的な課題が明確になることにより、電子商取引を巡る各種ボトルネックが解消され、アジア域内での安心・安全な電子商取引基盤の拡大につなげる。</p>		
7	<p>流通・物流基盤整備</p> <p>流通・物流システム開発等推進費</p>	<p>△ 国境を超えた高度かつ複雑なサプライチェーンが構築される中、貿易手続や国際物流環境の円滑化等、「サプライチェーン・コネクティビティ」（国境を越えるサプライチェーンの円滑性）を改善し、我が国が主導的にグローバルな事業展開の円滑化を目指す。この結果、我が国の産業競争力を向上させ、安定的な経済成長に寄与することができる。</p>	○ 平成23年度	○ ・総合物流施策大綱（2009－2013）、総合物流施策推進プログラム、貿易手続改革プログラム（2次改訂版）の実施状況 ・売上高物流コスト比率
9	<p>消費者行政（製品・取引）の推進</p> <p>商取引適正化・製品安全に係る事業（委託）</p>	<p>△ (1)商取引適正化・製品安全に係る調査研究 商取引分野においては、企業の消費者相談対応部署等を対象としたアンケートの実施・分析や、商品・役務及び取引形態がますます多様化複雑化することに伴う新たな課題についての検討等を通じ最新のトラブル実態を定点的に把握し、その結果を集積・分析する。結果によっては、法律や政省令の改正、ガイドラインの策定等を行い、社会全般における商取引の適正化につなげていく。</p>	○ 平成23年度	○ ・全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に寄せられる消費者からのクレジット取引・商品取引・特定商取引に関する相談件数 ・経済産業省（地方局含む）に寄せられている相談事例 ・調査により得られる報告書等

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>その他、消費者志向経営・ビジネス促進等に資する調査を行い、消費者とのトラブルを未然防止に資する企業の取組の優良行動を分析を行い、企業の自主的な消費者志向経営・ビジネスの促進を図る政策や、国際的に競争力あるクレジットビジネス環境整備の政策につなげることを目標とする。加えて、諸外国の政府の商取引の適正化のための施策・規制等を調査することにより、諸外国の施策・規制による消費者の利益の向上、産業発展へのマイナス効果等を調査し、我が国における適切な政策・規制のあり方を考える上で参考とする。</p> <p>商品取引においては、商品市場の健全な発展を図るため、各国の取引所の上場商品等が多様化・複雑化することに伴う新たな課題について検討を行い、実態に即した施策展開を行っていく必要があるため、国内外の商品市場の実態調査等を行う。</p> <p>製品安全分野においては、リスクアセスメント評価手法の研究・普及等を通じて、民間事業者の製品安全への意識を向上させ、「製品安全文化」を社会に定着させる。これにより、事業者による製品事故への迅速な対応等を促し、製品事故の減少を図る。</p> <p>(2) 商取引適正化・製品安全に係る普及・啓発事業</p> <p>事業者等に対して、割販法・商取法・特商法・製品安全関連法の規制全般等の法制の内容・解釈の周知、製品安全制度の普及を図るため、各地での説明会やセミナーの開催、パンフレットの配布等を通じ、啓発事業を行い、商業制度の適正化・円滑化を図るものとする。特に平成22年度に施行する改正商取法、運用が本格化する改正割販法については、改正内容を広く周知することにより、消費者・事業者への普及・啓蒙を促進し、当該改正法の規制効果を向上させる。</p>		

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(3) 製品安全関連法の施行</p> <p>①規制対象製品の試買テスト 試買テストは、規制対象品目について定期的実施し、試買テストの結果、違反の疑いがあった機種については、報告徴収や立入検査等を通じて、事実関係を確認し、必要に応じて、関係事業者に行政措置を講じることで、適切な法執行を行うことに資する。</p> <p>②技術基準の策定 製品安全に係る国内外の事情を踏まえ、技術基準の改正案や新規の技術基準案を適切に策定することで、事前規制の強化を図る。</p>		
10	経済産業統計の整備	<p>△ 目標：経済産業統計のHP公表の円滑化、統計に係る広報資料の作成・配布及び統計調査の結果（統計データ）の的確な情報提供。 効果：経済産業統計の有用性の確保に貢献する。</p> <p>△ 目標：経済産業省生産動態調査を遅滞なく、継続的かつ正確に作成・公表する。 効果：経済産業政策等の政策運営や事業者等に必要な基礎情報を提供し、合理的な意志決定を促す。</p> <p>△ 目標：オーダーメイド集計や、インサイト利用に対応する。 効果：経済産業統計の有用性の確保に貢献する。</p> <p>△ 目標：商業統計等を遅滞なく、継続的かつ正確に作成・公表する。 効果：経済産業政策等の政策運営や事業者・個人に必要な基礎情報を提供し、合理的な意志決定を促す。</p> <p>△ 目標：工業統計を遅滞なく、継続的かつ正確に作成・公表する。 効果：経済産業政策等の政策運営や事業者・個人に必要な基礎情報を提供し、合理的な意志決定を促す。</p> <p>△ 目標：経済産業省企業活動基本調査の結果等を遅滞なく、継続的かつ正確に作成・公表する。 効果：経済産業政策等の政策運営や事業者・個人に必要な基礎情報を提供し、合理的な意志決定を促す。</p>	<p>○ 平成22年度</p> <p>○ 平成22年度</p> <p>○ 平成22年度</p> <p>○ 平成22年度</p> <p>○ 平成22年度</p> <p>○ 平成22年度</p>	<p>○ ・HPへのアクセス件数やウェブ管理者宛の問い合わせ（メール・電話）による状況把握（必要に応じて各種資料配付先にアンケート調査を実施し、その内容を分析することで、事業の効果について把握が可能） ・基本計画への対応の進捗</p> <p>○ 指標：公表遅延ゼロ継続日数</p> <p>○ 申請件数をもって事業の活用状況の把握が可能。</p> <p>○ 指標：公表遅延ゼロ継続日数、商業統計調査等の回収率</p> <p>○ 指標：公表遅延ゼロ継続日数、調査の回収率</p> <p>○ 指標：業務における進捗状況の管理、回収率の維持・向上、公表時期を遅滞しないこと</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
2. 対外経済政策				
11	通商政策	<p>△ ①新興国等において、部品単体でなく、水ビジネスのようにシステム全体で売り込む案件形成に向け、仕様書を作成し、実施可能性の検討のための調査を行う。この際、複数の企業・業種にまたがった案件となり、既存の事業体だけでは実施が困難なことが想定されるため、政府による支援を行い、調査後の産業革新機構からの出資などを通じて案件の実現を図る。</p> <p>②日本で開催される2010年APECに向け、域内の諸課題に関する議論や取組を主導していくための調査・研究に取り組み、会合の成功につなげる。</p> <p>③我が国企業の国際競争力の強化に資する標準・ルールを設定を推進し、イノベーションを加速化するため、先進各国における産業金融や環境規制、競争などのルール及び各国のイノベーション醸成環境について調査を行い、我が国産業との連携の可能性を検討する。</p> <p>④流通機能強化支援による貿易円滑化・投資促進、ビジネスマッチングによる両国企業の取引機会の創出を行い、EPAを大筋合意・締結した相手国・地域と我が国の関係強化を促すまた東アジア全体で成熟した市場経済圏を構築するための「東アジアEPA」の在り方、大市場国・投資先国・資源国を対象とした今後の経済連携協定の在り方につき、調査研究を行う。</p>	○ 平成21年度	○ 進捗状況については、3ヶ月ごとに確認するとともに、得られた進捗状況については、局内外の情報共有、関係者への展開を図っていく。さらに、各事業の報告書において、制度の整備状況等について確認を行う。さらに事務レベル・閣僚レベル会合においても報告内容について確認を行っていく。
	経済連携促進のための産業高度化促進事業（補助金）	△ 本事業では、EPAを大筋合意、締結した国・地域への専門家派遣や国内への研修生の受入による日系企業及び現地企業への支援を通じて、我が国と相手国双方の産業高度化を図ることを目標とする。	○ 平成21年度	○ 以下の方法等を通じ、事業のモニタリングを行う。 ー 国外への専門家派遣者数 派遣者決定時に集計 ー 国内への研修受入人数 研修実施時に随時集計 ー 研修生の満足度・活用度（アンケート調査） 研修終了時に実施

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	東アジア経済統合研究協力事業（拠出金）	<p>△ 東アジアASEAN経済研究センター（ERIA）が実施する調査・研究等の事業に係る資金を拠出することにより、ERIAの活動を継続的に支援し、ERIAの基盤及び機能の強化を通じて、東アジアにおけるOECDのような政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向けて取り組む。</p> <p>なお、2009年8月のASEAN+6経済大臣会合において、各国閣僚より、同年6月の「世界的な経済・金融危機に関する東アジア首脳会議共同声明」に従って、ERIAがアジア開発銀行（ADB）およびアセアン事務局と協力して作成しているアジア総合開発計画の進捗報告及び地域開発の円滑化、中産階級の拡大および消費市場の活性化といった東アジア経済成長を推進するためのERIAの活動等が歓迎されたところ。さらに、各国閣僚より、ERIAが東アジア地域の経済活動を更に活性化し、東アジア域内16カ国の発展段階の差異を埋めるべく、研究活動を継続し、政策提言を行うことが奨励された。ついでには、我が国においても、「三党連立政権合意書」等を踏まえ、ERIAを最大限活用し、ASEAN事務局等とともに、地域の広域開発及び貿易自由化等を通じたアジアの成長力強化と内需拡大等に我が国が主体的に取り組むことにより、地域の信頼関係と協力体制を確立しつつ、「東アジア共同体」の構築を促進することが重要である。</p> <p>なお、例えば、東アジア16カ国（我が国も含む「ASEAN+6」）において貿易自由化・円滑化等地域統合の進展により、我が国も含む「ASEAN+6」の実質GDPは2.11%増加する見込み（平成20年度通商白書）。</p>	○ 平成21年度	○ 東アジアASEAN経済研究センター（ERIA）の諮問会議及び理事会等において、毎年、前年度の事業結果及び当該年度の事業計画について、評価等行われる。また、東アジア・サミット及びASEAN+6経済大臣会合等において、東アジア各国の首脳及び閣僚から、ERIAの調査・研究が歓迎され、当該会合に対し、引き続き当該進捗を報告するよう言及されている。なお、我が国においても、経済財政改革の基本方針等を踏まえ、これまでもERIAの調査・研究等の実施状況等について、適宜フォローアップを実施しているところ。
	アジア太平洋経済協力量ラウンドテーブル事業（委託費）	<p>△ 【目標】</p> <p>アジア太平洋地域が取り組むべき課題として、①地域経済統合、②経済・社会構造の変革、③持続可能性の追求、④人間の安全保障の推進に関する課題について総括的な議論を行い、一連のAPEC日本プロセスでの議論に反映させる。</p>	○ 平成21年度	○ 議論の成果がAPECにおける「日本の貢献」として具体化されたかどうかや、また我が国の国益の増進にどのように結びついたかどうかを精査する（議論の成果が、首脳・閣僚会議の宣言や行動計画等に結びついたケース等）。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>【効果】 アジア太平洋経済協力の新ビジョンの議論を進展させるための有用な議論や成果を得ることを通じて、議長国としてのリーダーシップを発揮し、我が国の国益を増進させる方向にAPEC日本会合を主導することができる。また、各議題の進展に対して、日本としての貢献を示すことが可能となる。</p>		
	ロシア地域貿易投資促進事業（補助）	<p>○ 経営資源が容易に国境を移動できる環境を整備し、我が国企業の事業活動の円滑化と貿易の拡大、投資の拡大等によるロシアとの経済関係緊密化を図る。なお、日露貿易額・投資額について、本事業開始直前の額と比較して3倍以上を達成できるようにする。</p>	○ 平成21年度	○ 日露貿易額・投資額については、貿易統計等を用いモニタリングする。また事業全体の進捗については、事業実施者である（社）ロシアNIS貿易会に対して、事業の進捗状況や現状について定期的に聴取。
	日・EU産業協力促進事業（補助）	<p>△ 各事業が相俟って、日EU間の人、モノ、サービスの交流の活発化を促す。具体的には、①欧州のビジネスに関するセミナー開催を通じて相互ビジネスの認識不足を解消する、②日EUの産業界の対話を通じてビジネス環境の整備および投資交流の促進を促す、③研修事業を通じて日・EU間の産業協力を担う人材を育成する、等。これらの協力をベースに、当面は日EU間で新たな経済連携の枠組みを構築することを目指す。</p>	○ 平成21年度	○ 日EU間の貿易、投資額等の定量的指標や日EU間の経済連携の枠組み構築に向けた取り組みの進展状況をモニターする。
	日韓産業技術協力共同事業体拠出金（拠出金）	<p>△ （財）日韓産業技術協力財団が韓日産業・技術協力財団（韓国側の事務局）と共同で、部品・素材分野における産業交流事業やビジネス交流促進事業、地域間交流事業等を実施し、日韓両国企業の産業・技術協力の拡大を図り、日韓貿易不均衡等の問題を解消し日韓EPAの早期交渉再開・締結に繋げることを目標とする。成長著しい東アジア地域の経済連携の核となり、我が国の経済発展に大きく寄与する日韓EPAの締結に向けて、本事業を継続して実施していく。</p> <p>1. 日韓ビジネス交流促進事業 (1) 日韓中小企業情報交流センター事業 平成20年度より日韓中小企業情報交流センターを日韓両国の事務局内に設置し、日常的に日韓の中小企業からの相談に応じるほか、専用のWEBサイトを通じて取引先となりうる企業の概要や製品・技術等の情報を提供したり、個別企業に対するビジネスマッチングを行い、実際の商談に繋がるよう支援する。</p>	○ 平成21年度	○ ・セミナー事業では参加者のアンケート、実習参加企業作成の実習報告書、参加企業・社長へのヒアリング、商談会・交流ミッション等では参加企業へのアンケート・商談内容のヒアリングをもとに確認。技術指導では事前選定時の状況確認、社長面談、専門家による診断、成果発表会での発表内容の評価を実施。 ・実施状況については、各事業ごとの報告書に記載（セミナー事業のアンケート例 講演内容、参加目的、今後の希望、実施内容など技術指導の例 指導内容の社内発表評価、発表会での専門家講評・参加企業ヒアリング）。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(2) 日韓中小企業商談会開催事業 日韓両国の部品・素材産業における技術力・競争力強化を目指し、中小企業間の相互補完的な関係を構築し、技術提携・合弁事業の拡大を目的とした商談会を日韓両国において開催する。</p> <p>2. 環境・省エネルギー関連事業 (1) 環境・省エネルギー関連セミナー 日韓両国で政府の重要施策として位置づけられている環境・省エネルギー分野において、韓国企業より技術的に進んでいる日本企業の環境・省エネルギー関連のセミナーを実施し、啓蒙と関連技術の向上を図り、日韓における環境関連ビジネスの交流拡大を図る。また、日韓の環境・省エネに関するフォーラムを開催し、日韓の相互理解と連携を深める。</p> <p>3. 地域間交流事業 日韓両国地域間の貿易、投資及び産業技術分野における相互協力と地域間交流・クラスター交流を支援し、両国地域の経済連携や技術開発を促進する。 (1) 九州・韓国産業交流事業 九州と韓国の貿易、投資及び産業技術分野における協力と地域間交流を促進するため、九州・韓国産業交流会議を開催し、併せて参加企業による商談会を実施する。 (2) 北陸・韓国産業交流事業 北陸と韓国におけるパートナーシップの構築（地域間交流の促進）及び産業分野協力を促進するため、北陸・韓国産業交流会議を開催するとともに、北陸投資環境セミナーの開催や商談会を実施する。 (3) 石川・韓国企業交流事業 石川県と大邱広域市のIT企業間のビジネス交流及びクラスター交流を促進するため、日韓両国でビジネス商談会を開催する。また商談会におけるマッチング効果をより高めるために事前に日韓両国地域における企業実態調査・ニーズ調査を実施する。</p>		

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(4)九州・韓国南部クラスター交流事業  部品・素材産業分野、IT産業分野、環境産業分野において、地域間・クラスター間・企業間の交流を活性化し、九州・韓国南部地域の貿易、投資の拡大を図るため、広域経済連携モデル策定の調査を実施するとともに、個別ビジネス商談会を実施する。</p> <p>4. 産業・技術交流事業  (1)先進企業技術交流事業  韓国中小企業の技術力・競争力の向上を目指すために、韓国から中堅技術者や管理職を招聘して、日本企業で技術実習や研修を実施し、日本の商習慣やビジネス手法を学んでもらうとともに、技術・経営上の課題をテーマとして勉強会を行い、次世代の日韓関係を担う企業人の育成・交流を進展する。</p> <p>(2)技術普及事業  韓国中小企業の経営者を対象として、生産性向上・品質改善、環境管理・省エネ分野に関する技術指導を行い、管理技術・技術レベルの向上を図る。</p> <p>5. 調査・広報事業  (1)財団ホームページの拡充及びパンフレット作成  財団のディスクロージャーを図り、財団が実施する事業をより多くの人に認知・参加してもらうために、ホームページの拡充・更新及びパンフレットの作成を行う。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
	<p>アジア産業基盤整備推進委託費（委託費）</p>	<p>△ 1. 地域ごとにインフラ整備と産業開発の一体的な開発計画を策定することによって、アジアにおける産業開発を促進。開発計画の策定に当たっては、産業界のニーズを良く聞いた上で、アジアにおける企業の投資環境を整備。特に、中小企業にとっては、投資環境の整備が重要であり、中小企業が事業を展開しやすい環境整備を図る。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 我が国企業のアジアにおける利益の国内への還流額及び我が国からアジアへの投資額</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>2. 民間資金によるインフラ開発を促進するため、収益性の見込まれるインフラ案件のパッケージを組成する。具体的には、収益性は低い、社会、経済的に需要が高く、従来は公的資金で整備されてきたインフラの開発（道路、鉄道、港湾等）と、収益性が高く民間投資により整備されてきた開発（工業団地、物流基地、住宅・商業地等）を組み合わせてパッケージ化する。本事業は、このような仕組みでアジアの広域開発を行う「アジア総合開発計画」の策定を行っている E R I A において、先行的にインフラ案件のパッケージ組成し、成功事例を生み出す。</p>		
12	貿易投資促進	<p>△ (1) 地域間の広域連携等による外国企業誘致を通じた地域産業集積の活性化。 (2) 我が国企業のグローバル展開に資する外国企業との提携（アライアンス）構築。</p>	○ 平成23年度	<p>○ (1) 「広域連携地域支援事業」において採択する外国企業誘致に取り組む広域連携地域数、「外国企業立地等促進支援事業」を通じた地域への外国企業招へい数及び外国企業進出数。 (2) 「外国企業マッチング支援事業」を通じた外国企業と国内企業・地方自治体との個別商談件数及び外国企業進出数。</p>
13	国際博覧会出展事業委託費（委託）	<p>△ ・上海博や麗水博への政府出展を通じ、日本のライフスタイル・価値観・文化、地球的課題解決への取り組み、技術等が世界に認知され、日本ブランドとして発信されることで、貿易・投資相手国としての日本の魅力を高めていく。 ・愛・地球博の理念の継承や同博の経験を活かした今後の国際博覧会への協力をを行う。 ・魅力ある日本コンテンツの発信を通じて、急成長が見込まれるアジア市場への浸透を図る。</p>	○ 平成23年度	<p>○ (1) 上海博における日本館への来館者数の把握。 (2) 日本館来場者に対するアンケートの実施による日本への認知度の深まりや好意度の高まりの把握。 (3) コ・フェスタin上海の来場者数の把握。</p>
13	経済協力の推進	<p>△ 1. 円借款及び民活インフラ案件形成等調査事業 本事業では、我が国企業の優れた技術・ノウハウを活用した民間提案型の円借款案件形成調査及び民活インフラ案件形成等調査等の実施を通じて、我が国の優れた技術やノウハウを活用した円借款案件・民活インフラ案件の実施が拡大するとともに、途上国の産業・物流インフラ整備等が進捗することを目標とする。</p>	○ 平成21年度	<p>△ 1. 円借款及び民活インフラ案件形成等調査 毎年、既存の調査案件に関するアンケート調査を実施して進捗状況等を確認する。また、直近年度に実施した調査結果について、PDM手法による評価を行う。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>2. 援助信用商業可能性等調査事業  本事業では、当該タイド案件について非商業性を証明するための調査を実施し、OECD輸出信用アレンジメントのコンサルティング会合における商業性判断の審査をクリアして、我が国の「顔の見える」援助を推進するためのタイド円借款を実現することを目標とする。</p> <p>3. 中核拠点整備費  広域地域開発の結節点となる地域の産業集積の形成や我が国インフラサービス事業の海外展開が進捗することを目標とする。</p>		<p>2. 援助信用商業可能性等調査  随時、経済産業省において、調査結果等を過去のOECDコンサルティング会合の議論と対比し、タイド円借款案件の非商業性を立証するための資料として使用するか等の観点からフォローしている。</p>
海外開発計画調査事業（委託）	△	<p>我が国の経験を活かしながら政策的提言（中小企業支援や投資促進等）、技術的提言（再生可能エネルギーの導入や地方電化を含む電源開発等）を行うことにより、開発途上国からの要請ベースでの開発課題（ハードインフラ整備計画策定やソフトインフラ（制度）構築）解決につなげることを目標とする。  また、これらの開発途上国の発展の推進を行うと共に、これらのインフラ整備に附随する事業を我が国企業等が関与しうる効果も見込める。</p>	○ 平成21年度	○ 例年、アンケート方式によるフォローアップ調査を実施。
貿易投資円滑化支援事業（委託）	△	<p>従来から重点的に技術協力を展開している5分野（環境・省エネ、物流等）の実施とともに、経済産業技術協力研究会報告書（平成19年7月）に基づき、日本の産業発展の基盤を果たした技術や制度等のうち、アジア標準として選定した9つの制度・システム（化学品安全情報管理、公害防止管理者等）につき、その普及・展開に努める。  また、開発途上国において経済発展を阻害している産業構造や経済制度の改革に資する分野、喫緊の課題である環境・省エネ等の分野のうち、政策的に支援すべき案件について技術協力事業を展開する。  なお、アジア標準として選定した制度・システムについては、経済産業技術協力研究会報告書にてロードマップを作成し、展開目標と技術協力資源の投入計画を設定しているところ、ロードマップに沿った着実な事業展開を図ることとする。最終目標は、「アジア標準」とされた制度・システムについて、事業実施国での導入・普及等を図るものである。</p>	○ 平成21年度	<p>○研修事業  研修生等に対するアンケート等により研修の満足度、研修前後における知識習得の達成度を測ることにより、より効果的な研修目的やカリキュラム等の再考、研修環境等の改善に反映させていく。</p> <p>○専門家派遣事業  派遣先等に対するアンケート結果等によって、OECDのDAC（開発援助委員会）策定の評価基準（1991年にDACで提唱された開発援助事業の基準（妥当性、有効性、インパクト、効率性、自立発展性））を準用しつつ、個別案件毎に目標達成状況及び今後の課題について整理していく。</p> <p>○実証事業  実証事業者に対するフォローアップ調査等によって目標達成状況及び今後の課題を整理していく。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(アジア標準分野の目標例)          公害防止制度…日本の公害防止技術を移転しつつ、公害防止関連法令の整備等を行う。          中小企業経営基盤強化…中小企業診断士制度の普及を行う。          情報処理技術者試験制度…情報処理技術者試験制度の普及、自立的実施に向けた支援等を行う。</p>		
	<p>アジア産業基盤強化等事業(委託)</p>	<p>△ 開発途上国における貿易投資環境の整備に係る政策立案・制度構築支援、人材育成支援等を実施するにあたり、様々な技術協力ツール(※)を効果的に活用していくための基礎的調査を行うとともに、調査に係る相手国に対して調査結果の啓蒙活動や調査結果に基づく提言活動を行うことを目標とする。具体的には、将来の施策立案への参考や案件発掘に向けた成果の活用等。          ※METI所管の技術協力ツール例…海外開発計画調査委託費、貿易投資円滑化支援事業(専門家派遣事業・研修事業・実証実験事業)、経済産業人材育成支援研修事業、経済産業人材育成支援専門家派遣事業、研究協力推進事業</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 貿易投資環境の整備に係る基礎的調査結果を踏まえ、政策立案・制度構築支援、人材育成支援等への企画立案件数を調査し、また、結果については報告会を開催し、結果に関する議論を行う。</p>
	<p>日・アセアン貿易投資観光促進センター(拠出金)</p>	<p>△ (1)貿易関係、展示会事業については、日本人専門家をアセアンに派遣し、日本市場のニーズに合った魅力あるアセアン製品の選定協力や製品改良のためのアドバイスを行う、さらにアセアンセンター多目的ホールやビッグサイト等において展示会や商談会を開催することによってアセアン諸国から日本へのアセアン製品の輸出促進を目指す。           (2)投資関係、投資セミナー開催事業については、日本の投資家にアセアンへの投資インセンティブを与えるため、貴重な情報を提供できるハイレベルの政府高官の講演や現地投資家によるセミナーを開催することによって、アセアン投資環境への日本のニーズの理解を促進させ、投資環境改善を目指す。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ (1)貿易・展示会事業について、商談会の約6ヵ月後に、貿易振興機関を通じて、出展者にアンケートを実施、貿易振興機関経由で回収。          ①商談会終了後、3ヶ月程度の間に初回のフォローアップを実施。その後、6ヶ月、1年、2年など複数回実施。          ②出展企業に直接送付、回収。          貿易振興機関は、CCにて連絡。           (2)投資関係、投資セミナー開催事業について、セミナー内容の評価を聴取。左に加え、投資検討状況や今後の投資可能性を調査。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	経済産業人材育成支援事業(補助)	<p>○ ①研修事業  現在、アジアの現地法人の従業員数は280万人(出展：海外進出企業総覧)であるが、我が国製造技術の移転により、開発途上国の技術系人材育成を行う上で、この中核となる中間管理職38万人強程度の育成を進めていくことが重要である。一方、AOT Sの経済産業人材育成研修事業における年間研修予定人数は約0.4万人であり、上述の育成目標に対して約1%程度のカバー率である。今後も、産業のグローバル化に伴い育成対象者数は増加していくものと考えられることから、当該カバー率を維持しつつ、開発途上国の産業人材育成ニーズを捉えた研修事業を、積極的に実施していくことが必要である。</p> <p>具体的に平成22年度は、開発途上国より約3,179人(前年比約550人減)の研修生を受け入れ、海外研修を約25コース(前年比約55コース減)実施し、技術移転及びこれを通じた人材育成を支援するとともに、経営の現地化に資する技術系管理者層の人材育成及び環境技術管理手法の普及等を強化していく。</p> <p>研修の実施においては、研修生及び研修生受入企業から80%以上の満足度を得るとともに、帰国後の研修生の研修効果、成果を調査し、研修の意義・役割の評価を行うことで、より開発途上国の産業界のニーズに合った研修事業を展開していく。</p> <p>②専門家派遣事業  経済のグローバル化が進展する中で、それに対応すべくアジア諸国を中心とした開発途上国の製造技術等の人材育成支援を通じて、安定的成長及び環境改善を支援するとともに、我が国にも還元されるような相互利益となる専門家派遣事業を実施する。</p> <p>現在、アジアの現地法人の従業員数は280万人(出展：海外進出企業総覧(2008))であるが、我が国製造技術の移転により、途上国の技術系人材育成を進める上で、この中核となる中間管理職38万人強程度の育成を進めていくことが重要。一方、JODCの年間専門家派遣人数は約240人であり、これらの専門家による現地従業員指導対象者数は最大5千人弱程度。上述の育成目標に対して年間あたり数%程度のカバー率である。</p>	○ 平成21年度	○ ①研修事業 研修生、受入企業等に対するアンケート等により研修の満足度、研修前後における知識習得の達成度を測ることにより、より効果的な研修目的やカリキュラム等の再考、研修環境等の改善に反映させていく。 <p>②専門家派遣事業  派遣先企業等のアンケート結果等によって、OECDのDAC(開発援助委員会)策定の評価のための5項目(1991年にDACで提唱された開発援助事業の評価基準(妥当性、有効性、インパクト、効率性、自立発展性))を採用し、本5項目について評価する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>今後、産業のグローバル化に伴い育成対象者数は右肩上がりとなることを考えても、最低でも現状の年間カバー率を維持しつつ、今後人材育成人数の向上に努め、引き続き開発途上国の裾野産業分野等の発展に貢献する事が重要である。平成22年度にはこれまでの指導を継続しながら、よりグローバルなニーズに応えた専門家派遣事業を実施するために、環境技術・管理手法等の指導による地球の環境改善に貢献する事を目指す。</p> <p>③留学生受入推進等事業 平成20年度までの留学生入居者数の累計が所期の目標であった5,000名を突破。引き続き宿舍提供協力企業数、提供枠の拡大に努めるとともに、受入留学生数の増を目指し、平成25年度までに、新たに累計で1,000名の受入留学生数を目標に設定、将来のアジア等開発途上国における産業人材の育成に資する。</p>		<p>③留学生受入推進等事業 本事業の実施機関である(財)留学生支援企業協力推進協会の役員会、諮問会議等において、協力企業数や受入枠、入居留学生数の動向について、また退寮した留学生を対象とした事後評価アンケートの実施結果について審議している。 インターフェイス支援事業のフォローアップとして、留学生が帰国後に母国において、協力日本企業との交流経験報告会を開催することにより、当該国と我が国との相互理解の一層の促進、企業との連携強化を図っている。</p>
	<p>経済連携人材育成支援研修事業(委託)</p>	<p>△ E P Aに基づき、研修生の受け入れを確実に履行することが必要である。そのために入国後の6ヶ月間の日本語研修を次の研修目的・目標に沿って策定された研修カリキュラムに基づき実施する。</p> <p>①研修目的：日常生活における基礎的な日本語能力及び施設における利用者や職員との最低限の日本語コミュニケーション能力を習得する。 目標：基本的な日本語を使った就労を可能にするレベルの日本語習得。</p> <p>②研修目的：自立的かつ安定的に就労・研修・生活するための基礎的能力を獲得する。 目標：日本での生活者として、及び看護師・介護福祉士として必要な日本社会への理解、日本の生活習慣と職場適応能力の習得。</p> <p>また研修環境面では、6ヶ月という長期間の研修への対応として、日本語学習や日本での生活に関する相談、病気時の対応、宗教等に配慮した食事の提供等、研修生が快適に研修を受講できる環境確保に配慮する。 ・フィリピンからの看護師・介護福祉士受入人数 690人</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 研修の適切な実施と効果の把握のため、研修開始前、終了後に、研修生へのヒアリング、アンケート等を実施し、日本語理解度や研修環境に対する満足度等を把握し、事業を評価する指標とする。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	産業人材裾野拡大支援事業（委託）	△ アジアを中心とした現地産業人材の候補生を育成するとともに、現地日系企業における就業への理解促進を目的として、現地高等教育機関及び産業人材育成機関において、ビジネス日本語・日本企業文化普及講座支援、中堅・中小の日系企業等の合同ジョブフェア開催を一体的に行い、これらの取組への大学生等の現地人材の参加者と、参加した企業の数の確保を目標とする。これらの参加者・参加企業の確保は、産業人材の候補生を育成しつつ現地日系企業の就業機会の確保につながり、我が国のものづくり技術等を現地人材への移転することで、「13. 経済協力の推進」の施策目標である「③産業人材育成の強化」に貢献する。	○ 平成21年度	○ 現地大学・産業人材育成機関において行う、ビジネス日本語・日本企業文化普及講座、合同ジョブフェアに対する大学生等の現地人材の参加人数と、合同ジョブフェアに参加した企業数を指標とする。また、現地技術協力機関等を通じてアンケートや追跡調査等のフォローアップ調査を行い、実際に就業した現地人材の人数を可能な限り把握する。
	研究協力事業（補助）	△ 我が国と開発途上国の研究機関等が、新エネ・省エネ・環境分野を中心とした技術開発課題を共同で解決することにより、我が国の高度な研究開発能力を効率的かつ効果的に開発途上国に移転できる。これにより、開発途上国が新エネ・省エネ・環境分野を中心とした技術開発課題を自ら解決するために必要な研究開発能力を効果的に身に付けることができ、ひいては、開発途上国の自立的発展に繋がる。	○ 平成21年度	○ 補助事業者に対し追跡アンケート等を実施することにより、我が国が有する新エネ・省エネ・環境を中心とした分野の技術移転によって、途上国研究機関の能力が向上した成功事例数などを調査する。
	アジア生産性向上事業（委託）	○ (1) アジア生産性向上事業 ○ 生産性向上に関しアジア各国から要望のあった事業については、各国NPOの職員が自力で自国内の企業等を指導できるようになること。 ○ 訪日事業（アジア生産性視察団、国際研修コース）については、 1) 参加者から平均80%以上の満足度評価を得ること、 2) 帰国後の活用について「経営改善のためのアクションプランの作成」等、事業成果が有効活用される割合が75%以上となること。  ○ (2) アフリカ生産性支援事業 ○ パイロット事業については、対象企業において主要な品質・生産性指標（納期、不良率・返品率、稼働率、歩留まり、コスト、売上・利益、顧客満足度）を向上させることにより、目に見える形での「生産性向上活動の成果」を創出すること。 ○ パイロット事業での成果をまとめた「ベストプラクティス集」を作成すること。	○ 平成21年度	○ 研修生に対するアンケート、派遣専門家による派遣報告書等を通して、満足度評価を集計する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	共同資源開発基礎調査事業(委託)	<p>○生産性普及セミナーでは、1ヶ国で50名以上の企業経営幹部、労働組合代表等が参加すること。</p> <p>○訪日事業においては、参加者から平均80%以上の満足度評価を得ること。</p> <p>○委託先民間団体等が資源保有開発途上国の民間企業等と共同で資源開発調査等を行うことにより、我が国の有する探鉱開発に関する優れた技術、ノウハウの技術移転を図る。また、調査の成果を基に資源開発が行われ生産段階に至った場合には、雇用創出・外貨獲得等を通じて、当該国の経済発展への貢献を図る。</p> <p>なお、これらの探鉱開発活動の成果により、鉱山開発に至った場合、資源保有開発途上国に新たな鉱山ができることで多くの雇用創出・外貨獲得等の機会が生まれ、長期的な人材育成及び技術移転によって現地に浸透した技術力の活用の場も提供され、より自立的・組織的に確立された産業人材の育成となり、資源保有開発途上国の経済発展に寄与することとなる。</p> <p>具体的数値目標としては、年間40人程度、5か年で計200人程度の技術者に対し、共同調査の実施によって探査技術、衛星画像解析技術及び評価技術等の技術移転を図り人材育成を行う。</p>	○平成21年度	○調査終了後、当該技術者に対するヒアリング等を行い、共同調査実施中の技術指導に係る満足度や技術移転された技術・ノウハウがその後の自国の資源開発案件に役立つものか等の意識調査を実施し、80%以上の満足度を得ることを目標とする。
	国際連合工業開発機関拠出金	△グローバルに展開する国際機関としてのネットワークを活用して、当省独自のツールのみでは達成し得ない、アジア以外の地域を含めた開発途上国への協力や世界的規模の課題に対する支援事業を実施する。	○平成21年度	○事業実施後、開発途上国への投資につながった事例を、東京ITPOによる在京アフリカ大使館へのアンケート等を通じて調査する。
14	貿易管理 安全保障貿易管理対策事業(委託)	△①迂回調達調査 懸念国による大量破壊兵器等関連貨物・技術の迂回調達実態の解明のため、懸念国と周辺国との国境付近での迂回調達活動の実態、周辺国に所在する企業のうち迂回調達に関与している可能性がある企業等について、内外の専門機関等から情報を収集し、分析を行い、アジア地域等における諸外国の輸出管理制度の運用実態について把握した上で、懸念国による迂回調達手法のほか、頻繁に設立・解散するフロントカンパニーの最新の情報を取得し、輸出管理の実効性を確保する。	○平成25年度	○委託先企業に対し、適宜ヒアリングを行い、進捗状況を把握する。 ○モニタリング指標 ①迂回調達調査、②懸念国大量破壊兵器等開発・調達動向調査、③機微技術動向調査 ・懸念企業に関する調査報告件数 ・各調査を行った国数 ④安全保障貿易普及啓発活動 ・各国において開催するセミナー実施件数 ・日本において開催するセミナー参加国数 ・アンケート調査によるアジア各国・地域の輸出管理制度の整備状況

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>②懸念国大量破壊兵器等開発・調達動向調査  懸念国における大量破壊兵器関連企業等の調査を行い、基礎データを収集することにより、年々変化するこれらの開発・調達動向を正確に把握し、輸出管理の実効性を確保する。</p> <p>③機微技術動向調査  各国の輸出管理制度・運用を参考にしつつ、我が国内の貨物・技術のうち、工作機械や先端素材等いくつかの個別分野において懸念国等による調達のターゲットとなる可能性の高い貨物・技術の概定を行うことにより、特に警戒すべき技術分野における輸出管理の実効性を確保する。</p> <p>④安全保障貿易普及啓発活動  アジア輸出管理セミナー、産業界アウトリーチセミナーの開催により、アジア各国・地域の輸出管理担当及び企業等による輸出管理の担当者の理解をより深める。また、各国・地域の貿易管理を政策として扱う部局等との情報共有を可能とすることにより、輸出管理制度の整備及び実効的な運用の実現を促進する。</p>	<p>○ 平成25年度</p>	<p>○ ・専門家派遣等依頼件数  ・セミナーへの参加人数  ・輸出管理に係る社内規程の制定・改正数</p>
3.	ものづくり・情報・サービス産業政策			
15	ものづくり産業振興 製造基盤技術実態等調査(委託)	<p>△ ・製造業全般にわたる広範なデータ収集や調査研究・分析を行い、それらに基づいた的確な政策の実施を通じ、我が国製造業の国際競争力の維持・向上を図る。  ・「ものづくり基盤技術振興基本法」第8条に基づいて年次報告書(ものづくり白書)を作成し、閣議決定する。また、一般向けに広く普及を図る。  ・「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく技術の指定・研究開発支援等を実施する上で必要な調査を行い、法律の適切な執行を行う。</p>	<p>○ 平成25年度</p>	<p>○ ①委託調査の成果の活用状況、公表した調査結果への普及の状況  ②ものづくり白書(市販版)の市販部数、ものづくり白書の説明会の回数と参加者数  ③経済産業省HPに掲載している白書ページのアクセス数など</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	皮革産業振興対策事業（補助）	<p>△ 1. 皮革産業国際化等推進事業          自らが属する業界の枠を超えることが容易でない皮革産業の各業種において、国際感覚を持った経営者や後継者、従業員を育むために、他業種を含めた内外の各種関係情報の収集提供とともに、輸入攻勢を掛けるアジア、LDC諸国の皮革産業事業者等と意見・情報・技術等の交流を促進する。          平成20年度については、ブラジル皮革産業の現状等の情報収集を行うとともに、ブラジル市場にアプローチするため、ブラジルで活躍する日本人、及び日系人の方とブラジルで取り組んでいるビジネスについてセミナー形式で意見交換等を行った。          平成21年度については、皮革文化の伝統がある欧州や、一大皮革消費地のアメリカ等へ調査団を派遣し、皮革産業に関する情報収集や関係団体との交流等を図る。          平成22年度については、引き続き、日本の皮革業界と関連が深いと考えられる国々への調査団派遣や、皮革関係国際会議への出席等を行うことにより、皮革産業に関する情報収集や関係団体との交流等を図る。</p> <p>2. 皮革産業高付加価値化事業          欧米皮革先進国に比べ見劣りがすると指摘されている我が国皮革産業の商品開発力やデザイン力の向上を図るため、全日本革靴工業協同組合連合会主催の「ジャパンシューエキスポ」や協同組合資材連主催の「東京レザーフェア」等への支援を行い、関連業種間・異業種間のみならず、消費者と直接交流する場を提供するとともに、優れた皮革製品に触れること等により皮革産業事業者の意識改革を図る。          平成21年度については、平成19年5月製革業の集積地である姫路に開設された若手タンナーが中心となったアンテナショップへの支援を引き続き行い、他業種等とのコラボレーションや人材育成を目指す。また、現在大半が廃棄されている駆除された日本鹿の皮を利用した革製品等の開発を引き続き支援し、ジャパンブランドの確立を目指す。</p>	○ 平成25年度	○ 各事業の実施内容に応じて、補助事業者毎に事業者が想定する成果・事業効果が達成されたか否か、達成されなかった場合の原因分析等をもって、本事業の成果を検証する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>また、現在大半が廃棄されている駆除された日本鹿の皮を利用した革製品等の開発を引き続き支援し、ジャパンブランドの確立を目指す。</p> <p>平成22年度については、引き続き「シューエキスポ」や「東京レザーフェア」等への支援を行い、我が国皮革産業の商品開発力やデザイン力の向上を図る。</p> <p>3. 製革業公害防止対策</p> <p>近年の環境意識の高まりにかんがみ、環境対策を行わない産業は、産業としての持続性に乏しいことから、非クロム化に向けた取組等を通じたエコレザーの普及促進等、皮革産業が行う環境対策について支援を行う。</p> <p>平成21年度については、植物タンニン鞣し等の非クロム化に向けた研究開発等を通じ、平成18年度に基準値が設定され現在認証制度確立に向けた検討がなされている日本エコレザー基準値（JES基準値）に適合した革の普及促進を図ることにより、競争力強化を目指す。また、JES基準を満たすための技術的課題の検証、革中六価クロムの発生原因の検証、健康被害を及ぼす原因となるホルムアルデヒドの革製品への移染の問題等について引き続き検証を行い、消費者に信頼される革を作るための研究事業等を行う。</p> <p>平成22年度については、引き続き非クロム化に向けた取り組み、JES基準を満たすための技術的課題の検証等を通じた消費者に信頼される革を作るための研究事業等を行う。</p>	<p>-----</p>	<p>-----</p>
	<p>伝統的工芸品産業振興補助事業（補助）</p>	<p>△ 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」第24条に基づき伝統的工芸品産業振興協会が実施する事業概要は以下のとおり。</p> <p>1. 人材確保及び技術・技法継承事業：  熟練従業者に対する「伝統工芸士」認定、後継者育成等に貢献した者の褒賞、大学生・社会人を対象とした製作体験事業等</p> <p>2. 産地等指導事業：  表示指導事業、プロデューサー等とのマッチング、産地調査・診断事業、原材料・用具等の生産基盤に係る情報提供事業</p>	<p>○ 平成25年度</p>	<p>○ 伝統工芸士認定数、学生・社会人への実演・研修事業受講者数、表示検査体制の指導件数、全国伝統的工芸品センターへの来客数、伝統工芸品コンクールへの出品件数、フォーラム事業による異分野とのマッチング件数、伝統的技術・技法活用製品の展示件数等</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>3. 普及推進事業： ITを含む広報媒体、海外イベント、国内の月間推進イベント等を通じた情報発信事業、全国伝統的工芸品センターにおける常設・特別展示</p> <p>4. 需要開拓事業： 伝産品の公募・顕彰を行うコンクール展示会、作り手とデザイナー等の他セクターとのマッチングによる新商品開発フォーラム事業、伝統的技術・技法を応用した活用製品展示会、海外イベントへの参加</p>		
	伝統的工芸品産業支援補助事業（補助）	<p>△ 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、伝統的工芸品の産地が取り組む以下の事業を通じて、一産業として、伝統的な技術・技法を将来に継承するための基盤を構築する。22年度要求では、需要拡大に資する事業を最重点に位置付けて補助事業費の配分を見直し、事業審査において、より効果的な需要開拓事業が盛り込まれている申請を最優先とする。</p> <p>1. 後継者育成事業：後継者育成のための研修、体験指導等（「振興計画」）</p> <p>2. 需要開拓事業：展示会開催による需要開拓、意匠開拓（「振興計画」、「共同振興計画」）</p> <p>3. 産地活性化事業：伝統的工芸品を活用した産地活性化、産地間交流（「活性化計画」、「連携活性化計画」）</p> <p>4. 地域人材育成・交流支援事業：産業振興に係る人材育成、消費者等との交流（「支援計画」）</p> <p>5. 産地プロデューサー事業：新商品開発、販路開拓（「支援計画」）</p>	○ 平成25年度	△ 具体的な事例報告から成果を確認。
	キッズデザイン製品開発支援事業（委託）	<p>○ 子どもの事故情報の分析・共有システムの構築、専門家・研究者のネットワーク及び企業・業界団体のネットワークの構築とこれらの共同による実証的なプロジェクト事業を行う。24年度での目標として、22年度からの3カ年の事故情報の詳細分析と実証について36件の実施を目指す。また、「キッズデザインの輪」（子どもの事故のCG映像やデータ統計の閲覧・検索が可能なWebサイト）のアクセス数4.5万件を目指す。</p>	○ 平成25年度	○ 事故詳細分析・実証件数については、本事業の実績により観測を行う。実証による事故予防への効果については、専門家・研究者、企業・業界団体のヒアリング等により観測する。情報の共有・発信状況の活用については、当該事業のHP「キッズデザインの輪」へのアクセス数によって観測する。また、事故情報の活用状況については利用者へのアンケート等により観測する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議の開催	△ COP10を円滑に実施することにより、ホスト国としての責務を果たす。	○ 平成25年度	△ 新聞等の報道を通じ、COP10開催の結果について評価を得ることが可能。
17	サービス産業強化 サービス産業生産性向上支援調査事業（委託）	<p>△ 下記の目標を達成することにより、サービス産業の効率と質を引き上げ、サービス産業全体の生産性を向上させる。これにより、日本経済の持続的成長を図る。</p> <p>○ より合理的かつ効率的で、顧客の潜在的ニーズを捉えた競争力あるサービスの創出 「経験と勘」に加えて、顧客・従業員のニーズ、特性を把握・分析した科学的・工学的な手法や製造業の管理ノウハウの適用事例を創出・蓄積し、これを全国に波及することにより、サービスプロセス改革による効率化を実現した新たなサービスの創出と飛躍的な生産性向上を全国レベルで実現する。</p> <p>また、事例分析WG（仮称）において、製造管理ノウハウを活用したプロセス改善事例やこれまでサービス産業の生産性向上の先進事例として蓄積・収集してきた「ハイ・サービス日本300選」の事例を、より事業者を活用されやすい形（体系化されたノウハウ、パッケージ）にツール化して整理・分析し、これを全国各地でのセミナー等で中小企業も含めた全国のサービス事業者に向けて展開する。これにより、各事業者に「気づき」を与え、先進事業者の手法を実際の事業の中で実践することにより、サービス産業全体の底上げを実現する。</p> <p>○ サービス品質の可視化による効率及び品質・信頼性の向上と競争を促進する環境の実現 業種横断的に顧客満足を比較可能な日本版CSIモデルの運用・普及、サービス品質の可視化を可能とする指標等の構築、品質・認証基準の策定とこれに基づく品質認証・認定制度の構築、個別トラブルの迅速な解決に資する外部機関（ADR機能を含む）の仕組みの構築支援を行うことにより、サービスの品質を「見える化」して、消費者が自ら求めるサービスの品質を把握・選択することを可能とする。</p>	○ 平成21年度	○ ・サービスプロセス等を活用した改善手法を適用した事例数 ・サービス産業におけるCSI対象業種の占める割合（付加価値額ベース） ・「ハイ・サービス日本300選」の選出数 ・グローバル・サービス・フォーラムへの参加企業・団体数 ・健康長寿・少子高齢化分野におけるサービスプロセス等を活用した改善手法を適用した事例数

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>○体系的な人材育成プラットフォームによるキャリアパスの可視化 業種内や業種間共通に必要なとされるスキルやノウハウを明確化し、より戦略的に人材を育成していくための能力評価の仕組みを整備することにより、サービス産業に従事する者のキャリアパスを「見える化」し、サービス産業人材の技能向上、高品質・高効率なサービス産業を担保する人材育成を実現する。</p> <p>○ビジネス環境整備支援 新たなビジネス環境のあり方について分析・提示することにより、サービス産業の新領域への展開、既存領域における市場の開拓のきっかけとし、既存のサービス産業の改善・最適化に向けた取組との相乗効果によって、高い生産性向上を実現する。</p> <p>○サービス産業のグローバル展開の促進 現地消費市場情報やベストプラクティスを収集・共有するとともに、官民合同ミッションの派遣を実施する等、業種横断的、かつ産学官の連携による施策を展開するとともに、海外からの顧客を積極的に取り込むことで、これまで必ずしも国際展開が積極的になされていない我が国サービス業の国際展開が進み、生産性向上や市場フロンティアの拡大・持続的な経済成長を実現する。</p>		
	<p>安心ジャパン・プロジェクト（委託）</p>	<p>○(1)健康共創プラン ・高付加価値型健康長寿サービス創出基盤整備事業 各事業者や自治体等が連携し、フィットネス、外食、食材流通等のサービス産業事業者－医療機関－介護施設間の業務連携ガイドラインや品質基準及びITを活用した新たなビジネス・モデルの前提となる標準情報項目や保険制度との連結を可能とするためのプロトコルの検討・設定に基づいたシステムの仕様検討・設計・開発等を行う。</p>	<p>○平成21年度</p>	<p>○(1)健康共創プラン 実証事業の進捗については、有識者からなる委員会を設置し、進捗状況を把握する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>・地域見守り支援システム整備事業 平成21年度は、機器・情報システムの仕様検討・設計・開発を行い、併せて関連するサービスの検討を行う。並行して、システム構築や運用のための標準規約や運用ガイドラインの暫定版策定を行う。平成22年度と平成23年度は、実際に運用を行い、開発した機器・システムやその運用・管理に関する課題抽出と改善を行い、最終版の機器を開発し、併せて関連サービスの試行・拡充を行う。並行して標準規約や運用ガイドラインの改訂を進め、最終版を策定する。</p> <p>・車載ITシステムを活用した緊急医療体制の構築 (最終目標) 本事業で開発されるシステムを構築することにより、救急搬送時の搬送先(医療機関)への受入先照会回数を低減し(現在約20%の複数回の受入先照会を初回の受入先照会で完了させる)、救急配送時間を短縮することで、救急搬送の迅速な対応が可能となる社会を目指す。</p> <p>(本事業の目標) 22年度までに「医療機関における医療スタッフ状況等に関する情報を収集するためのシステム」「センターシステム(エージェントシステム)」「救急車両に搭載する車載システム」「センターシステム(エージェントシステム)と車載システムとを通信で接続するシステム」の実証実験を、23年度に3~5か所、24年度に7~10か所の医療機関にて実施し、本システムの信頼性、有効性、確実性等を実証する。</p> <p>(2)地域生活インフラ形成促進事業 広範で密なネットワークと豊富なツールを有している民間事業者等が、地方自治体と連携し、地域の生活の安心を支える新たな「地域生活インフラ」形成の一端を担う社会を目指す。22年度には、数件の先進的な取組を選定。各取組における制度的課題を整理しながら、新たな生活インフラの構築を支援する。</p>		<p>・地域見守り支援システム整備事業 ○事業の進捗については、有識者による推進委員会を設置し、事業の評価を実施。 ○有識者によるシステム経営検討WGを設置し、事業の効果・成果の評価指標を設定し、評価を実施。</p> <p>・車載ITシステムを活用した緊急医療体制の構築 事業の進捗及び評価については、NPO岐阜救急災害医療研究開発機構、中部管区内大学(医学部)、関係省庁、地方自治体(岐阜県、岐阜市、高山市、美濃加茂市)、産業界(IT S J a p a n)が参加する有識者による委員会を発足させ、事業の評価を実施する。</p> <p>(2)地域生活インフラ形成促進事業 国・学識者・民間事業者を交えた検討会で策定するモデル事業に係る指標と事業計画を踏まえ、事業の進捗と成果に関わる評価を実施。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(3)安心子育て環境整備事業  &lt;目標&gt;  民間事業者や自治体等の連携や情報技術等の導入により、中小企業をはじめとする地域企業が幅広く取り組める効率的で新しい保育サービス（事業所内保育施設）の経営手法を、関係者の連携に係るガイドラインの策定や技術導入に係る標準等の開発によって確立する。  &lt;効果&gt;  ・中小企業を含む地域企業の人材確保手段を充実させ、労働力人口の減少が懸念される中で我が国の持続的経済成長を支える基盤を確保  ・保育サービスの効率化、多様化  ・待機児童問題の解決への貢献による安心して子育てができる環境の整備</p>		<p>(3)安心子育て環境整備事業  有識者等で構成する「事業推進委員会（仮称）」を設置し、事業の進捗管理や評価等を実施する。</p>
	健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業（委託）	△ 個人が希望に応じて生涯にわたる健康情報等を電子的に収集・管理・活用できる情報基盤が構築されるとともに、国民の健康増進に資する新たな健康サービス事業者が創出されることを目標とする。	○ 平成21年度	○ 事業者、住民へのアンケート調査
18	コンテンツ産業強化 コンテンツ産業強化対策支援事業（委託）	<p>○ コンテンツ産業の市場規模の拡大と雇用創出を図るため、下記の目標を達成することにより、総合的な国際展開の促進、海外市場の開拓、日本文化への理解・国民相互理解の深化、他産業への効果の波及とともに、コンテンツ配信市場拡大のための環境整備を実現する。また、日本のコンテンツ産業が直面する3つのリスク（日本コンテンツ産業の内需の伸び悩み、一方的な人材流出、中期的に産業全体がグローバルな展開に吸収されるリスク）を克服し、2015年度までにコンテンツ産業の市場規模を20兆円まで拡大させ、これにより日本経済の持続的成長を図る。</p> <p>1. コンテンツ国際取引市場強化事業、2. アジアコンテンツプラットフォーム構築事業、5. 正規版流通促進事業  （主に海外展開強化に係る3事業）</p> <p>①我が国コンテンツの海外訴求力の強化、海外における潜在需要の顕在化による収益化、②コンテンツの製作・流通に関するアジア共通市場の整備、③海賊版対策後の正規版コンテンツの流通円滑化を図る。</p>	○ 平成22年度	<p>○ 1. コンテンツ国際取引市場強化事業  ①第4回「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の来場者数  ②東京国際映画祭併設のコンテンツマーケット「TIFFCOM」における出展者数及び商談回数</p> <p>2. アジアコンテンツプラットフォーム構築事業  ①「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」の参加者数  ②国際的人材（ブリッジパーソン）の育成事業を通じて国際共同製作推進のためにマーケットに派遣したプロデューサーの人数  ③本事業により企画された共同製作支援の本数</p> <p>5. 正規版流通促進事業  コンテンツ関連企業からのアンケート回収率</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>3. コンテンツ配信型ハイブリッド・ビジネスモデル実証事業 映像コンテンツをインターネット上に流通させる市場環境を整備するため、新ビジネスフォーマットのモデルを構築することによって、インターネットを始めとする様々な表示メディアを使ったコンテンツ流通を拡大させ、コンテンツ産業の市場規模の拡大を図る。</p> <p>4. 著作権情報集中管理処理事業 コンテンツ製作者及びコンテンツ流通者の双方が、コンテンツの二次利用・三次利用などを、積極的に行い、かつ公正な収益の分配が図られるような自由かつ円滑なコンテンツ取引市場制度を整備する。</p>		<p>3. コンテンツ配信型ハイブリッド・ビジネスモデル実証事業 上記実証実験で構築したプラットフォームへのアクセス数</p> <p>4. 著作権情報集中管理処理事業 実証実験で構築した著作権DBへのアクセス数</p>
19	化学物質管理 化学物質規制対策事業（委託費）	<p>○ ●化学物質規制対策に係る調査 ・有害化学物質を含む製品の実態を正確に把握し、化審法における適確な規制を実施し、有害化学物質による人や環境への影響を最小化する。 ・OECDの高生産量化学物質リストに掲載されている物質のうち約10物質について、基本的性状に係るデータの取得及び評価を行う。（OECD会合において定められた日本の分担は平成22年までに96物質）もって、国際的な化学物質管理政策の協力・ワークシェアリングを図り、各国において、効率的かつ適確な化学物質管理政策を展開する。 ・POPs条約における対象物質選定作業における有害性評価について、化審法の運用等を踏まえて試験方法・評価基準を提案し採用されることにより、国際的な化学物質管理の調和・協調に貢献し、残留性有機汚染物質に関する国際条約による規制の合理化を図る。 ・改正化審法における「優先評価化学物質」について、いち早く詳細なリスク評価を行うべく、既存の情報システムやデータベースを活用した用途情報収集システムの調査及び実証事業を行うことで、迅速にリスクの高い化学物質の規制を行い、化学物質を巡る環境リスクの低減を図る。</p>	○ 平成25年度	<p>○ ●化学物質規制対策に係る調査 ・第一種特定化学物質を含有する製品等による人や環境への被害の防止に関する化審法の運用状況。 ・OECDより日本政府に割り当てられている物質（1会合あたり1～2物質）について、OECDへデータ報告の状況。 ・化審法で運用されている試験方法・評価基準がOECDテストガイドライン等の国際標準として活用されていること及び関連する議論の状況。 ・実証し確立した伝達スキームを利用した優先評価化学物質に対する用途情報の収集状況や物質のリスク評価の数によって、有効性を確認する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>●有害性評価・リスク評価に係る基盤情報の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度までに、リスク評価スキームを確立し、そのための情報基盤を整備する。リスク評価スキームに基づく化審法を適確に運営することにより、効率的に化学物質による人や環境への影響を最小化する。併せて、事業者による化学物質管理の合理化を図る。</li> <li>・化学物質によって引き起こされる生殖毒性、内分泌かく乱作用等について、低コストかつ短期間に実施できる有害性評価手法の調査を行い、成果については国際会合にも提案する。もって、化審法の運用や国際的な化学物質管理政策の調和を図る。</li> <li>・OECDで作成されている分解試験方法や濃縮試験方法との比較検討を行い、OECDの評価試験方法と調和可能となるような調査・検討を行う。更に、我が国で実施している評価試験方法と試験結果が許容できるような試験方法の提案を作成する。また、現在、試験データに基づき既存化学物質及び新規化学物質の判定が行われているが、信頼性の高い類推手法の導入により、効果的・効率的に評価を行うことが可能となる。もって、国際的な化学物質管理の調和・協調・効率化に貢献する。</li> </ul> <p>●事業者による自主管理の推進に係る調査（化管法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化管法の円滑な施行を実現し、法目的である「事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の支障を未然に防止すること」により、我が国の化学物質総合管理を推進することを目的とする。</li> <li>・化管法のPRTTR制度に基づく対象化学物質の届出排出量は、法施行以来減少してきている。今後も引きつづき、化管法の円滑な施行のために必要な本事業を実施し、更なる自主管理促進や排出量削減に努める。化学物質管理を巡る国際的な動向を踏まえGHSに関する調査等を実施することにより、国際整合を図るとともに、有害性情報の事業者間の伝達・共有により、適正な化学物質管理の促進を図る。</li> </ul>		<p>●有害性評価・リスク評価に係る基盤情報の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価スキームの確立状況、及びリスク評価等のための基盤情報の整備状況を確認。</li> <li>・化学物質による生殖毒性、内分泌かく乱作用等の有害性評価について、in vitroスクリーニング試験法、トキシコゲノミクス手法等の調査の進捗及び国際標準化に向けた取り組み状況。</li> <li>・類推手法による評価手法の開発状況や化審法で運用されている試験方法が国際標準として活用されていること及び関連する議論の状況。</li> </ul> <p>●事業者による自主管理の推進に係る調査（化管法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出事業所数、排出量、移動量の推移。</li> <li>・GHSの普及状況。</li> </ul>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際動向の把握と国際協調 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀規制に関する条約化に向けて開催されるINCやUNEP管理理事会での有害金属の規制に関する議論に対し、我が国の実情を適切に反映させるため、我が国および欧米の有害金属の規制、有害金属の製造・使用・排出の実態等について調査し、現状を明らかにする。もって、水銀を含む有害金属の適正な管理に向けた国際的な取り組みの合理化を図る。</li> <li>・各国の化学物質管理制度の比較や、ワークショップを開催することによって、政府関係者の知識の増進及び我が国の化学物質管理スキームの浸透を図る。これにより、我が国産業界は東アジア規模で広がるサプライチェーン全体を通じた化学物質管理が容易となり、我が国を含め東アジア全体での安全・安心が効率的に高められる。</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際動向の把握と国際協調 <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の用途情報等の共有等について中小企業を含む産業連携状況。</li> <li>・我が国の現状について、UNEP管理理事会及びINCでの議論に適切に反映されているか状況把握。</li> <li>・東アジア各国における化学物質管理制度に対する認識の向上や、その効率性に対する意識の醸成状況。</li> </ul> </li> </ul>
	<p>中生産量化学物質の安全性点検（委託）</p>	<p>○ 中生産量の化学物質について、有害性情報を収集することを目的とする。収集されたデータは、改正化審法で予定されているリスク評価に用いられ、その結果に基づき、事業者に対して個々の化学物質の適切な管理を求める。もって、中生産量の化学物質による人や環境への悪影響を未然に防止する。試験実施が必要な中生産量の化学物質は約650程度と見込まれており、本事業ではこれらの物質のうち、特に環境中への放出が懸念される物質（約110物質）を対象にハザードデータを試験によって収集することを目的としている。</p>	<p>○ 平成25年度</p>	<p>○ 本事業の達成状況は試験実施物質数で確認する。</p>
4. 中小企業・地域経済産業政策				
20	中小企業事業環境の整備			
	<p>資金供給円滑化信用保証協会等補助金（補助金）</p>	<p>△ 全国52の信用保証協会の財政基盤を強化することにより、中小企業への円滑な資金供給を実現する。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ 保証承諾実績を指標に中小企業への円滑な資金供給をどの程度実現しているか測定する。</p>
	<p>経営安定関連保証等対策費補助金（補助金）</p>	<p>△ 原材料価格や仕入価格の高騰、国際的な金融不安等による急激な経営環境の変化により、中小企業の資金繰りに支障が生じている中で、中小企業に円滑な資金供給を実現するためセーフティネット保証等の積極的な活用を図る。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ セーフティネット保証等の保証承諾実績を指標に中小企業への円滑な資金供給をどの程度実現しているか測定する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	中小企業金融円滑化（利子補給金）事業（補給金）	<p>△ 株式会社日本政策金融公庫（中小企業向け業務。統合前の中小企業金融公庫を含む。）は、これまで厳しい経済・金融情勢下において政府系金融機関として政策性を最大限発揮するよう取り組み、特に金融不安が高まった平成9年以降、民間銀行の補完の役割を果たすべく、セーフティネット機能の発揮やリスクの高い新事業への支援等に取り組んできたところ。このように、株式会社日本政策金融公庫が実施している特別貸付制度について、担保徴求免除等を実施しており、そのうち、一部の貸付に対しては、上乘せした金利分に対し引き下げを実施している。平成22年度要求についても、当該貸付残高に係る金利引き下げ、貸出金利の急激な上昇抑制分を補給金にて手当する。かかる助成により、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営が可能となり、信用力・担保力が乏しく、なおかつ、資金力の乏しい中小企業が積極的に融資を受けることが可能となり、事業展開を推進することとなり、経済の活性化に資することとなる。</p>	○ 平成23年度	○ 回収の実績における利子補給金所要額を計測指標とする。
	中小企業金融円滑化（政策金融機関統合準備補給金）事業（補給金）	<p>△ 平成20年10月に予定している統合が順調に行われるよう確認し、統合後も引き続き必要となる店舗統合等の事業を確実に実施する。中小企業金融公庫が株式会社日本政策金融公庫へ統合することに伴って必要な補給金を支給し、利用者の利便性の維持・向上を図るために店舗統合等を円滑に進め、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営を行うことで、中小企業事業環境の整備に資するものとなる。</p>	○ 平成23年度	○ 店舗の統合状況等や決算において統合準備補給金所要額をモニタリングする。
	危機対応円滑化業務支援事業（補助金、補給金、出資金）	<p>△ &lt;料率差補給金、利子補給金、出資金、補助金&gt; 行政改革推進法・株式会社日本政策金融公庫法等に定められた、今回の政策金融改革によって政策金融機関のみでは適切に対応できなくなった部分に対応すべく、新公庫によるリスク補完措置等を受けて、希望する民間の指定金融機関が危機対応業務を行うこと、現在の指定金融機関が中小企業者等に対して円滑な資金供給を図ることを目標とする。</p>	○ 平成23年度	○ 中小企業者等向け貸出金額、件数。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	中小企業金融円滑化（一般利差補給金）事業（補給金）	<p>△ 統合前の中小企業金融公庫は、これまで厳しい経済・金融情勢下において政府系金融機関として政策性を最大限発揮するよう取り組み、特に金融不安が高まった平成9年以降、民間銀行の補完の役割を果たすべく、セーフティネット機能の発揮やリスクの高い新事業への支援等に取り組んできたところ。このようリスクの高い融資を積極的に取り組んできたことに加えて、近年の経済環境悪化や民間金融機関の不良債権処理の影響を受けて生じた不良債権の償却負担が重く、これを補填すべく収支差補給金により助成してきた。</p> <p>株式会社日本政策金融公庫は、中小企業金融公庫の中小企業者の貸付等の債権を承継しているが、貸付基準利率から政策的に利率を引き下げて適用してきた部分等について、必要額を計算し、一般利差補給金として助成する。また、政策金融として実施する貸付について、政策的に利率を引き下げて適用してきた部分等を一般利差補給金とする。</p> <p>かかる助成により、株式会社日本政策金融公庫の中小企業者向け貸付等の業務で発生する損失部分が補填され、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営が可能となり、中小企業事業環境の整備に資するものとなる。</p>	○ 平成23年度	○ 決算において、利差補給金所要額をモニタリングする。
	売掛債権等流動化支援（出資金）	<p>△ （証券化支援保証型）</p> <p>中小企業庁では、不動産価格の下落等に伴い中小企業の担保力が低下する中で、金融機関、投資家との適切なリスク共有を図りつつ、担保や保証に過度に依存しない融資を推進してきており、中小企業の資金調達の円滑化・多様化に向けて資産の証券化等、新たな金融手法に取り組んでいる。また、中小企業金融公庫（平成20年10月1日から日本政策金融公庫）が実施した証券化支援業務（保証型）実績は、平成16年度が642億円（2件）、平成17年度が158億円（2件）、平成18年度は112億円（1件）、平成19年度は31億円（1件）、20年度は市場環境の悪化もあり0億円となっているものの、かかる助成により、中小企業者向け貸付等の業務で発生する損失部分が補填され、中小企業者に対する資金供給業務の円滑な運営が可能となり、中小企業事業環境の整備に資するものとなる。</p>	○ 平成23年度	△ 毎年度の実績をモニタリングする。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(売掛債権流動化)</p> <p>売掛債権の流動化については、現在、金融機関において取り組まれており、中小企業（納入企業）の売掛債権をプールし、リスク分散をさせることにより、早期現金化手段を提供している。しかしながら、単一の納入企業では規模がなかなか確保できず、分散も不十分なので広がりには限定的。これに対し、複数の納入企業をさらに集め、大きなプールを組成し、その一部を証券化し、機関投資家に売り出しつつ、売掛債権の早期現金化を図るサービスが登場している。但し、売掛先の信用を金融機関自らが判断できる取引先を対象が現時点では限定されており、またこうしたサービスを提供している金融機関は現在極めて限られている。かかる状況下、日本政策金融公庫が売掛債権の流動化のコーディネートを行い、単独では売掛債権の流動化を行うことができない地域金融機関の参加を促し、もって全国の中小企業の資金繰りの円滑化を図ることとする。</p>		
	<p>中小企業国際展開等円滑化推進事業（補助金）</p>	<p>○ ○研修事業</p> <p>海外に展開する中小企業の課題として、適正コストでの管理職層の雇用が困難である事や現地技術者との言語によるコミュニケーションによる障壁があること等の問題が多く指摘されている。</p> <p>こうした課題に対応していくため、海外現地法人の技術者等を日本に受け入れ、日本語や日本のものでつくりの基盤となる日本文化に関する研修及び企業における製造技術等の研修を実施する。また海外において、現地法人等の外国人管理職等を対象に生産管理・品質管理、環境マネジメント等の指導を行うことや、日本から派遣された日本人指導員等を対象に、赴任国の文化・労働慣習と対応の仕方等に関する研修を実施する。</p> <p>このような人材育成を継続していくことで、現地技術者等と日本人指導員との意思疎通が円滑化され、指示が迅速に伝達されることによる業務の効率化や、従業員の技術力・生産管理能力向上による製品の品質向上等の効果が発揮され、中小企業の海外展開が円滑化される事を目指す。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ ○研修事業</p> <p>研修生、受入企業等に対するアンケート等により、研修の満足度、研修前後における知識習得の達成度を把握することにより、より効果的な研修目的やカリキュラム等の再考、研修環境等の改善に反映させていく。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>具体的には、研修実施にあたり、研修生及び研修生受入企業から80%以上の満足度を得るとともに、帰国後の研修生の研修効果、成果を調査し、研修の意義・役割の評価を行うことで、より中小企業のニーズに合った研修事業を展開していく。</p> <p>○専門家派遣事業 我が国中小企業の現地法人等の技術・管理能力の向上を図るため、専門家派遣事業にて、短期専門家を個別の中小企業に派遣し、OJTにより指導を行う事で、技術者等の人材育成や海外進出後の立ち上げが円滑に進むよう努める。</p> <p>また進出日系中小企業等支援事業においては、海外展開している中小企業が、ビジネス活動を行う上で早急に解決すべき諸問題について、海外及び日本国内各地でセミナーを開催することで必要な情報等を提供し、更に中小企業診断士等の専門家による巡回・個別相談や経営者に対する指導等を実施する事で、我が国中小企業の円滑な国際展開を促進させる。</p> <p>具体的には、当該研修事業及び専門家派遣事業を実施した企業に対するアンケート結果で満足度80%以上を目標とする。</p>		<p>○専門家派遣事業 派遣先企業等のアンケート結果等によって、OECDのDAC（開発援助委員会）策定の評価のための5項目（妥当性、有効性、インパクト、効率性、自立発展性）を採用し、本5項目について評価する。</p>
	日本貿易振興機構事業（補助金）	<p>○ ①輸出支援事業 我が国中小企業の海外への販路開拓を促進するため、輸出意欲の高い分野や、輸出競争力があると見込まれるものの積極的な取組がなされていない分野の輸出を拡大する。 〔政府の輸出拡大目標（21世紀新農政2007）における「平成25年までに我が国農林水産物・食品の輸出額を1兆円規模（平成21年に6,000億円）とすることを目指す」等〕。</p> <p>②知的財産権保護対策事業 海外における我が国中小企業の知的財産権保護を図るため、企業の個別要望に基づいた知的財産権侵害状況調査を実施し、企業の知的財産権の侵害をなくしていく。</p> <p>③海外投資支援事業 我が国中小企業の海外進出及び現地活動の円滑化を図るため、海外における事業活動に係る情報提供、マッチング機会の提供等を実施し、企業の海外投資を増加させる。</p>	○ 平成23年度	△ 利用者に対するアンケート等

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>④産業協力強化事業 産業交流支援やベンチャー企業の海外展開支援等を実施し、地域経済の一層の活性化・国際化を図る。</p> <p>⑤調査・情報提供事業 上記の各事業が効果的に実施されるよう我が国中小企業が対外経済活動を展開する意思決定を行う際に必要となる情報を、ジェトロの有する海外ネットワーク等を通じ継続的に収集・分析、調査研究し提供する。</p>		
	<p>中小企業実態調査委託費 (委託)</p>	<p>△ 中小企業は幅広い業種にまたがり、企業形態や企業規模等によって個々の中小企業の実態は大きく異なることから、本事業は、こうした多様な中小企業の実態や課題を的確に把握し、これらに関する中小企業、中小企業支援機関等の理解を深め、中小企業政策の適切な立案や評価の実施に資するものである。下記(1)と2)の調査のそれぞれについては、以下のとおりである。</p> <p>1) 中小企業実態基本調査 本調査は、中小企業の財務情報(貸借対照表や損益計算書の主要な勘定科目)、経営情報(従業者数、取引金融機関の種類、委託・受託の状況)等の基礎情報を調査・集計・公表する。本調査により構築されるデータベースは、製造業、建設業、運輸業、サービス業等の幅広い業種に関し、法人企業・個人企業、従業者規模・資本金規模等に分けた財務情報等を提供し、中小企業の経営戦略の策定、中小企業支援機関の指導・助言、国・地方公共団体の政策立案・政策評価に寄与するとともに、大学等の研究でのデータベースとしての活用にも資する。</p> <p>2) 中小企業実態・対策調査 本調査は、中小企業を取り巻く事業環境の変化が中小企業に与える影響や中小企業が直面している課題等を明らかにすることにより、中小企業の経営上の参考に資するとともに、中小企業政策の適切な立案、説明責任の徹底、政策評価の実施に資する。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ 中小企業政策審議会において、本調査の結果を用いて分析を行う中小企業白書等について審議を行い、学識経験者からの意見等を聴取する。 ○ 中小企業庁ホームページにおいて、中小企業白書等の感想を広く国民から募る。 ○ 本調査の成果(中小企業白書、中小企業実態基本調査等)が他の文献、論文等での引用等により活用されている状況を把握する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		とりわけ、中小企業基本法第11条の規定に基づき政府が国会に提出する中小企業白書は本調査の分析結果や個別の中小企業からのヒアリング結果を図表写真等を交えながら記述したものであり、中小企業の実態や課題への国民の理解に資するものである。		
	成功払い型貸付制度（新事業育成資金・女性、若者／シニア起業家支援資金・再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）、新事業活動促進資金（第二創業関連）の継続（財政投融資特別会計（投資勘定）：融資）	△ 多様な起業家や新しい技術の活用等による活発な新規事業の創出を支援することにより、我が国の経済活力の維持・向上に資することを目標とする。	○ 平成23年度	○ 決算に基づき成功払い型の金利を適用するため、定期的な業況報告や企業訪問によるモニタリングを実施する。
	地域活性化・雇用促進資金（企業立地関連）（財政投融資特別会計（投資勘定）：出資）	△ 中小企業者の企業立地又は事業高度化の積極的な取組を推進するとともに、その取組により財務状況等が向上する中小企業者の増加を目標とする。	○ 平成23年度	○ 定期的な業況報告や企業訪問によるモニタリングを実施する。
	企業再建・事業承継支援資金（企業再建関連）の上乗せ金利の引下げ（財政投融資特別会計（投資勘定）：出資）	△ 中小企業者の経営再建等に対する積極的な取組を推進するとともに、その取組により財務状況等が改善される中小企業者の増加を目標とする。	○ 平成23年度	○ 定期的な業況報告や企業訪問によるモニタリングを実施する。
	挑戦支援資本強化特例制度（財政投融資特別会計（投資勘定）：出資）	△ 新事業や事業再生等の局面にある事業者に対して、日本政策金融公庫が資本金を供給することにより、当該事業者の財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を可能とし、地域経済の活性化に資することを目標とする。	○ 平成23年度	○ 日本政策金融公庫では、本制度を適用した場合、四半期毎の業況報告を義務づけており、対象事業者の業績や資金繰り等について定期的にモニタリングを行っている。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	証券化支援業務（買取型）（財政投融资特別会計（投資勘定）：出資）	△ 世界的な金融危機・経済環境の急激な悪化等により、中小企業向け信用リスクが増大していること等を背景として、民間金融機関の中小企業向け資金供給は依然十分とは言えない状況にある。一方、中小企業においては、担保価値の下落により担保による借入余力が低下しているため、特に業績中下位層を中心に無担保資金の需要は高い。かかる状況下、中小企業の資金繰りを支援するために、証券化手法を活用して民間金融機関の中小企業に対する無担保貸付の促進を図ることを目的とする。	○ 平成23年度	△ 実績の検証により実施する。
	地域密着型ビジネスに対する劣後ローン（財政投融资特別会計（投資勘定）：出資）	△ 事業性を確保しつつ、地域課題の解決に取り組む地域密着型ビジネスを支援することにより、地域経済の活性化を図ることを目標とする。	○ 平成23年度	○ 日本政策金融公庫では、本制度を適用した場合、四半期毎の業況報告を義務づけており、対象事業者の実績や資金繰り等について定期的にモニタリングを行っている。
21	経営革新・創業促進 中小企業再生支援協議会事業（委託）	△ 本事業により、潜在力ある事業再生可能な個々の中小企業について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を、地域の関係機関や専門家等が連携して支援することにより、地域の中小企業の活力の再生を図り、さらには地域経済の活性化を図る。そして、厳しい経営環境にある各中小企業者について、①自らの経営の現状を直視し、事業再構築、事業売却、廃業等の見極めを早期に行うことを促し、「経営改善計画」の策定支援により円滑な金融取引の確保につなげることを図るとともに、②事業売却の円滑化や後継者確保による事業承継円滑化のための環境を整備し、やる気と能力のある中小企業が保有する技術・ノウハウが社会全体で活用されていくことにつなげる。経営環境の悪化しつつある中小企業の事業再生に関する各種施策を総動員できる体制を整備し、地域の実情に応じたきめ細かな中小企業の再生への取り組みを支援することで、地域経済の活性化を支援する。	○ 平成21年度	○ 定量的な評価については、各協議会の活動状況（相談件数、進捗状況等）について、報告様式を整備の上、毎月、各局を通じて報告を受けている。また、定性的な評価について、個別案件の内容について、その深度・アレンジメント能力等について、中小企業再生支援全国本部（中小企業基盤整備機構に設置）がその都度チェックをし、フィードバックするとともに、協議会全体の活動状況について年1回、中企庁が評価し、その結果をもとに個別面談を行い、事業内容の改善を図っている。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	中小企業連携組織対策推進事業費（補助金）	○ ①中小企業組合に対する指導件数25,100件以上（会員組合の80%以上）を目指す。 ②中小企業組合に対して先進事例等の情報提供5種8,000部を目指す。 ③組合の新事業展開等に対する助成事業の事業終了時点での達成度について、助成先組合の70%以上を目指す。 これら指導・情報提供等により、組合の抱える多種多様な問題の解決、組合事業の活発化に結び付き、組合員企業の経営の合理化等に寄与。	○ 平成21年度	○ 各事業年度終了後、各都道府県中央会及び助成先組合より当該年度の事業の進捗状況の報告を受けることとする。
	経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業（委託）	○ (1) 全国の地域力連携拠点において、小規模企業等が直面している種々の経営課題に関する経営相談を年10万件以上実施する。 (2) そのうち1万件以上を専門家派遣等で重点支援する。	○ 平成21年度	○ (1) 全国の地域力連携拠点から「事業実施報告書」を徴求し確認。 (2) ユーザーである小規模事業者等へのアンケートによる把握。
	小規模事業者対策推進事業（補助金）	△ ・国が全国約2,500カ所の商工会・商工会議所等の経営指導力の向上を図ることで、これら商工会・商工会議所等が支援事業に対する多くのニーズに対応し、より多くの企業に対し支援を行い、できるだけ多くの小規模企業が売上げや従業員数等の拡大を実現することにより全国378万社の小規模事業者の経営基盤の強化に寄与。 ・地域振興のモデルの確立とその成果を普及することにより、全国で類似の事業を振興する。	○ 平成21年度	○ 事業終了後、全国商工会連合会及び日本商工会議所を通じ、CS調査の実施や外部専門家による評価委員会開催などにより各事業の取組みを行った商工会・商工会議所等の状況の把握を行うこととする。
	JAPANブランド戦略展開支援事業（委託・補助金）	△ 海外販路開拓に向けた中小企業のブランド確立の取組を支援するとともに、商談会などバイヤーとのマッチング、テストマーケティング等に展開して、具体的な販路開拓活動を行うことにより、中小企業の輸出促進や新たなビジネス展開に寄与。	○ 平成21年度	○ 個別支援事業については、毎年度、全国事務局において、各地の売上高、雇用者数、販売額等のデータ収集を行い、外部専門家による評価委員会開催などにより各地プロジェクトの取組状況の評価を行うこととする。また、全体支援事業についても、海外見本市や商談会における成約率等を事後評価して、見本市の出展先や商談会のセッティング等の改善につなげる。
	小規模事業者経営改善資金融資事業（補助金）	△ 小規模事業者は、中小企業一般に比して経営基盤が脆弱である等経営全般にわたり小規模性故に大きなハンディを抱えており、生産性等の面での格差に繋がっている。そこで、担保・信用力に乏しい小規模事業者に対して、経営指導と共に経営改善に要する資金を無担保・無保証人で供給することにより、小規模事業者の経営力・生産性の向上を促進し、もって経営改善を図る。	○ 平成21年度	○ 貸付企業への調査等、日本政策金融公庫の実績統計資料に基づき運用状況を計測

施策番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	新事業活動促進支援補助金（補助金）	<p>○ 中小企業者が行う、経営資源又は地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等による事業展開の取組を支援することにより、中小企業の新事業活動等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を目指す。</p> <p>&lt;新連携型&gt; 新連携の各認定案件の事業終了時点での事業化・市場化達成度80%を目指し、認定件数の増加と認定計画の着実な事業化達成を促進することにより、中小企業による新連携への取組を一層進め、中小企業の新事業活動の促進を図る。</p> <p>&lt;地域資源活用型&gt; 地域資源活用計画の認定目標件数は250件としており、これにより、地域中小企業発の売れる商品や地域発のブランドの構築を多く実現することを目指し、中小企業、組合等による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売の取組を支援する。</p> <p>&lt;農商工等連携型&gt; 農商工等連携事業計画・農商工等連携支援事業計画の平成22年度の認定目標件数は、平成20年度の認定実績190件を踏まえ200件としており、地域経済活性化の取組を後押しする本事業を推進し、中小商工業者等と農林漁業者の連携により創出される新商品・新サービスの開発等の事業化・市場化を支援する。</p>	○ 平成21年度	○ 地方局（認定権限者は地方局長）からの認定等状況報告・現地調査、市場志向型ハンズオン支援事業の受託機関からの事業化・市場化状況報告・現地調査、認定企業に対するアンケート調査を実施する。
	市場志向型ハンズオン支援事業（委託）	<p>○ &lt;市場志向型ハンズオン支援事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者のマーケティング力強化による『事業化の早期達成』</li> <li>・専門家のスキルアップ、ネットワーク化による『支援内容の質的向上』</li> <li>・支援ノウハウの“見える化”、共有による『成功事例の普及浸透』</li> <li>・認定件数（新連携、地域資源、農商工連携あわせて550件程度）</li> <li>・事業化件数（新連携：認定後3年以内50%、地域資源・農商工連携：認定後2年以内50%）</li> </ul>	○ 平成21年度	○ <市場志向型ハンズオン支援事業> 実施機関において、定期的（四半期毎）に支援実施状況の調査、集計、公表を行う。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>&lt;中小企業販路開拓支援事業&gt; 展示会開催事業、販売スペース設置事業の実施、海外バイヤー等マッチング事業により、出展した中小企業者の商談件数の増加に努める。また、海外において、日本の製品を認知する人の割合を増加させることに努める。</p> <p>これらの目標を達成することで、認定事業者を中心とした中小企業者が取り組む事業のビジネス化を進展させ、我が国中小企業者全体の販路開拓のモデルになることで、中小委企業の発展に資することとする。</p>		<p>&lt;中小企業販路開拓支援事業&gt; 展示会開催事業、販売スペース設置事業、海外バイヤー等マッチング事業における、出展中小企業者の商談件数、商談成約件数の調査。また、海外において広告記事を掲載した雑誌の読者を対象にアンケート調査を実施し、我が国産品の浸透度を測る。</p>
	<p>中小商業活力向上施設整備事業（補助金）</p>	<p>△ 採光性に優れた環境に配慮した省エネ型アーケードや高齢者等が安心して買い物ができるバリアフリー型カラー舗装等の商業基盤施設整備事業に対し支援を行い、来街者の増加など地域の商業活性化を図ると共に、全国にモデル的な事例となる商店街等を創出する。</p> <p>また、本補助金を活用した事業者においては、各々で設定した数値目標及び目標時期に基づき、来街者数、施設利用率（数）等の向上を図る。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 本補助事業を活用した事業者に対し、事業完了後5年間は当該事業による商店街等活性化の効果及び利用者数や通行量、来客数、商店街における年間販売額の増加、空き店舗率の改善等に関する具体的数値目標の達成度についての報告を義務づけている。</p>
	<p>中小商業活性化支援事業（補助金）</p>	<p>△ ①中小商業活性化支援事業 省エネ型街路灯の設置、来街者の安全・安心に配慮した防犯カメラの設置等のハード事業、空き店舗を活用した育児施設や高齢者のコミュニティ施設の設置・運営、商店街全体の運営管理やマネジメント人材の育成等のソフト事業に対し支援を行い、来街者の増加など地域の商業活性化を図ると共に、全国にモデル的な事例となる商店街等を創出する。</p> <p>また、本補助金を活用した事業者においては、各々で設定した数値目標及び目標時期に基づき、来街者数、施設利用率（数）等の向上を図る。</p> <p>②地域集客・交流産業活性化支援事業 地域の特色ある産業などを集客・交流資源として活用する取組や地域の集客・交流サービスの高付加価値化、集客力向上のための生産性向上に資する取組などを支援することにより、集客・交流産業の競争力等を強化し、3～5年後の新たな地域の集客・交流産業の創出や、集客力強化の実現を目指すことにより、地域経済の活性化に貢献する。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ ①中小商業活性化支援事業 本補助事業を活用した事業者に対し、事業完了後5年間は当該事業による商店街等活性化の効果及び利用者数や通行量、来客数、商店街における年間販売額の増加、空き店舗率の改善等に関する具体的数値目標の達成度についての報告を義務づけている。</p> <p>②地域集客・交流産業活性化支援事業 採択事業毎に設定した目標の達成に向け、その進捗について外部有識者委員会において評価し、評価結果が悪い場合には、次年度以降の交付決定を行わない等、厳しく事業の進捗管理を行う。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>また、本補助金を活用した事業者においては、各々で設定した数値目標及び目標時期に基づき、CSの向上や来訪者数等の増加を図る。</p>		
	ものづくり中小企業製品開発等支援事業（補助金）	○ 我が国の中長期的な成長力を高めるといふ目的に鑑み、本事業の成果の事業実施終了後5年以内に事業化率30%を達成することを目標とする。	○ 平成21年度	○ 事業実施終了後5年間、本事業の実施者に対して、事業化報告書の提出を義務づけることにより、事業化率を把握。
	川上・川下ネットワーク構築支援事業（委託）	<p>△ 我が国には加工・部品等の分野で世界的な競争力を持つ中小・中堅企業が多数存在しているが、これら中小企業には、自動車、電機、電子産業を支える高度部品・材料産業が多く含まれ、世界をリードする新産業を産み出す基盤となっているものの、川上と川下間で「情報の非対称性」が存在し、川上中小企業の研究開発における不確実性の低減化を図るため、基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池や情報家電等の川下産業間の連携・すり合わせをコーディネートする人材の配置や、両者の情報交換の場やマッチング機会の創出など、川上・川下間のネットワーク構築に向けた取組を支援することにより、中小企業の基盤技術の強化、ひいては我が国産業の国際競争力強化を図るものである。</p> <p>これにより、中小企業に対する直接的な効果や川下が提供する製品の競争力強化に加え、高度化された「基盤技術」が、他の技術や他の産業へ波及的に効果を及ぼし、市場を連鎖的に形成していくことや、中小企業が成長し、よりインパクトの大きい経済活動が営まれることが期待できる。</p>	○ 平成21年度	○ 短期的には、川上中小企業と川下企業の共同研究開発や技術提携、新たな取り組みの開始や川上中小企業の販路開拓が実現することがあげられ、それらの件数がひとつの指標となる。
22	経営安定・取引の適正化 中小企業取引適正化対策事業（委託）	△ ○ 下請取引改善事業 下請代金法の周知・徹底、理解の増進を図ることにより、適正な下請取引関係の構築を促すことを目標とする。	○ 平成22年度	○ 下請取引改善事業 法令の周知徹底を図ること で、違反行為の未然防止や違反件数の減少を目指すとともに、親事業者、下請事業者間で十分な協議を経て決定するという事業環境の整備を図る。具体的なモニタリング方法としては、事業者に対する発注方式等の状況に係る調査を実施し、下請取引における対価の決定方法等、改善状況を把握する。

施策番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>○下請かけこみ寺事業          本事業は、全国48箇所の「下請かけこみ寺」が、相談、ADR、ガイドライン普及啓発等の業務に取り組むことにより、下請取引の適正化を図ることを目標とする。          目標とすべき具体的な指標は、各業務毎に、①相談件数、②ADR件数、③ガイドライン説明会の開催数等が定量的な指標として、また、ガイドライン説明会における受講者の声等が定性的な指標として考えられる。</p>		<p>○下請かけこみ寺事業          1. 相談業務に関しては、個別の相談事案毎に相談カードを作成することとなり、相談内容や問題解決に向けた助言等を記載している。相談カードは、全国の「下請かけこみ寺」から毎月本部に送付されるため、その内容の分析により事業の効果向上を図る。          2. ガイドライン普及啓発に関しては、業種別説明会の開催回数（他、受講者数、受講者の属性（業種、役職等）の把握が可能。また、ガイドライン策定担当部局と連携したフォローアップや、説明会の後に受講者との意見交換やアンケート調査を通じた生の声を聴取することとしている。</p>
23	まちづくりの推進	<p>○ 認定を受けた基本計画に基づく中心市街地で、民間事業者又は商店街振興組合等が行う商業活性化事業への一部補助を通じて、商業等の活性化に寄与することを目的とする。          具体的には、補助事業の実施により、事業の内容に応じた指標における目標が達成されることを目指す。さらに、認定を受けた基本計画に設定された指標における目標が、計画期間内に達成されることを目指す。</p> <p>△ 人材育成事業、診断助言、シンポジウム・ワークショップの開催等といった各種事業を効果的、効率的に実施することにより、全国各地で実施している中心市街地活性化に向けた取組による事業効果の拡大、今後の基本計画策定等に向けた取組など、施策の円滑な促進を図られることにより、市町村における基本計画の認定に資する施策といえる。そのために必要な事業は以下のとおり。          ①まちづくり会社等中心商店街再生支援事業は、中心商店街区域を再生しようとするまちづくり会社等を支援することにより、中心商店街の活性化が促進される。また、同事業で得た成果を全国的に情報提供することにより、全国の中心商店街区域の再生に寄与することが期待される。</p>	<p>○ 平成21年度</p> <p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 補助金交付申請時に「事業の効果等説明書」において、実施1年後及び長期的な目標値を設定させ、補助事業完了後から5年間、フォローアップを実施。基本計画ごとに目標数値が異なっていることから、基本計画の認定を受けた市町村による進捗状況フォローアップの結果等から本事業の効果を検証する。</p> <p>○ 基本計画ごとに目標数値が異なっていることから、基本計画の認定を受けた市町村による進捗状況フォローアップの結果等から本事業の効果を検証する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>②診断助言事業は、過去に診断助言を受けた市が基本計画の認定に至るなどの実績から、基本計画の認定が促進されている。</p> <p>③シンポジウム・ワークショップを全国4箇所で開催、各地域の中心市街地活性化協議会の委員等関係者が参加することなど、中心市街地の活性化への意識の醸成が図られてきた。</p> <p>④人材育成事業を受講した者の中から、地元でイベント等の開催に携わる者も出てくる等、まちづくりに向けた活動への参加者の増加、意識改革が見込まれてきた。</p> <p>⑤各種調査の報告は、本省主催の講演会での調査報告書、市町村における講演、中心市街地活性化アドバイザーによるアドバイス用資料などに活用される等、まちづくりのための事例として、幅広く活用されている。</p> <p>⑥大店立地法指針の基準値と実態の分析により、基準値が実態と乖離している場合には、基準値の見直し及び改定をするとともに、大店立地法の法運用主体等で活用することとなる。</p>		
24	<p>地域経済の活性化の推進</p> <p>地域経済産業活性化対策調査（委託）</p>	<p>△ 本事業では、新しい地域活性化モデルを構築していくため、地域経済の活性化に向けた取組を加速させ、地域経済の自立的発展基盤の強化を図り、地域格差の是正を図ることを目標に、緊急性の高い政策テーマを取り上げ、新たな地域活性化手法等について調査・研究を行うことで、新たな施策の企画立案に役立てる。</p> <p>また、地方経済産業局でも各地域の実情を反映した経済産業局独自の視点に基づく調査により、①経済産業局の本省に対する施策提言機能の充実、②当省支援ツールの地域展開や地域ネットワークの形成、③他省庁出先機関、自治体、大学、金融機関等の連携の下、各地域における経済活性化に向けた行動指針や構想のとりまとめを行うなど、地域経済の活性化を目的に調査・研究を実施することで、地域に根ざした効果的な地域経済活性化施策の検討を行い、各地方局が地域経済におけるネットワークの先導的役割を果たすとともに、本省施策にフィードバックを行い、新規施策又は既存施策の企画立案に資する提言を行う。</p>	○ 平成22年度	○ ①委員会の開催、②各種経済動向・行政ニーズについてのヒアリング、③民間シンクタンクへの調査委託、等を通じて調査分析した成果については、報告書やガイドブック等にまとめる。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	<p>広域的新事業創出基盤強化委託事業</p>	<p>○ 地域の強み・潜在力や克服すべき課題等について調査・分析を通じて見える化し、経済産業局と広範な地域関係者等により地域の成長戦略を策定することで、地域の成長の方向性が共有化され、業種や行政区域の枠を越えた広範な連携や、各地域のリソースの相互活用の促進が期待される。</p> <p>また、地域経済・社会を支え、経済再生や社会課題の解決のために重点的に取り組むべき農林水産業・食品流通、S B、I T、サービス、コンテンツ・観光、環境（低炭素、省エネ・リサイクル）【→個別テーマにおける目標・効果については下記参照】などの分野・産業について一体的に支援することにより、成長可能性の高い産業群を地域に形成させるシステム・基盤を各地域ブロックごとに整備することを目指す。</p> <p>（参考）個別分科会事業</p> <p>【目標と効果】</p> <p>ア 農商工連携促進事業</p> <p>商工関連、農林水産関連それぞれの地方自治体関連部局、関係機関等の円滑なネットワークを形成し、地域毎のブロック協議会の開催等自律的にプロジェクトが生み出される環境を整備することにより、各地域において農商工連携に向けた流れが定着し、市場に評価される地域ブランドの確立を図る。</p> <p>イ ソーシャルビジネス支援事業</p> <p>全国フォーラムの開催やポータルサイトの運営により、社会的課題をビジネスの手法を用いて解決するS Bの社会的認知度を向上させるとともに、地域ごとのブロック協議会の開催により、S BとS B支援機関との連携・ネットワークの形成等S Bの基盤を強化することで、地域の社会的課題が、自発的かつより効果的・効率的に解決される（ソーシャル・イノベーション）仕組みの構築を図る。</p>	<p>○ 平成22年度</p>	<p>○ 実施した事業について、経済産業局に設置する成長戦略本部で評価・見直しを行う。また、これらの結果を本省に報告し、関連調査等を踏まえて、全国的に総合評価を行い、次年度の施策運営に反映する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>ウ IT経営実践促進事業          中小企業経営者対象のセミナー・研修を年間数百回程度開催することで、IT経営の基礎知識・具体的な実践手法を普及・啓発するとともに、地域中小ITベンダ対象のセミナーを開催することで、ITユーザのニーズに沿ったサービスを提供できるITベンダの育成及びITベンダ間のネットワークを形成し、また、地域におけるITユーザとITベンダの連携を促進するビジネスマッチングイベント開催やITベンダ情報の整備・発信や企業経営におけるIT利活用の成功事例を平成22年度末までに1,000件以上（平成26年度末1,500程度）収集し、公表することにより、地域におけるIT供給基盤を強化し、ITによる地域中小企業等の活性化を図る。</p> <p>エ 地域サービス産業活性化支援事業          地域の地域力連携拠点等と連携して、主としてサービス・プロセスの改善等の地域におけるサービス生産性向上の事例の収集や支援者育成セミナー等を実施し、サービス事業者、有識者、関連団体等とのネットワークを形成する。さらに「サービス産業生産性協議会」の生産性向上ツールを活用して、地域に眠る人材や資源、ネットワーク等の各地域の特色を効果的に活かしたサービスモデルとなる実証事業を行い、実証事業の成果をセミナー等により広く普及させることにより、サービス産業の生産性向上を図る。</p> <p>オ コンテンツ活用型地域活性化支援事業          アニメーション、実写映像、CG映像等の未発表・未契約の優れたコンテンツを必要としている事業者や資金提供者サイドとのマッチング・ネットワーク及び映像系コンテンツの分業工程を担う地域の中小企業・個人間のネットワークを形成することで、コンテンツ産業において地域におけるマルチユース型のクリエイション・ビジネスモデルを創造し、クリエイター・マーケットの拡大、さらには旧来の放送ビジネスの下請によらないクリエイション創造モデルの実現を図る。</p>		

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>カ 環境調和産業活性化事業 地域の住民、企業やNPO等と連携して環境負荷低減を効果的に実施する環境ビジネスの成功事例やノウハウの共有、マッチングフォーラムの開催により地域におけるネットワークの形成等を行うほか、地域の特性を活用した先進的な環境ビジネスの実証試験を行うことにより、地域の多様な主体が連携して行う環境ビジネスが自立して事業を実施していくための事業基盤の強化と、これに携わる事業者や関係者の能力の向上を図る。</p>		
	<p>広域的新事業創出促進補助事業</p>	<p>○ 1. 地域新事業創出発展基盤促進事業 既に特定の地域で効果が実証されているビジネスモデルのノウハウを他地域に移転すること等により、地域における社会的課題の解決に至っていない地域において、自立的持続的モデルを構築するとともに、中間支援機関を含めたSB事業者の相互連携・協働や人材育成を支援することにより、更に質の高いモデルや基盤の構築を目指す。また、これらの支援により、地域においてSBに携わる団体・事業者の創出を促し、高齢者対策、環境対策、まちづくり等の社会的課題の解決やビジネスの手法によることで地域における雇用の創出を目指す。</p> <p>2. 地域経済情報化基盤整備事業 ITベンダの連携によるIT供給力を強化し、ユーザに対する情報サービスの質的・量的向上を図ることで中小企業の情報化を推進し、地域におけるIT利活用の成功事例を2010年度末までに1,000件以上収集し公表する(2014年度末:1,500件程度収集・公表)。さらに、地域のITベンダ情報等の発信等、IT経営に取り組む中小企業等を支援するための環境整備等を目指す。</p>	<p>○ 平成22年度</p>	<p>○ 1. 地域新事業創出発展基盤促進事業 I 地域新事業活性化中間支援機能強化事業…1事業者につき中間支援機関10団体を育成(計30団体) II 地域新事業移転促進事業 SBノウハウ移転・支援業…1事業者につき、SB 4事業者を育成(計60団体) 農商工連携等促進人材創出事業…1事業者につき、SB人材10人を育成(計120人)</p> <p>2. 地域経済情報化基盤整備事業 本事業に参加した中小企業等へのフォローアップ調査等を実施する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	地域企業立地促進等委託事業（委託）	<p>○（事業の目標） 以下の事業を実施し、別途実施予定の地域産業集積活性化等補助事業と合わせ一地域における産業集積の付加価値額5%向上を図る。</p> <p>○当該窓口を利用した者に満足してもらえる情報提供、相談への対応を実現し、当該窓口利用者の満足度を前年比で向上させる。※下記のモニタリング方法を参照（参考平成20年度の満足度：5段階評価の4.3）</p> <p>○当該窓口の利用件数を増加させる。</p> <p>○施策のアウトカム目標における、国内立地環境の整備の一環として本事業を実施。</p> <p>○事業者や自治体が抱える立地に関する諸問題の解決にあたり、各地方ブロック間、関係行政機関との連携を図りつつ、事業者が立地を検討する際に必要な情報（適地、優遇措置、生活インフラ整備等）の収集・提供をはじめ、規制や許認可手続において直面する課題の解決に向けた助言等を専門的な見地から実施することで、迅速かつ円滑な企業立地を実現する。</p> <p>○進出企業、既存立地企業等へのフォローアップ及びこれらと研究開発拠点との連携のサポート等を自治体と共同で行うことにより、事業高度化や産業集積の高度化を実現する。</p> <p>○国際競争力のある産業集積を実現する場合には、それに必要な人材育成、技術開発、社会インフラ整備等の総合的な計画に単独の自治体に閉じる形ではなく、広域で連携して取り組むことが有効。こうした取組に対し、企業立地支援センターの専門家と地域活性化協議会や地方経済産業局、地域力連携拠点等、その他関連機関とで連携して支援を実施する。</p> <p>○産業インフラ、人材育成情報、企業立地支援策、基礎情報等について、情報源となる関係省庁の出先機関と連携を図り、企業立地及び産業集積の高度化・活性化に必要な情報を的確に一元的にワンストップで提供する。</p> <p>○産業集積間連携や外国からの企業立地関係の問い合わせへの一元的な対応等全国的な見地から提供する必要のある関連サービスの提供。</p>	○平成22年度	<p>○当該窓口利用者へのアンケートの実施。</p> <p>・当該窓口の利用者に対し、アンケートを送付し当該事業の満足度という指標でモニタリングを実施。</p> <p>「満足度アンケートの概要」 対象者：当該窓口を利用した自治体、事業者等 調査時期：相談案件が解決したと判断できる時期 調査方法：WEB上の専用サイトで回答 調査項目：専門家の態度、対応能力、利用した事による効果、全体の満足度、再利用の意思 評価点：各項目5段階評価の平均点を、さらに平均したもの</p> <p>○当該窓口の利用件数の把握</p> <p>○事業による成果、満足度等を調査し、成功事例は先進事例として幅広く普及させる。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(事業の効果)</p> <p>○当該窓口の利用者数が増加すること及び満足度が向上し、これらの掲げた目標を達成することで、以下のような効果が得られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体にとっては、企業誘致における初動期の取組、立地企業へのフォローアップ等の企業誘致手法や産業界の動向情報等を入手することで、企業誘致活動の活性化が図られることが期待できる。</li> <li>・企業にとっては、工場立地等の際の各種規制等における諸手続の迅速化による立地スピードの向上が得られ、事業の効率性が向上することが期待できる。</li> </ul> <p>また、自治体の既存企業へのフォローアップ活動等の活性化により、集積エリアの立地企業との連携が図られ、ひいては事業高度化の促進につながることを期待できる。</p> <p>上記の効果をもって、地域がそれぞれの強みを認識し、魅力的な産業立地環境の整備及び産業集積の活性化等を行うことが地域における雇用創出や地域間格差是正、我が国産業の活性化につながることを期待できる。</p> <p>○今まで自治体圏内で取り組んでいた技術革新に向けた取組を広域で連携して実施することでより効果が上がることが期待でき、また、当該地域が持たない新たな技術を互いに取り入れることができ、新たなイノベーションが期待できる。また、これらのネットワークの活用による広域的な連携を行い、促進していくことで、広域での産業集積が発生し、スケールメリットを生かした企業立地活動を行うことが期待できる。</p>		
	<p>地域産業集積活性化等補助事業（補助）</p>	<p>○ 以下、①～⑤の事業を実施することを通じ、地域における産業集積の形成及び発展を地域と共に実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域による企業立地促進法に基づく基本計画策定への支援を行い、22年度中に10程度の広域での基本計画策定を目指す</li> <li>②地域における産学・産産のマッチング、研究開発支援、新事業創出のための専門家によるコーディネート等の産業集積活性化のための取組への支援</li> <li>③企業立地促進法に基づき行う、地域による産業集積形成・発展に向けた企業誘致のための取組への支援</li> </ul>	<p>○ 平成22年度</p>	<p>○ 本事業に関係する地方自治体、地域の中小企業等、大学等研究機関等にアンケート調査やヒアリングなどを行い、例えば、地域ごとに、企業立地の満足度、企業立地件数、新事業・新産業の創出件数、地域の付加価値額の変化等を把握し、それらの指標を総合的に評価する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>④企業立地促進法に基づき行う、地域による企業誘致を目的とした人材育成のための取組への支援</p> <p>⑤企業立地促進法に基づき行う、財政力の弱い地域が行う産業人材育成のための取組への支援を実施する</p> <p>これらの取組により、一つの産業集積地域において、5年間で7,900件の企業立地、また、4万件の新事業・新産業の創出を実現し、同地域の付加価値額を5年間で5%向上させることを目標とする。また、企業立地促進法に基づくこうした取組を、地方自治体、地域の産業界、大学等研究機関と共に行うことにより、本事業での直接的な成果を実現するのみならず、地域に根ざした内発的な産業集積活性化の取組を誘発し、より長期的な効果を実現していくことを目指す。</p>		
	工業用水道事業（補助金）	<p>△ (1)目標 地方公共団体等が行う工業用水道施設の建設、老朽化施設の改築を促すことにより、豊富低廉な工業用水の供給を図る。</p> <p>(2)効果 ①製造業に起因する地盤沈下の防止による国土保全 「工業用水法」に基づく地盤沈下指定地域において地方公共団体が実施する工業用水道の整備及び当該地域における建設後30年以上経過した施設の改築の促進 ②産業基盤の整備による地域経済の活性化 地方公共団体が策定している企業誘致計画等に基づいた工業用水道事業計画の促進及び安定した工業用水を供給するための改築の促進</p>	○ 平成22年度	○ 工業用水道事業法第23条に基づく報告、環境省作成の「全国の地盤沈下地域の概況」及び経済産業省作成の「工業統計表」等を用いている。 また、継続中の個々の補助事業については、工業用水道事業の効率性及びその実施過程に係る透明性の一層の向上を図るため、「工業用水道事業に係る政策評価実施要領（平成14年4月：平成14・03・28地局第1号）」に基づき、原則5年以上連続して補助金の交付を受けている事業について、その事業の便益等を計測している。
	地域企業立地促進等共用施設整備費補助金（補助）	<p>△ (目標) 本事業実施地域における産業インフラ（共用施設）の充実強化</p> <p>(効果) 本補助金により整備された施設及び機器の使用等が進むことにより各地域において策定した基本計画の目標（立地企業数、雇用者数等）の達成に貢献を果たすこと。</p>	○ 平成22年度	○ 共用施設整備後一定年経過した時点において、当該整備効果調査を実施する。 具体的には、本事業実施地域における立地企業数、鉱工業生産額及び雇用者数について本事業実施前と比較対比し、その増減割合をもって効果測定を行う。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
5. エネルギー・環境政策				
25	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	<p>△ 我が国における石油・天然ガスの安定供給確保に関する事項と我が国をとりまく国際情勢を多面的かつ横断的に把握することにより、安定的な供給源である我が国の自主開発油の比率の引き上げや石油精製・流通を通じた石油製品の品質の確保及び国家備蓄機能の強化等の石油・天然ガス政策を適時的確に立案すること。</p> <p>○ 委託する事業内容とその目標の関連は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油製品需給動態統計調査（基幹統計）及び石油輸入調査（一般統計）の情報収集、集計及び分析等 → 月に1度「資源・エネルギー統計月報」を、年に1度「資源・エネルギー統計年報」を作成・公表し、国内における石油の需給動向等を外部に対して提供する。</li> <li>・ 石油設備調査（一般統計）の実施 → 石油業者が所有する貯油設備等の実態を把握し、行政施策に資することを目的として調査を実施する。</li> <li>・ 「石油の備蓄の確保等に関する法律」第32条第1項に基づく報告の運用訓練 → 石油危機が発生した際に迅速に情報収集が行える体制を整備する。</li> <li>・ 石油情報システムのメンテナンス → 統計に関する業務を効率化するためのシステムの保守・管理を行う。</li> <li>・ 石油統計データ提供システムのメンテナンス → 石油に関する最新のデータの入力等を行い、統計のユーザに対して利便性の高いデータベースを提供する。</li> </ul>	<p>○ 平成21年度</p> <p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 自主開発の原油の比率向上、石油製品の品質確保・安定供給、国家備蓄機能の強化等を勘案しつつ、具体的な政策の企画・実施段階における調査研究結果の活用状況等について総合的なモニタリングを行う。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	国内石油天然ガス基礎調査（委託）	<p>○ 平成21年3月に策定した「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づき、平成29年度までに、我が国周辺海域のうち石油・天然ガス資源ポテンシャルに関する十分な基礎データが取得されていない未探鉱地域等（具体的には、石油・天然ガス資源が有望と目される面積6.2万平方キロメートルの海域）について、国が保有する三次元物理探査船「資源」を活用し、計画的かつ効率的に基礎物理探査を行うとともに、そこから得られた地質情報等をもとに、より有望な海域において基礎試錐（ボーリング）を機動的に実施する。</p> <p>このような国による先導的な探鉱活動の取組により、国内石油開発企業にとっては探鉱投資リスクが大幅に軽減され、民間企業による探鉱・開発活動が促進されることとなり、結果、供給リスクのないもっとも安定的なエネルギーである国内産石油・天然ガス資源の確保が図られる。</p> <p>※三次元物理探査船の操業にかかる技術移転：平成24年度までに日本人化100%</p>	○ 平成21年度	○ 基礎物理探査に関しては、年間調査目標面積を設定し、その調査実績により事業のモニタリングを行う。また三次元物理探査船の操業にかかる技術移転は平成24年度までに日本人化100%をめざし、その操業実績により事業の進捗を把握する。
	石油天然ガス資産評価調査等委託費（委託費）	△ 「エネルギー安定供給の効率的実現」及び「売却資産価値の最大化」を両立した資産の価値評価等の調査等。	○ 平成21年度	○ 売却実績等にかかる報告を受けることによりモニタリングを行う。
	天然ガス探鉱費補助金	○ 国内天然ガス資源の探鉱活動を行う事業者に対し資金を補助することにより、民間による探鉱活動の促進を図る。毎年、物理探査5件程度、選定された有望地域における試掘工事2件程度の補助事業を行い、我が国天然ガス資源の合理的な開発に資する。	○ 平成21年度	○ 本事業において生産につながった天然ガス資源は、生産開始後5年間にわたり納付金制度の適用を受けるため、この報告によりモニタリングを行う。あわせて、事業者の活動実績等の報告によりモニタリングを行う。
	産油国開発支援協力事業（補助）	△ 本事業の実施により、産油国政府等に我が国の協力を評価させ、我が国のプレゼンスを高め、産油国との関係を強化することを目標とする。産油国との関係強化により、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保を図る。	○ 平成21年度	△ 定期報告等
	産油国研修事業（補助）	△ 本事業の実施により、産油国政府等に我が国の具体的な貢献を認知・評価させ、産油国における我が国のプレゼンスを増大させ、産油国とのパートナーシップ構築など、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に資する産油国との関係強化を図ること。	○ 平成21年度	△ 定期報告等

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	産油国産業協力等事業（補助）	△ 本事業の実施により、産油国政府等に我が国の協力を評価させ、我が国のプレゼンスを高め、産油国との関係を強化することを目標とする。産油国との関係強化により、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保を図る。	○ 平成21年度	△ 定期報告等
	産油国投資促進事業（委託）	△ 本事業の実施により、産油国政府等に我が国の協力を評価させ、我が国のプレゼンスを高め、産油国との関係を強化することを目標とする。産油国との関係強化により、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保を図る。	○ 平成21年度	△ 定期報告等
	産油国石油精製技術等対策事業費補助金（産油国等石油交流人材育成事業、産油国等石油関連産業基盤整備・国際共同研究事業及び国際石油交流連携促進事業に係るものに限る）（補助）	△ 産油国に対し、我が国の石油精製分野に関する装置メンテナンス技術、人材管理のノウハウや製油所の省エネルギー対策技術、環境負荷低減技術等を提供することにより、原油の安定供給確保を目的とした友好関係の構築、維持強化、産油国国営石油会社幹部へ本活動の認知度の向上等を図る。当該事業は、国内のガソリンや灯油等の燃料油、ナフサや芳香族炭化水素等の石油化学原料の安定供給確保も担うことになり、社会全般に対して多大な影響を及ぼす。	○ 平成21年度	○ 研修事業：研修後の受講者等の社会的動向を把握することによりその有効性を示す。 技術協力事業：本事業の相手国における認知度、発展性等を示すものとして、相手国における報道や移転技術に関する相手国の利用動向評価等をフォローし、本事業の有効性を示す。
	石油環境対策基盤等整備事業（補助）	△ 環境対応型石油関連調査事業では、地球温暖化及び原油高騰を背景とした我が国の石油精製業が直面している、又は将来直面するであろう環境に関する課題について、政策ニーズを反映させつつ分析・調査を行い、今後の石油産業の在り方や方向性の検討に資する成果として、研究会での報告や広く国民への公表により、審議・確認を行う。また、将来の対応が必須とされる分野における環境技術や大気環境保全に関する最新の自動車技術・燃料技術については、そのフュージビリティ・スタディーを実施することにより、有用性等を判断する。こうした調査に基づくスタディーが、石油産業、プラントメーカー、触媒メーカー、機器メーカー等において、技術課題の効率的な解決や新たな技術開発の取組、新たな事業展開に活用され、その実用化を通じて環境面への対応がなされること、とりわけCO <sub>2</sub> が削減されることを図る。	○ 平成21年度	○ (1)外部有識者からなる研究調査分野ごとの委員会を設置し、各①から⑦の事業の達成度や効果を評価する。 ①地球温暖化対策や原油高騰を背景とした技術開発を加速するために、環境対策技術動向や燃料多様化及び高効率化に関する自動車・燃料技術開発動向を調査する。特に環境対応、とりわけCO <sub>2</sub> の削減を重点調査項目とする。 ②エネルギーセキュリティの確保、環境対策の推進、産業競争力の強化や企業体質の強化など、将来の石油産業のあるべき姿に関する検討を行う上で必要な経済社会的観点からの調査を行う。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>潤滑油環境対策事業では、潤滑油類の環境対応及び環境負荷低減に関する実態調査を実施し、今後の環境対策のあり方を検討すると共に、その成果について潤滑油製造者、ユーザー等に対して刊行物の発行等及びセミナー等の開催を通じて環境対策促進のための普及啓発を図る。</p> <p>石油関連技術情報センター整備事業では、国内外の最新石油情報、石油エネルギーの高効率利用、環境負荷低減に資する工業所有権、研究開発情報等の一元的な収集・管理・普及を目的に設置された「石油情報プラザ」を整備し、広く成果を普及する。また、政策ニーズに基づく海外エネルギー関連機関との交流や、海外長期出張員派遣事業を通じ最先端情報の収集・管理を行うとともに、各国政府及びエネルギー関係機関と人的ネットワークを構築し、エネルギーの安定供給・環境対策における共通基盤を醸成し、国際協調・貢献に向けた取り組みを加速する。</p> <p>石油産業安全基盤整備事業では、事故未然防止や保安教育に資する多岐に亘る情報提供・共有化および石油産業の共通課題の解決を通して安全基盤を整備しつつ、保安行政における良好な取り組み事例としての認知・共有化を進め、今後の保安活動支援に関わる制度化等により安定的な石油供給の確保を図る。</p>		<p>③地球温暖化防止のために、燃費のよいマルチグレードディーゼルエンジン油のさらなる普及をめざす。</p> <p>④使用済み潤滑油リサイクルを、現状の重油への再生利用から、より環境負荷の小さい基油再生利用に移行するために、ベンチプラント規模での基油再生技術の確立を目指す。</p> <p>⑤省エネルギー型潤滑油の普及促進するために、省エネルギー型潤滑油による省エネルギー効果の評価方法を確立し、省エネルギー型潤滑油のさらなる普及を目指す。CO<sub>2</sub>削減に資する新燃料に対応した、潤滑油の品質基準の検証。</p> <p>⑥各国政府及びエネルギー関係機関との交流による人的ネットワークの構築とエネルギーセキュリティの確保に係る連携強化。</p> <p>⑦ヒヤリハット・事故事例の収集及び解析、保安技能伝承のための教育支援、設備管理・技術等の向上等の石油産業の保安活動の支援による産業事故の発生防止と石油の安定供給確保。</p>
	次世代大気環境改善効果分析委託費（委託）	△ 当該事業では、NO <sub>2</sub> の大気環境基準の達成と健康影響が懸念されるため新たに設定された微小粒子（PM <sub>2.5</sub> ：2.5μm以下の大気中粒子）の大気環境基準化の動きに対応して将来の大気推計を実施し、政策に資するデータを提供する。	○ 平成21年度	○ (1)外部有識者からなる委員会を設置し、各①から③の事業の達成度や効果を評価する。 ①大気環境に関する過去データの整備および現状把握（規制別車両の排出量推移や自動車以外の排出量調査等）の実施による大気モデルの推計精度向上。 ②PM <sub>2.5</sub> およびNO <sub>2</sub> 推計精度のアップした大気モデルを活用し、2015年、2020年における大気推計の実施。 ③共同研究（川崎市）を行い、沿道NO <sub>2</sub> を削減する方向性の確立。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	精製機能集約強化事業（補助）	<p>△ 持続的な石油の安定供給の確保の観点から、我が国の石油精製業は、競争力の強化と共に、強固な経営基盤を構築していくことが喫緊の課題となっており、石油精製業者が精製設備の集約強化を行うことにより、経営基盤の強化を図ることができる環境を整備することが必要。このため、精製機能の集約強化により経営基盤を強化する事業者への支援を行うことにより、我が国のエネルギーセキュリティの確保に資することになる。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 石油精製会社の保有する設備の能力、稼働率等について定期的に調査を行う。</p>
	コンビナート連携石油安定供給対策事業費補助金（補助）	<p>○ 石油精製同士、石油精製・石油化学連携、その他異業種との連携拡大や、複数コンビナート間の連携等により、分解重油設備、水素回収設備等連携設備の効果的設置による拡大融合の促進を行う。 本事業により、製品需要を満たすために必要な原油処理量の低減、原料調達から供給までのトータルコスト低減、生産設備の大型化・集中生産による効率化、油種間のインバランス解消のためのノーブルユースや、各地区石油コンビナートの特長ある展開が着実に実現できる。その結果、石油精製業の強靱な経営基盤が確立し、持続的成長ができるものとなる。このような取組により、石油の安定供給、石油資源の有効活用及び地球温暖化防止対策等に大きく貢献する。</p> <p>◇目標 石油・石化需給インバランス解消、生産設備効率化による石油コンビナートの全体最適化 （プロジェクトテーマ毎に目標設定）</p> <p>◇主要指標 ・原油処理量削減：50万キロリットル／年 （我が国平均規模製油所における年間原油処理量の7%相当） ・採択を受けた製油所における主力製品の製造コスト3%減</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 年1回程度、関係者からヒアリングによる調査を実施し、事業の達成度・効果について評価を行う。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	大規模石油災害対応体制整備事業費補助金（補助）	<p>△ 国内6カ所、海外5カ所に油濁防除資機材等を整備した基地を設置し、資機材の維持・管理を行う。</p> <p>大規模な油流出事故が起きた場合、事故関係者からの要請により、最寄りの基地から防除資機材の貸出や技術的な指導等を行い、迅速な処理により被害の拡大を防止する。</p> <p>よって、本事業による油流出事故の被害拡大の防止は、国内の経済・環境等に多大な影響を及ぼす。</p> <p>また、ペルシャ湾やマラッカ・シンガポール海峡など、産油国から我が国へのオイルロード上で発生する事故は、我が国への原油の安定供給確保を阻害する恐れがあるため、被害の拡大・長期化を防ぐことが必要。</p>	○ 平成21年度	△ 油流出事故時に油濁防除資機材の貸出し要請があった場合に、速やかに当該資機材を貸し出し、油濁防除に係る適切な処理を行うことにより、被害の拡大が防止される体制を整える。具体的には、資機材の適切な維持・管理及び使用に必要な要員の確保・訓練の実施等により、その有効性を示す。
	国家備蓄石油増強対策	<p>△ ①買い戻し…国家備蓄石油の安定的な確保及びエネルギーセキュリティの水準を確保するため、緊急放出後の国家備蓄石油を買い戻す。</p> <p>②油種入替…我が国の石油需要構造の変化に応じ、緊急放出時の国内需要に十分対応させるため、適切な油種構成に改善するため国家備蓄石油を購入する。</p> <p>③製品購入…国家原油備蓄及び民間による製品備蓄を補完する観点から、エネルギーセキュリティの水準を向上させるべく国家備蓄石油製品を購入する。</p>	○ 平成21年度	△
	国有資産所在市町村交付金	△ 国有資産等所在市町村交付金法に基づき、国が所有する国有資産所在の市町村に対し交付金を交付する。	○ 平成21年度	△
	国家備蓄石油管理等委託費（委託）	△ 国家備蓄石油の安全かつ効率的な管理及び緊急時における機動的な備蓄石油の放出等。	○ 平成21年度	○ 国家備蓄数量のモニタリング（国家備蓄石油の数量報告 月1回）
	石油備蓄事業補給金（補給金）	△ 民間タンクを利用している国家備蓄石油の安全かつ効率的な管理。	○ 平成21年度	○ 国家備蓄石油の管理委託をしている（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）から、民間タンク貸し出し会社の国家備蓄石油の管理状況について、毎月、報告を受けている。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（利子補給金）（石油分）	○ 石油・石油ガスの購入資金に係る融資を（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構から受ける石油精製業者等に対して、本利子補給金制度によって、融資利子の一部補給を行うための必要額を不足することなく確実に補給することが重要である。このため、毎年度、本制度の信頼性を堅持できるよう予算を確保する必要がある。 また、本利子補給制度によって、石油精製業者等の民間備蓄が円滑に進み、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に定めるところの、常時、70日分以上の備蓄義務の確保に資するものである。	○ 平成21年度	△
	石油貯蔵施設立地対策等交付金（交付金）  石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金（交付金）	△ 石油備蓄基地の建設・維持を円滑に進めていく。	○ 平成21年度	○ 個別の事業毎に、事業者（自治体）による事後評価を平成19年事業から実施
	産油国石油安定供給基盤強化事業費補助金（補助）	△ 原油の一層の安定調達に寄与する特定の原油について、安定的に輸入が行われるようになること。	○ 平成21年度	○ 事業者に対する利用動向調査
	石油製品市況調査（委託）	△ 石油製品に係る各種価格の動向を把握、監視するとともに、国民に情報提供を行う。 それにより、石油製品価格の動向を踏まえた適切な施策の検討が可能になるとともに、石油販売業者を始めとした関係者が、石油製品に係る各種価格の情報をベンチマークとして活用することで、石油流通の透明性が高まり、公正かつ自由な競争環境の整備に資する。	○ 平成21年度	○ 小売市況調査（月次） ○ 小売市況調査（週次） ○ 卸価格調査（月次） ○ 非SS灯油小売調査（月次） ○ 産業用燃料納入価格（月次）
	石油製品品質確保事業費補助金（補助）	△ ○当該事業において得た分析結果や立入検査に基づく行政指導・処分により、平成11年度当時、約260箇所存在していた高濃度アルコール含有燃料を販売する事業者が現在一掃されるなど、消費者利益の保護、石油製品の適正な品質確保の観点から着実な効果を上げているところ。 ○今後、バイオ燃料の本格的な導入に伴い、脱税等の観点から、品確法上の規格を外れた石油製品を販売する事業者の増加が見込まれているところであり、品確法の運用強化、品確法の改正等と共に本事業を実施し、引き続き石油製品の適正な品質を確保する。	○ 平成21年度	○ 試買分析件数 ○ 品質違反件数

施策番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	構造改善円滑化事業（補助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 1. 石油販売業者経営高度化調査・実現化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益の多様化等経営基盤の強化を目指す石油製品販売業者の増加を図る。</li> </ul> </li> <li>2. 事業環境整備等支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対応型給油所の普及を図る。</li> </ul> </li> </ul>	○ 平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1. 石油販売業者経営高度化調査・実現化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業事件数</li> </ul> </li> <li>2. 事業環境整備等支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対応型給油所設置件数</li> </ul> </li> </ul>
	石油製品流通合理化支援事業（補助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ ○流通合理化に向けた設備投資等に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者等による共同タンクの建設、共同配送のためのローリー取得、ドラム缶配送からコンテナ配送への転換のための投資等、必要な設備投資等に対して支援。</li> <li>・ 事業者に応じて、補助率を引き上げる。 (補助率) 販売業者・卸売業者等；3/4 元売；1/2 自治体・県；1/2、市町村2/3</li> </ul> </li> </ul>	○ 平成21年度	○ 設備等の完成後、3年間コスト等の状況について報告を求める。
	環境対応型石油製品販売業支援事業（補助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 石油製品販売業者等が行う土壌汚染の有無に関する検査経費等に対し補助を行うことで、土壌汚染の未然防止、早期発見及び早期対策を促進し、給油所周辺地域との環境共存を確保するとともに、莫大な土壌汚染対策に係る経済的負担を軽減することにより、石油製品販売業者の経営基盤の安定化を図り、もって石油製品の安定的な供給体制の確保が図られる。</li> </ul>	○ 平成21年度	○ 補助事業実施件数及び漏洩事故発生件数等の推移の把握。
	土壌汚染環境保全対策事業（補助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 地下埋設タンク及び地下埋設配管の撤去・入換等に係る工事費の一部に対して補助を行うことで、土壌汚染の未然防止を図り、給油所周辺地域との環境共存を確保するとともに、莫大な土壌汚染対策に係る経済的負担を軽減することにより、石油製品販売業者の経営基盤の安定化を図り、もって石油製品の安定的な供給体制の確保が図られる。</li> </ul>	○ 平成21年度	○ 一重殻タンク及び配管の入換数（補助事業実施件数）及び漏洩事故発生件数等の推移の把握。
	石油製品需給適正化調査委託費（石油ガス流通合理化対策調査）（委託）	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ ・原料価格が乱高下する状況における流通実態を調査することで、流通段階における合理化方を提示する。</li> <li>・LPガス卸売事業者、LPガス販売事業者の経営実態等を把握することにより、今後の施策立案に活用する。</li> <li>・LPガス小売価格等の把握及び公表をすることにより、販売事業者間の価格競争の促進が図られ、消費者が販売事業者を選択する際の判断材料として提供する。</li> </ul>	○ 平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ・LPガスの流通実態、販売事業者の経営実態、LPガス価格を把握するための各種調査（アンケート等）実績</li> <li>・消費者への情報提供を行った（パンフレット配布枚数等）実績</li> </ul>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・LPガスに関する消費者の理解を深めることで、LPガスの取引の適正化が一層促進される。</li> <li>・LPガス用FRP容器の実用可能性の調査を行うことで、配送・輸送コストの軽減及び配送員の負担を軽減することができる。</li> </ul>		
	石油ガス流通対策事業費補助金（石油ガス販売事業者構造改善支援事業）（補助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ ・販売事業者指導支援事業 消費者からの相談の迅速な解決を進め、消費者ニーズを把握することでLPガス販売事業者の構造改善を図る。</li> <li>・構造改善推進事業 LPガスの消費者との信頼性を高める等、地域社会における信用力の向上を図りつつLPガス販売事業者の構造改善を推進し、経営基盤の強化・合理化等を図り、もってLPガスの安定供給の確保を図る。</li> </ul>	○ 平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ・販売事業者指導支援事業 LPガス消費者等からの相談や問い合わせ等の件数、内容の整理</li> <li>・構造改善推進事業 構造改善事業実施者に対するアンケート調査</li> </ul>
	石油ガス流通対策事業費補助金（石油ガス配送合理化推進事業）（補助）	△ LPガス充てん所の統廃合の推進によって、充てんコスト及び配送コストを削減する、LPガス販売価格の低下に寄与する、LPガスの安定供給を確保すること等を図ることを目的としている。	○ 平成21年度	○ 充てん所の統廃合の件数
	石油ガス国家備蓄基地建設委託費	○ 現在建設中の波方基地及び倉敷基地について、それぞれ、波方基地 平成24年度 倉敷基地 平成24年度を完成目標とし建設を進める。当該2基地が完成すると、既に完成している地上3基地と合わせて、合計150万トンの国家備蓄体制が整備されることとなり、既に石油備蓄法に基づく50日備蓄を達成している民間備蓄と合わせ石油ガスの安定供給確保の一層の強化が図られる。	○ 平成21年度	○ 定期的に、石油ガス国家備蓄基地建設工事の進捗の確認を行う。
	国家備蓄石油管理等委託費（LP分）	△ 石油ガスの安定供給確保のため、150万トンの石油ガス国家備蓄体制の達成に向けて全国5地点で石油ガス国家備蓄基地の建設を行っている。このうち地上3基地については、平成17年度に完成・操業を開始しており、これに伴う国家備蓄石油ガス、国家備蓄基地の管理・運営等を円滑に行うことにより、石油ガスの安定供給の確保に資する。	○ 平成21年度	○ 国家備蓄石油ガス数量のモニタリング（国家備蓄石油ガスの数量報告 月1回）

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（利子補給金）（LP分）	<p>○ 石油・石油ガスの購入資金に係る融資を（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構から受ける石油ガス輸入業者等に対して、本利子補給金制度によって、融資利子の一部補給を行うための必要額を不足することなく確実に補給することが重要である。このため、毎年度、本制度の信頼性を堅持できるよう予算を確保する必要がある。</p> <p>また、本利子補給制度によって、石油ガス輸入業者等の民間備蓄が円滑に進み、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に定めるところの、常時、50日分以上の備蓄義務の確保に資するものである。</p>	○ 平成21年度	△
	産炭国石炭産業高度化事業（補助）	<p>○ （目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炭鉱技術の移転により、対象国における石炭生産の能率を改善し、平成13年度（前身の「炭鉱技術海外移転事業」実施前）比で約2倍に向上させることを目標とする。</li> <li>併せて、対象国における石炭の生産量の更なる増大とそれに伴う対日輸出量の増加を目標とする。</li> <li>また、対象国における炭鉱での事故災害率の更なる低減についても目標とする。</li> <li>定量的な成果以外にも、研修で修得された「ゼロ災害・ゼロ故障」、「保安第一・生産第二」などの保安理念や、災害防止運動が対象国において浸透することを目的とする。</li> </ul> <p>（効果）</p> <p>炭鉱技術の移転により、産炭国の効率的な石炭生産の促進や効率化が図られ、我が国とアジア地域の産炭国との関係が更に強化されることが期待される。また、本事業によって、産炭国の石炭生産量を増大させることは、石炭大消費国である我が国への、海外炭の安定供給に資することが期待できる。</p>	○ 平成21年度	△
	国際資源開発人材育成事業委託費（委託）	<p>△ （目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンソーシアムに参加する大学、大学院において、資源開発に関するより実践的な教育プログラムを確立し、継続して実施されることを目標とする。</li> <li>資源開発に関するプロフェッショナル人材育成が産学連携により行われ、社会人や若手教員の育成にもつながることを目標とする。</li> </ul>	○ 平成21年度	○ <ul style="list-style-type: none"> <li>教育プログラムの開発・実証を行う大学、大学院からのヒアリング</li> <li>実証プログラムを受講した学生からのヒアリング</li> <li>コンソーシアム参加者からのヒアリング</li> </ul>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の資源開発人材を積極的に育成することにより、石油・天然ガス、石炭等の国際的な資源獲得競争において、我が国が優位に交渉を進められるような人材が輩出され、ひいては我が国のエネルギー安全保障の強化につながる。</li> </ul>		
	<p>極限海域における海洋構造物の基礎調査研究（委託）</p>	<p>△ 極限海域（沖ノ鳥島）において、海洋石油開発に使用される海洋構造物の各種長尺モデル部材の耐久性能評価試験を実施し、データの収集・分析や課題の抽出等を行い、部材を導入するために必要不可欠な耐久性能の特定等を行うことにより、我が国の海洋石油開発技術の向上、コストの削減及び安全性の向上等に寄与する。また、極限海域での石油掘削リグや生産プラットフォーム等の海洋構造物への適用等より、最終的には施策全体の目標である石油等の自主開発比率の増加に貢献する。また、沖ノ鳥島及びその排他的経済水域を確保するための経済活動として、国際的な認知を高めることができる。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 暴露試験により得られた試験体の腐食状況等を点検・評価することにより、構造部材の適用可能性等について評価を行うとともに、各年度数回程度開催される学識経験者や民間企業等から構成される委員会において、その結果を審議し成果を取りまとめる。</p>
	<p>大水深域における石油資源等の探査技術等基礎調査（委託）</p>	<p>△ 我が国の大陸棚延長の可能性のある海域及び排他的経済水域内において、石油等の資源賦存状況の把握に必要な各種データ等を取得する。これらの結果から、データの分析や整理等を行うことで、資源ポテンシャルの評価を行うことにより、将来的な海洋石油資源等の開発・利用に資することを目標としており、最終的には、施策全体の目標である石油等の自主開発比率の増加に貢献することができる。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 学識経験者や民間会社等からなる大水深探査技術検討委員会等の中で、得られた調査結果について検討を行い、今後の効率的な調査を進めていくため、適宜調査内容の見直しを図り、調査を実施していく。最終的には、平成24年度（終期年度）までには、必要なデータ等を収集し、資源ポテンシャルの評価を行う。</p>
	<p>国際石油需給体制等調査研究等委託費（委託）</p>	<p>△ 各国のエネルギー情勢やエネルギー政策等についての調査・分析結果を我が国の国際エネルギー戦略の企画立案に役立てる（国際会議におけるアジェンダ設定、成果文書作成、発言力確保等）。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ ・国際会議におけるアジェンダや成果文書、我が国の発言等 ・二国間協力における成果文書や我が国の発言等</p>
	<p>地方都市ガス事業天然ガス化促進対策費補助事業（補助）</p>	<p>△ 地方都市ガス事業者の熱量変更を推進することにより、需要家の利便性の拡大、安全性の向上を図るとともに、エネルギー供給基盤の強化を図る。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 熱量変更完了件数（事業者数、需要家件数）</p>
	<p>経年埋設内管対策費補助事業（補助）</p>	<p>○ 2015年度までに保安上重要建物についての経年内管改善を完了させることにより、安全な都市ガスの供給環境の実現を図る。</p>	<p>○ 平成21年度</p>	<p>○ 経年内管の改善本数及び残存本数により確認を行う。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	天然ガス等利用設備資金利子補給金事業（補給金）	△ 地方都市ガス事業者が、天然ガスを安定的に調達するために必要な設備投資に対する費用負担を軽減することによって、事業リスクの低減、低廉かつ安定した料金や安全性の向上、及びパイプラインの整備による競争環境の整備等を通じて利用者の利益増進を図る。	○ 平成21年度	△ 都市ガス事業者における設備投資に係る資金調達の状況（安定的な調達に向けて必要な設備更新、増設が行われているか）
	中東等産油国投資等促進事業（補助）	△ 中東等産油国から強く要望されている、我が国からの直接投資の促進や技術・ノウハウなどの移転、人材育成及び双方向の投資促進等により、これらの国との関係の強化を図り、石油・天然ガスの安定供給の確保を達成する。	○ 平成21年度	○ 短期的・直接的な指標としては、本事業によって事業化された直接投資や技術提携の件数によって効果を測定する。中長期的には、産油国との重層的な関係強化の進展度合いによって効果を測定する。
	中東産油国原油供給長期安定化事業（委託）	△ 中東産油国と日本の企業間の双方向のビジネス交流を促進することにより、中東産油国との重層的な経済関係を構築し、もって石油の安定確保を実現する。	○ 平成21年度	○ 中東産油国と日本の双方向のビジネス交流の進展度合いによって効果を測定する。
	石油精製業保安対策委託費（委託）	△ 平成22年度に発生した高圧ガス保安法関係の主な事故を、現地調査を含む事故調査解析によって得られた事故原因と再発防止策に係る情報を取りまとめ関係者に提供する。これらの成果物は、原子力安全・保安院における高圧ガス保安政策の策定、各都道府県における事業者に対する指導、各事業者における自社内の保安体制の整備のための参考となる。 また、①被覆配管等の運転中検査技術に関する調査研究、②水素エネルギー利用に伴う材料使用基準に関する調査研究、③ヒューマン・ファクターを考慮した事業者の保安力評価に係る調査研究④石油精製プラント等に係る高圧ガス設備の劣化・損傷データの調査研究⑤高圧ガス設備に係る補修後の強度基準等に関する調査研究⑥既設高圧ガス設備の耐震性評価基準に関する調査研究について、高圧ガス保安法上の技術基準となる原案を作成する。③については平成22年度を、①②④については平成23年度を⑤～⑥については平成25年度を目標年度とし、①～⑥については平成22年度末時点においてそれまでに、収集した国内外の関連情報の分析と実施した試験のデータ解析を得ることとする。これらの成果物は、それぞれのテーマ終了後に、原子力安全・保安院において高圧ガス保安法の関係省令（規則）における技術基準を改正するにあたっての原案となる。	○ 平成21年度	○ 高圧ガス保安法に基づく許可申請や届出における新技術基準適用件数をもって、当該技術基準がどれだけ事業者の経済活動における保安確保に貢献しているかをモニタリングする。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	次世代保安向上技術調査事業（委託）	<p>△ ①保安技術調査  ガス分野業の関連分野のみならず、航空・宇宙分野、医療分野など、異業種・他分野の先端技術領域における調査を実施し、ガス導管に係る保安の向上と効率的な維持管理に適用可能性のある技術シーズの抽出・整理を行い、有効性を検討する。これにより、安全高度化目標達成や、地震に強い導管網の実現に向け、導管の保安レベルの飛躍的向上を図ることが期待される。</p> <p>②地震対策技術等調査（長柱座屈メカニズムの解明）  新潟県中越沖地震により被害が発生した小口径で長い直線状配管における長柱座屈のメカニズムを解明し、それを踏まえた対応策を検討し、ガイドライン等にまとめる。  これらの取り組みにより、地震に強い導管網を実現するとともに、地震の際の早期復旧体制が確立できる。本事業を実施することにより、天然ガスの安定供給化に貢献し、ひいては我が国の石油・天然ガス・石炭に係る重層的かつ多様なセキュリティの向上を図り、もって石油・天然ガス・石炭の安定供給を確保する施策目的である「燃料技術開発プログラム」に貢献する。</p>	○ 平成21年度	○ ①保安技術調査については、異業種の技術シーズが十分に抽出・整理等がされ、導入のための開発課題が明確化されていることを確認する。  ②地震対策技術調査については、ガイドライン等が完成し、ガス業界内へ周知・徹底されていることを確認する。
	国有資産所在市町村交付金	△ 国有資産等所在市町村交付金法に基づき、国が所有する国有資産所在の市町村に対し交付金を交付する。	○ 平成21年度	△
26	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用 石炭利用国際共同実証事業費補助金（補助）	○ (1)酸素燃焼国際共同実証事業 実証試験が確実に実施され、100万トン／年規模の貯留が見通せるようになることを目標とし、次のスケジュールで事業を実施する。H22年度（2010年度）は、2016年度までの事業の一部を実施する。 < 酸素燃焼によるCO <sub>2</sub> 回収実証 > ・ 酸素燃焼改造工事に向けた詳細設計、機器製造 ・ 酸素燃焼改造工事（～2011年7月） … 発電プラント改造、空気分離装置設置、CO <sub>2</sub> 圧縮・液化装置設置、試運転	○ 平成24年度	○ ①酸素燃焼国際共同実証事業 ・ 日豪共同プロジェクトの中に技術や資金について評価するT I A C（Technical & Investment Advisory Committee）を設ける。本会合は、参加企業の他に専門家にも入ってもらって評価するもので、少なくとも年4回のペースで開催される。また、年4回のペースでM C I（Management Committee）が開催され、Joint Venture（JV）としての方向性についての最終決定がなされる。 ・ 国内においては、大学関係者等からなる評価検討委員会を設け、実証試験および実用化支援調査研究の実施状況の評価および今後の方針についての見解をいただく。開催は年に2回を計画。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素燃焼運転（2011年8月～2015年7月）</li> <li>…運転パラメータ最適化、基本特性確認試験（プラント性能、排ガス性状、機器の保全確認）、運用性確認試験、多炭種適用性確認試験</li> <li>＜酸素燃焼からの回収CO<sub>2</sub>の地中貯留実証（枯渇ガス田を予定）＞</li> <li>・CO<sub>2</sub>地中貯留サイトの選定（～2009年9月）</li> <li>・サイト評価（～2010年5月）</li> <li>…CO<sub>2</sub>貯留特性評価、試掘評価、CO<sub>2</sub>注入モデリング</li> <li>・サイト工事および試運転（2010年5月～2011年7月）…井戸掘削、地上設備工事、試運転</li> <li>・CO<sub>2</sub>地中貯留実証（2011年8月～2014年6月）…CO<sub>2</sub>注入、モニタリング</li> <li>・貯留後モニタリング（～2015年10月）…継続モニタリングの実施</li> <li>＜実用化支援調査研究＞</li> <li>・酸素燃焼システムの評価ツールおよび基礎データの構築、商用実用化検討</li> <li>・CO<sub>2</sub>貯留に関わる調査研究</li> <li>・酸素燃焼CO<sub>2</sub>回収システムの市場動向調査、CDM・J I適用検討調査</li> </ul> <p>(2)高効率熱分解石炭ガス化国際共同実証事業、(3)革新的ゼロエミッション石炭火力発電国際共同実証事業</p> <p>我が国が持つ優れたCCCTの早期実証、確立を図る。また、得られた結果を活用し、我が国民間企業等の投資、更なる技術開発を促進する。</p>		<p>○高効率熱分解石炭ガス化国際共同実証事業、革新的ゼロエミッション石炭火力発電国際共同実証事業</p> <p>事業成果を評価するための、外部有識者による委員会において実施状況に関する評価を実施する。また、経済産業省において適宜ヒアリングを実施する。</p>
	気候変動対応クリーンコール技術国際協力事業（補助）	△ クリーン・コール・テクノロジー（CCCT）の技術移転を図ることにより、世界規模での環境問題の改善及びCO <sub>2</sub> 削減を推進するとともに、石炭需給の安定に資する。	○ 平成24年度	○ 設備診断を実施した発電設備について、フォローアップを実施する。研修事業等については、研修生等にアンケート調査を実施する。
	分散型エネルギー複合最適化実証事業（補助）	△ ガス体エネルギーを使用した分散型エネルギーシステムの構築の進展により、我が国のガス事業における低炭素社会の実現に向けたさらなるエネルギー供給構造の高度化への取組みが推進され、近年のエネルギーセキュリティ及びCO <sub>2</sub> 削減課題への対応が可能となる。	○ 平成24年度	○ 本システムの設置件数、容量。システムの導入に伴う省エネルギー量、CO <sub>2</sub> 削減量、再生可能エネルギー導入量。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	天然ガス型エネルギー面的利用導入モデル事業費補助事業（補助）	<p>△ 中小規模のエネルギー面的利用モデル事業を実施し、熱需要の相違によって建物用途を分類し、それぞれの建物分類間においてエネルギーの面的利用を実施した場合の建物分類の組合せ毎のエネルギー効率、省エネルギー・省CO<sub>2</sub>効果等の検証を行うことにより、都市部や市街地等において省エネ・省CO<sub>2</sub>効果の高いエネルギー面的利用モデルを定義するとともに、これを活用した地域づくり実現のための広報を行うことにより、全国的な普及を図る。</p> <p>また、モデルの具体像を明らかにするために、以下の要素によるエネルギー効率・省エネルギー・CO<sub>2</sub>削減量等の効果検証、設計・施工等の課題の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物用途の組合せによる熱需要パターン（時間帯、季節による需要の変動）の相違における効果検証</li> <li>・建物規模による熱源システムの相違による効果検証</li> <li>・建物の新設・既設により選択できるエネルギー供給方式に応じた運転方法の違い、熱ロス的大小による効果検証やイニシャルコストへの影響等</li> </ul>	○ 平成24年度	○ 採択案件の省エネ・省CO <sub>2</sub> 効果測定と、普及・広報の結果として実施された中・小規模のエネルギー面的利用システム導入件数
	石炭火力発電天然ガス化転換補助金（補助）	△ 本事業は電気事業分野のCO <sub>2</sub> 排出原単位低減に向けた取組みであり、燃料転換による設備の高効率化によって排出量を削減するものである。	○ 平成24年度	○ 事業者から聞き取りを行い、月1回程度の頻度で工事の進捗状況等を確認している。
	超低硫黄軽油導入促進事業費補助金（補助）	○ <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で生産される超低硫黄軽油の製造装置の導入促進を通じた軽油の超低硫黄化が目標。</li> <li>・平成15年4月、業界は自主的取組として、硫黄分50ppm以下軽油の全国的供給を開始したところであり、現在、100%の供給を達成（2007年1月より法令上の規制値を10ppm以下に引き下げ）。</li> </ul>	○ 平成24年度	△
	エネルギー消費状況調査委託費（委託）	△ 我が国のエネルギー需給構造の変化に対応するため、統計未整備の分野について業種横断的にエネルギーの消費構造を把握可能とする仕組みの構築を目指す。一次統計であるエネルギー消費統計調査は、供給部門、エネルギー転換部門、あるいは運輸部門、家庭部門といった他部門も含めた最終消費部門とともに、需要・供給がバランスした形の「総合エネルギー統計」という二次統計に加工される予定である。	○ 平成24年度	○ 回収率、有効回答率の維持、向上。供給側データ等との整合性。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	エネルギー環境総合戦略調査等委託費（委託）	△ エネルギー技術開発、エネルギー需給構造等について調査分析を行い、現在の経済及びエネルギーを取り巻く状況や今後の見通しを把握することで、アウトカム目標を達成するための課題を分析し、適切な政策を検討する上での基礎とすることを目標とする。 適時適切な国民への情報提供や国のエネルギー政策の立案・遂行の円滑化が図られる効果がある。	○ 平成24年度	○ 政府のエネルギー施策の立案・遂行に資した委託契約の本数。
	新エネルギー設備導入促進情報提供事業（委託）	○ 2008年3月に改訂された京都議定書目標達成計画においては、2010年の新エネルギー導入目標は原油換算で1,560万k1から1,910万k1とされている。また、長期需給見通しの最大導入ケースでは、再生可能エネルギーについて、一次エネルギー国内供給の約8.2%（2020年度）、約11.1%（2030年度）という導入水準が示されているところ。 本事業では、地方公共団体、事業者及び一般国民等に対し、我が国のエネルギー情勢、地球温暖化問題に係る情報、新エネルギー政策に係る法制度等に関する情報及び新エネルギーの導入実績等に係る情報等を広く発信し、負担に対する理解を深めるとともに、各層における新エネルギーの加速的導入の実現を図る。	○ 平成24年度	○ セミナー、シンポジウム、展示会等において、参加者に対してアンケート調査を実施し、新エネへの意識変化等についてのフォローアップ調査を行う。また、一部事業においては、外部有識者によって構成された委員会を開催し、事業の効果検証を行う。
	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（クリーンディーゼル自動車導入促進事業費）（補助）	△ クリーンディーゼル自動車の車種拡大や初期需要創出のために、クリーンディーゼル自動車を導入する者に対して、通常車両との価格差の1/2以下を補助することにより、クリーンディーゼル自動車を広く普及させ、CO <sub>2</sub> 排出量の約2割を占める運輸部門（自動車部門）における省エネルギーを促進する。	○ 平成24年度	○ クリーンディーゼル自動車の普及台数やガソリン車との価格差について、毎年モニタリングを行う。事業の終了時期については、ガソリン車と比較して高いイニシャルコストが、クリーンディーゼル自動車の年間平均走行距離、燃費、燃料単価、平均保有年数を考慮したガソリン車とのランニングコスト差を反映したライフサイクルコストと同等となった時点（概ね20万程度）と考えている。
	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（天然ガス自動車等）（補助）	○ クリーンエネルギー自動車の導入については、京都議定書目標達成計画において、平成22年度に69万台から233万台の導入を目標としており、本事業により当該目標を達成することを目指す（平成20年度末時点のクリーンエネルギー自動車の普及台数は約62万台）。 具体的には、ある程度の導入が行われている天然ガス自動車（20年度までの普及台数は約3万7千台）について、更なる普及を目指し、京都議定書目標達成計画の達成に資することを目標とする。	○ 平成24年度	○ クリーンエネルギー自動車の普及台数。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（LPガス自動車等導入促進対策事業）（補助）	○ 京都議定書目標達成計画を受け、LPガス業界は2010年までに新たにLPガス自動車を26万台普及させる目標を定めているものの、現在の普及台数は、約3万5千台に止まっている。当該補助により、LPガス自動車の普及促進が図られ、一定の普及率を超えれば自動車製造者が量産化し、更なる加速的普及が可能となることを目標とする。これにより、自動車燃料の多様化、LPガスの安定供給の確保及び省エネルギー化・地球温暖化防止に資することが期待される。	○ 平成24年度	○ LPガス自動車の普及台数、LPガス自動車用スタンドの件数
	新エネルギー等導入促進基礎調査（委託）	△ 国内外の省エネルギー・新エネルギーに関する基礎的な情報収集や導入状況実態、海外の事例調査、それら情報を基にした政策課題等の分析等により、新たな政策立案の可能性の検討、これまで講じてきた政策の検証を行う。特に、新エネルギーの導入拡大に不可欠である蓄電池産業の動向や太陽光発電政策に資する調査、海外の再生可能エネルギーの現状、「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」の運営や等にもなる課題の検討等が必要になる。これらの調査・情報収集による有効な省エネ・新エネ施策を講じることで、国内省エネルギー対策のより一層の促進、エネルギー源の多様化に寄与する新エネルギーの導入促進に貢献する。	○ 平成24年度	○ 事業終了後に委託調査評価書（報告書のレベル・委託調査の手法・委託先の能力・政策への反映状況等）について事後的に評価するもの）を作成し、政策への反映状況等を確認している。
	中小水力・地熱発電開発費等補助金（補助）	○ 「水力発電に関する研究会」や「地熱発電に関する研究会」での試算を踏まえて、今後、水力・地熱発電について、それぞれ132万kW（53億kWh）、67万kW（41億kWh）の追加的開発を促進することを目標とする。また、開発が進むことにより、エネルギー安全保障の確保及び地球温暖化対策に貢献できる。	○ 平成24年度	○ 学識経験者を含む委員会において、水力発電・地熱発電の設備容量、発電電力量の増加量を確認、評価する。
	中小水力開発促進指導事業基礎調査（委託）	○ 一般水力の発電設備容量は、2,074万kW（2008年度推定実績）であり、長期エネルギー需給見通しにおける2020年度の予測である2,158万kWを目標に、これを達成するための施策を実施する必要がある。第5次包蔵水力調査で把握した地点数で約2,000地点、出力で約1,200万kW、電力量で約480億kWhの開発可能量の中から、開発に至るまでには、①発電計画の検討、②経済性の検討、③電力供給計画の策定、④概略設計など、検討すべき項目がある。	○ 平成24年度	○ 事業のアウトプット：調査地点において予想される発電設備容量、発電電力量 事業のアウトカム：調査を行った結果、開発が可能であると判断された地点のうち、次の段階（設計、建設）に進んだ地点数

施策番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>本事業では地方公共団体及び自家発電設置者が開発主体となる地点の調査を行うことにより、設計段階及び建設段階まで進むことを目標に支援を行う。 また、開発が進むことにより、水車価格等の低下や技術の向上に繋がることから、エネルギー安全保障の確保及び地球温暖化対策に貢献できる。</p>		
	新エネルギー等導入加速化支援対策事業（補助）	<p>○ ○地域新エネルギー等導入促進対策事業及び新エネルギー等事業者支援対策事業 新エネルギーについては、京都議定書目標達成計画において1,560万k1～1,910k1の導入目標が掲げられているところ。本事業において、当該目標の達成に向けて引き続き支援を行うことにより、政府の掲げる温室効果ガス削減の実現に資する。 なお、新エネルギーの導入促進方策については、R P S法があり、2010年には、122億k W hまで新エネルギー等の利用義務量を拡大し、新エネルギー等の市場の拡大を図ることとしている。このR P S法と当該支援策とが組み合わさることにより、新エネルギーの導入促進がより確実なものとなる。</p>	○ 平成24年度	○ 新エネルギー等の導入状況について、民間事業者等関係機関に対してモニタリングを行う。
	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（補助）	<p>○ 本事業では、「低炭素社会づくり行動計画」において「導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にする」との高い導入目標が課されているとともに、「3～5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度にすることを目指す」という高いコスト低減目標が課せられた。さらに、4月9日の麻生総理のスピーチ「新たな成長に向けて」に基づく経済危機対策及び未来開拓戦略においては、太陽光発電の規模を2020年頃に20倍程度に拡大することを目指すとされている。</p>	○ 平成24年度	○ 住宅用太陽光発電システムの導入状況及びシステム価格の動向について、毎年モニタリングを行うとともに、次年度の条件設定に反映。
	民生用燃料電池導入支援補助金（補助）	<p>○ ・「京都議定書目標達成計画」の2010年度の民生部門における燃料電池コジェネの累積導入量1.97万kW～10万kWを達成する。 ・量産化によるコストダウンを図ることが可能な「1社あたり1万台以上/年」を2012年までに達成する。</p>	○ 平成24年度	○ 家庭用燃料電池システムの導入状況及びシステム価格の動向について、毎年モニタリング調査を行うとともに、次年度の条件設定に反映。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>本事業による市場の確立及び民間企業等による技術的な低コスト化の相乗効果により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「低炭素社会づくり行動計画」における2020～2030年頃に、システム価格40万円／台（1kW）を目指す。</li> <li>・「長期エネルギー需給見通し」の2030年の産業用・業務部門における定置用燃料電池の約560万kWの導入、家庭部門における燃料電池を含むコジェネの約250万台の導入を目指す。</li> </ul>		
	国際再生可能エネルギー機関分担金	<p>△ ①加盟国のそれぞれのニーズを考慮しつつ、再生可能エネルギーに係る政策上の助言及びサポートを実施し、再生可能エネルギーの導入が容易となる環境作りを行う。</p> <p>②人材育成事業、技術開発・導入促進のためのロードマップ、ツールの策定により、適切な再生可能エネルギーの知識及び技術の移転を促進し、加盟国の再生可能エネルギーに関する能力の強化を目指す。</p>	○ 平成24年度	○ 加盟国に提出される年次報告書に拠り、事業を評価。
27	省エネルギーの推進			
	省エネルギー設備導入促進情報提供等事業（委託）	<p>△ 産業部門、民生部門、運輸部門等において、気候変動問題への対応を強化していく上で、国民各層による行動を喚起するため適切な情報提供等を実施することにより、省エネの普及啓発を行い、省エネの設備導入等の省エネ推進を図る。</p>	○ 平成23年度	<p>○ 主に以下の指標を盛り込んだフォローアップ調査（効果測定）を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント参加者人数</li> <li>・メディア広告認識者数</li> <li>・省エネへの意識変化</li> </ul>
	エネルギー使用合理化事業者支援補助金（補助）	<p>△ 京都議定書の第1約束期間における目標を確実に達成するため、産業・業務・運輸の各部門の省エネを一層推進すべく、特に以下の各部門の省エネに資する設備の導入を促進する。</p> <p>(1)複数事業者連携による大規模省エネルギー事業に対する支援 コンビナート等において、複数の事業者が連携し行う省エネルギー投資に対して補助を行う。</p> <p>(2)中堅中小企業（高性能工業炉）の導入支援 高性能工業炉については、一基あたりの省エネ効果が高いが（約890k1／基（NEDOフィールドテスト））、現時点での普及率は約3％と導入が進んでいない。しかしながら、工業炉は約2万5千基程度のストックがあり、その省エネポテンシャルが極めて大きいことから、重点的に支援を行う。</p>	○ 平成23年度	<p>○ (1)毎年度毎の採択件数、補助金額、省エネルギー量及び費用対効果について、フォローアップ調査を実施。</p> <p>(2)京都議定書目標達成計画における主な対策評価指標への設備導入における寄与度につき調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数連携による大規模省エネルギー事業 省エネルギー量（原油換算）45～100万KL</li> <li>・中堅中小企業（高性能工業炉） 約1,000～約1,500基の導入</li> </ul>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(3)業務部門への省エネ設備の導入支援            省エネポテンシャルが高いが、省エネ設備へのリプレースが進んでいないオフィスビル等業務部門に対して補助を行う。また、今回の改正省エネ法で、新たに規制対象となるフランチャイズチェーンに対しても補助を行う。</p> <p>(4)運輸部門における省エネ事業の支援            平成18年4月施行の改正省エネ法により規制対象となった運輸部門に対し、引き続き取り組みを強化するため、省エネ効果の高い運輸部門での省エネ事業の支援を行う。</p>		
	<p>エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（補助）</p>	<p>○ 京都議定書目標達成計画の産業部門における2010年度末に向けた削減目標「48～52百万t-CO<sub>2</sub>/年（京都議定書目標達成計画の進捗状況2007年度速報値より）」の達成に資する。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ 本事業による産業部門の省エネルギー化及び化石燃料の高度利用に伴うCO<sub>2</sub>排出削減量の推移</p>
	<p>住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（補助）</p>	<p>△ ・本事業を通じ、省エネルギー性能の高い住宅・建築物の実例を増やすことに加え、その省エネルギー効果を具体的に分析、公表することによって、住宅・建築物の省エネルギーに対する消費者及び事業者の意識を高揚させることを目指す。            ・具体的には、エネルギー消費が増加傾向にある住宅・建築物について、高い省エネルギー性能を有する躯体、高効率エネルギーシステム、エネルギー消費量を把握して省エネルギーの取組みに繋げるモニタリングシステムの導入等に対して補助を行い、住宅・建築物における省エネルギー対策を加速化させる。            ・また、京都議定書目標達成計画において提示された導入目標の達成に向けて、建築物におけるビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入に対して補助を行い、その普及を図る。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ 当該システム導入後、NEDOに対し、3年間継続してエネルギー消費量に関する報告を行いモニタリングをするとともに、事業概況として、採択件数、費用対効果、削減率等を取りまとめ、成果発表会などを通じて公表する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	省エネルギー対策導入促進事業費補助金（補助）	<p>○ 省エネに関する技術や資金が十分でない中堅・中小企業に対する省エネ技術の導入可能性に関する診断事業等の実施による具体的な省エネ手法の提案や、省エネ法の改正により規制対象の拡大する業務部門を始めとした事業者等に対するエネルギー消費量を「見える化」する簡易BEMSなどの計測監視システムの導入支援及びその得られたデータに基づくエネルギーの使用の合理化を図ることにより、京都議定書目標達成計画において目標とされている産業・業務分野のエネルギー管理の徹底の達成を目標とする。</p> <p>※「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月閣議決定）における、2010年度の省エネ量（原油換算）。（工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底（省エネルギー法等によるエネルギー管理）210万k1の内数）</p>	○ 平成23年度	○ 「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月閣議決定）における、2010年度の省エネ量（原油換算）等でモニタリングを行う。
	エネルギー使用合理化特定設備等資金利子補給金	○ 本事業の効果として温暖化ガス削減量はCO <sub>2</sub> 換算で5,900トン／年と試算。融資見込みは民間金融機関分168億円。	○ 平成23年度	○ 「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月閣議決定）における、2010年度の省エネ量（原油換算）。 高性能工業炉（80万k1） 高性能ボイラー（50万k1）
	高効率厨房機器普及促進事業費補助金（補助）	△ LPガス利用設備の導入により、省エネルギー対策の推進を図りつつ民生部門における地球温暖化に関する環境対策を推進する。	○ 平成23年度	○ 高効率厨房機器の普及台数。
	エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費（委託）	△ 工場・事業場、荷主、住宅・建築物、機器におけるエネルギー使用合理化の推進を行うため、セクター別ベンチマークの策定及び省エネ法の適切な運用等を図ることで、エネルギー消費量の著しい増加及び地球環境問題に対応する。	○ 平成23年度	○ 主に以下の指標を盛り込んだフォローアップ調査（効果測定）を行う。 ・特定事業者、特定連鎖化事業者数、及びそれら事業者のエネルギー消費原単位や、判断基準の遵守状況 ・セクター別ベンチマークの設定数、及びセクター別ベンチマークの対象となる事業者のベンチマークの達成状況 等
	エネルギー使用合理化希少金属資源開発推進基盤整備事業（委託）	△ 省エネ機器及び次世代自動車の製造に不可欠なレアメタルの調査・探鉱を行い、有望な調査結果が得られた場合はその権利を我が国企業に引き継ぐことで我が国企業による資源開発を促進するとともに、新タイプの鉱床等に適した製錬技術の評価し、レアメタルの安定供給の確保を図り、もって我が国のエネルギー需給構造の安定に資する。	○ 平成23年度	○ 本事業の計測指標としては、調査地域数、鉱種、ボーリング本数及びボーリング延長を用い、最終的な計測指標としては、本事業による調査によって開発に至った鉱山数及びそれによる日本向け輸入（供給）実績を用いる。モニタリング方法としては委託先が実施する定期的開催される成果報告会や連絡会での報告及び第三者を交えた評価委員会の開催。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	国際エネルギー使用合理化等対策事業（委託）	△ アジアを中心とした開発途上国や中東及び南アフリカを始めとする資源国において、日本の省エネ・新エネ制度に係る研修、専門家派遣等を行い、各国の省エネ促進制度の整備及び執行強化に向けて、我が国の優れた省エネ制度・運用実務のノウハウを人材育成事業等により普及させることを通じて、各国のエネルギー効率の改善を図り、アジアを中心とした地域のエネルギー需要の伸びを抑制し、エネルギー需給構造の改善を図る。また、トップランナー制度等の我が国の優れた省エネ基準制度等を普及させるとともに我が国企業の海外展開を支援することにより、家電製品等の日系企業の省エネ・新エネ機器の国際的な展開効果も期待出来る。	○ 平成23年度	○ 研修生の受入人数、派遣人数、世界省エネルギー等ビジネス推進協議会への参加企業数
	国際エネルギー機関拠出金	○ ①エネルギー効率指標の作成 ②技術ロードマップの作成 ③I P E E Cにおける具体的な国際省エネルギープログラムの実行 ④低炭素技術グローバルプラットフォームの立ち上げ、及び官民アドバイザー機能の付加	○ 平成23年度	○ ・本年10月のI E A閣僚理事会コミュニケの確認 ・エネルギー効率指標及び技術ロードマップに関する報告書・出版物の確認 ・I P E E C執行委員会、政策委員会等における活動報告 ・I E A事務局によるC O P交渉へのインプット、国際会議での発言、コミュニケへの反映等
	アジア太平洋経済協力拠出金	○ ・シドニー宣言の目標（※）達成に有益なエネルギー効率改善事業の着実な実施（ワークショップ、調査研究、ピアレビュー等） ・低炭素技術のモデルプロジェクト実施に向けたF/Sの実施  ※A P E C域内全体で2030年までに2005年比エネルギー効率を25%改善する	○ 平成23年度	○ ・A P E Cエネルギー大臣会合、首脳会合等におけるコミュニケの確認 ・エネルギー作業部会（E W G）等における報告 ・A P E Cエネルギー需給見通し
	国際エネルギー使用合理化等対策事業費補助金（国際エネルギー共同利用等事業）（補助）	△ ①ピアレビューの着実な実施 ②A P E Cエネルギー需給見通しの策定 ③エネルギー統計に関する着実な研修生受け入れ 専門家派遣 ④エネルギーデータネットワークを通じた域内需給データの提供とJ O D Iへの貢献	○ 平成23年度	○ ・A P E Cエネルギー大臣会合、首脳会合等におけるコミュニケの確認 ・エネルギー作業部会（E W G）等における報告 ・研修員受入数や専門家派遣数 ・域内需給見通しの更新や講演回数、研究者の論文数、論文の被引用件数 ・データベースへのアクセス件数 等

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
28	<p>原子力の推進・電力基盤の高度化</p> <p>原子力人材育成プログラム委託費（委託）</p> <p>海外ウラン探鉱支援事業補助金（補助）</p>	<p>△ 我が国は総発電電力量に占める原子力発電の割合を、2030年以降も3～4割程度またはそれ以上の供給割合を担うことを定めている。このために、2030年前後から見込まれる、国内の大規模な代替炉需要に対応するため、技術開発や人材育成、産業の国際展開の推進の取組により、我が国原子力産業の技術、人材の両面において、必要な厚みを維持することを目標とする。</p> <p>本プログラムは、急激に縮小した原子力の教育基盤を支え、また産業界のニーズや、有するポテンシャルを活かした人材育成を支援するプログラムであり、大学等において自主的、自立的に人材育成が行われることを目指している。</p> <p>△ ウラン資源開発段階からのプロジェクト参画は、リスクが低いいため、ほとんど案件が無い上に高額な参画コストを要すること、鉱山の探査済みの狭い区域の開発にしか参画できず、探査から参画した場合に比べ権益が限られたものとなることから、以下の手段により民間事業者の海外におけるウラン資源探鉱を促進する。</p> <p>・海外においてウラン探鉱事業を実施する民間事業者を対象として、探鉱に必要な資金の1/2を国（JOGMEC）が補助することにより民間企業によるウラン資源探鉱プロジェクト実施を促進する（事業費）。同時に、当該プロジェクトが適正に実施されているかを確認・指導・監督する（指導監督費）。</p> <p>・民間事業者がリスクを取り難い初期のウラン探鉱案件、あるいはカントリーリスクの高い国の探鉱案件をJOGMECが先導的に調査を行い、民間事業者に適切な段階で引き継いでいくとともに、ウラン探鉱に係る必要な調査について適宜実施する（調査費）。</p> <p>以上により、我が国の民間事業者によるウラン鉱山の権益獲得、さらには我が国のウラン資源の長期安定確保を目指す。</p>	<p>○ 平成24年度</p> <p>○ 平成24年度</p>	<p>○ 毎年の事業終了年度末に各プログラムの評価を行うとともに、本事業の見直し年度である平成24年度終了時期には「原子力人材育成プログラム」事業全体の目標評価を行う予定。</p> <p>○ ・将来ウラン資源の確保が有望な鉱区の件数を把握する。 ・民間事業者に対する補助事業の件数及び内容を把握する。 ・JOGMECが民間事業者に権益を譲渡した件数及び内容を把握する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	広報・安全等対策交付金(交付)	△ 地元住民に対する原子力発電に係る知識の普及及び安全の確保に関する調査等を行うことにより、新規電源の開発への意思決定の迅速化や、地元住民との共生を実現するとともに、原子力発電施設に関する理解の向上、不安の解消を図ることで、既存電源の安定的な運転に資することにより、原子力発電施設の立地を促進する。	○ 平成24年度	○ 各地方公共団体において、PDCAサイクルに基づき、事業内容の検討、成果のチェック等が行われている。
	原子力発電所等立地広報事業(全国広報事業)(委託)	△ ○事業目標 全国の電力消費地を始めとし、広く国民に対し、原子力発電・プルサーマルを含む核燃料サイクル等の必要性、安全性等に関する理解促進・意識の醸成を図る。  ○効果 原子力に関する国民(特に電力消費地の低関心層)の意識の醸成のためには、継続的な情報提供活動を行っていくことが重要となるが、原子力発電について考えるきっかけを提供することで、広く国民の原子力発電についての理解促進を図る。それにより、原子力政策の推進に資する。	○ 平成24年度	○ 事業終了後に行う参加者向けのアンケート調査等を通じて、情報の受け手の原子力に関する理解度、ニーズを把握し、今後の一層効果的、効率的な施策の実施に反映させる。原子力に関する意識動向については、国の事業としては平成19～20年度に調査を行っており、また、他の実施主体が行った調査結果も踏まえながら、国民の理解やニーズに応じた広報を行う。
	電源立地推進調整等委託費(総合エネルギー広聴・広報・教育事業)(委託)	○ 原子力を始めとする電源立地の高度化を推進するため、国民各層が国との相互理解を深め、エネルギーについて積極的に考えることができるための関心の喚起、知識水準の向上を達成する。 特に次世代を担う子供達が、エネルギーについて関心を持ち、正確な知識を基にして理解を深め、将来においてエネルギーについての適切な判断と行動を行うための基礎を構築させるとともに、事業開始の平成14年度から20年度までに小・中・高等学校合計で390校認定してきたエネルギー教育実践校事業について、事業開始から22年度までの認定校数が合計で500校を超えるようにするなど、今後もエネルギー教育の充実を図る。	○ 平成24年度	○ 成果物の評価に当たっては、エネルギー広聴・広報を通じてエネルギーに対する関心が高まったか、知りたい情報が得られたか、知識が高まったか、エネルギー教育の実践目標がどの程度達成されたか、支援事業の効果があつたか等を定量的に把握する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	原子力発電所等立地広報事業（個別地点広報事業）（委託）	△ 重要電源促進地点、重要電源開発地点及び電力供給計画に計上された地点等、原子力発電用施設等の立地計画が具体化している地域及びプルサーマルが計画されている地域等において、原子力発電用施設等の設置及びプルサーマル計画に関する立地地域住民に対し、理解を深めるため、シンポジウムの開催、原子力・プルサーマルの必要性等を記した情報誌配布等の広報事業を実施することにより、立地手続の円滑な推進を図る。	○ 平成24年度	○ シンポジウム等を開催した際に、参加者からアンケート調査を実施することにより、参加者がどのような評価をしたか適切に把握し、一層の理解が促進されるようなプログラムとするなど、次回以降のシンポジウムの運営に反映させる。
	放射性廃棄物等広報事業（委託）	△ 放射性廃棄物の処分事業に関する国民全体の理解の向上。	○ 平成24年度	○ 事業参加者等に対するアンケート調査を実施し、アンケート結果の分析、効果検証を行う。
	核燃料サイクル施設立地広報事業（委託）	△ 本事業の目標は、核燃料サイクル関連施設を円滑に立地するため、施設立地地域住民及び周辺地域住民の電源立地に対する理解と協力を得ることである。具体的には、再処理工場の操業開始（平成21年）、MOX燃料加工工場の建設開始（平成21年）及び操業開始（平成27年）による軽水炉サイクルの確立と、技術的検討を経て決定される高速増殖炉サイクルの確立、使用済燃料中間貯蔵施設の建設開始（平成22年）及び操業開始（平成24年）、さらに2050年度頃までに順次3～6ヶ所必要（原子力委員会新計画策定会議「核燃料サイクル政策についての中間とりまとめ」より。）とされる当該施設の新規立地に対し、原子力立国計画にあるとおり顔の見えるきめの細かい広聴・広報活動を実施することによって、住民との信頼関係が構築され、施設の円滑な立地に資する効果が得られる。	○ 平成24年度	○ 本事業の実施にあたっては、効果的な広報の実施を行うべくPDCAサイクルを構築し事業の継続的な改善を図る。
	深地層研究施設整備促進補助金（補助）	△ 深地層研究施設を有効に活用した研究を継続的に実施し、また、得られた研究成果を論文発表やプレスリリース、研究交流会、学術講演会の開催等を通じて地元や関連分野へと貢献させることで、当該研究施設に対する地域住民等の理解を深める。	○ 平成24年度	○ 有識者や地元自治体関係者等で構成される運営委員会により、目標の達成度、成果の普及の状況等についての評価を毎年度実施する。また3年ごとに、経済産業省技術評価指針に準じた事業評価を行う。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	電源立地地域対策交付金（交付金）	△ 電力の安定的な供給を確保するため、新規の発電用施設等の立地の促進及び既設の発電用施設等の運転の円滑化を図り、当該施設等の地点の属する電源地域における公共用施設の整備や各種事業活動を支援するための交付金を交付することで、電源地域の地域振興が図られている。	○ 平成24年度	○ 当該事業においては、電源地域における公共用施設の整備及び各種事業活動支援のために交付金を交付しており、事業終了後に事業を実施した自治体がそれぞれの事業ごとに事業評価報告書を作成・提出し、その成果及び評価を行っているところ。また、資源エネルギー庁のホームページにおいて、全事業の概要および事業評価の公表を行っている。
	原子力発電施設等立地地域特別交付金（交付金）	△ 電力の安定的な供給を確保するため、新規の発電用施設等の立地の促進及び既設の発電用施設等の運転の円滑化を図り、原子力発電施設等が設置され若しくは設置が見込まれる区域を含む都道府県における公共用施設の整備や各種事業活動を支援するための交付金を交付することで、電源地域の地域振興が図られている。	○ 平成24年度	○ 当該事業においては、原子力発電施設等の設置若しくは設置が見込まれる地点に属する都道府県における公共用施設の整備及び各種事業活動支援のために交付金を交付しており、事業終了後に事業を実施した自治体がそれぞれの事業ごとに事業評価報告書を作成・提出し、その成果及び評価を行っているところ。
	原子力発電施設立地地域共生交付金（交付金）	△ 電力の安定的な供給を確保するため、運転年数が30年を経過している原子力発電施設、いわゆる高経年化炉が所在している道県が行う、公共用施設の整備や各種事業活動など持続的な地域振興に資する事業の経費に対して交付金を交付することで、高経年化炉に対する理解の促進及び地域振興が図られている。	○ 平成24年度	○ 当該事業においては、電源地域における公共用施設の整備及び各種事業活動支援のために交付金を交付しており、事業終了後に事業を実施した自治体がそれぞれの事業ごとに事業評価報告書を作成・提出し、その成果及び評価を行っているところ。
	核燃料サイクル交付金（交付金）	△ 電力の安定的な供給を確保するため、核燃料サイクル施設の立地の促進及びプルサーマルの実施を促進する必要があるため、当該施設の地点の属する電源地域における公共用施設の整備や各種事業活動を支援するための交付金を交付することで、核燃料サイクル施設及びプルサーマルに係る理解の促進を図ることができる。	○ 平成24年度	○ 当該事業においては、電源地域における公共用施設の整備及び各種事業活動支援のために交付金を交付しており、事業終了後に事業を実施した自治体がそれぞれの事業ごとに事業評価報告書を作成・提出し、その成果及び評価を行っているところ。
	電源地域振興特別融資促進事業（補助）	△ 我が国において、産業基盤を支えるエネルギーとして電力は重要な位置付けであり、引き続き電力を低廉かつ安定的に供給することは必要不可欠である。このため、電源地域の自立的・持続的な発展を支援し、新たな発電施設の立地及び既設の発電施設の運転の円滑化を図ることとする。	○ 平成24年度	○ 金融機関において、融資後の状況について、企業の健全性を担保していることをヒアリングし、その健全性を担保しており、金融機関に対して事業の実施状況をヒアリングし、事業の適正性を担保している。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（補助金）	△ 我が国において、産業基盤を支えるエネルギーとして電力は重要な位置付けであり、引き続き電力を低廉かつ安定的に供給することは必要不可欠である。このため、原子力発電施設等立地地域における企業立地を促進し、雇用創出を図ることで原子力発電施設等立地地域の自立的・持続的な発展を支援し、新たな発電施設の立地及び既設の発電施設の運転の円滑化を図ることとする。	○ 平成24年度	○ 当該補助金を活用した企業の立地状況、雇用創出効果につき、後年度において補助対象道府県への雇用者数の増加数（1事業所等最低3人以上）のヒアリングを実施。
	高効率給湯器導入促進事業費補助金（補助）	○ ・平成20年度時点で、CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器は約174万台（累計）普及しているものと推定される。 ・引き続き、電力の安定供給、地球温暖化問題の解決に貢献すべく、平成22年度については、20万台の補助を含め、市場規模で約60万台強の導入を図ることにより、民生（業務・家庭）部門における省エネ効果が実現されることが期待される。	○ 平成24年度	○ 京都議定書目標達成計画（平成20年3月閣議決定）における、2010年度の省エネ量（原油換算）及び累積市場導入台数  ・高効率なエネルギー機器の普及： 高効率給湯器：233万kl、446～520万台（2010年度）
	次世代送配電系統最適制御技術実証事業費補助金	△ 本事業により、配電系統並びに需要家機器の制御における低コストで効果的な系統安定化対策が検討、実証されることにより、2020年頃に原子力の利用拡大を図りつつ、現状の20倍程度の太陽光発電が導入された場合でも、合理的な費用で高信頼度・高効率な電力供給が行われることが期待される。	○ 平成24年度	△ 分散型電源等が大量に導入された場合の配電系統対策コストが低廉なものとなること。
	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車等）（補助）	○ クリーンエネルギー自動車の導入について、京都議定書目標達成計画において平成22年度に69万台から233万台の導入目標を達成することを目指す（平成20年度末時点のクリーンエネルギー自動車の普及台数は約62万台）とともに、平成32年（2020年）において新車販売のうち2分の1が次世代自動車となることを目指す。 具体的には、平成21・22年度ようやく市場投入される電気自動車やプラグイン・ハイブリッド車について、初期需要の創出によって自立的な市場の確立を図り、目標達成に資する。	○ 平成24年度	○ クリーンエネルギー自動車の普及台数等。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	原子力発電導入基盤整備事業補助金（補助）	<p>△ 原子力発電の導入に当たっては、核不拡散、安全、核セキュリティへの対応が大変重要であり、これを担保するための法制度、政府の体制等の制度整備及びこれを実行するための人材育成は必須である。万一これが不十分であると当該国のみならず地域の安全に大きな影響を与えかねず、その場合、我が国の原子力発電施設への影響は避けられず、電力供給全体へ多大なる影響が及ぶ可能性がある。このため、原子力先進国である我が国が有する知見や技術を、原子力発電導入計画を有する国の制度整備や人材育成支援のために活用し原子力発電導入のための基盤整備を支援するプログラムを実施し、支援対象国の十分な基盤整備がなされることを目指す。この基盤整備がなされた上で原子力発電が導入されることにより、上述の悪影響を回避されることで我が国の利益に資する。</p>	○ 平成24年度	○ 支援対象国における基盤整備状況の調査等を行い、また、人材育成の場合はその対象となった専門家へのアンケートを実施する等直接的な評価を行う。
	国際原子力機関拠出金（拠出金）	<p>△ 原子力発電の導入に当たっては、核不拡散、安全、核セキュリティへの対応、及び情報を国内に正しく伝えるコミュニケーションスキルが大変重要であり、これを担保するための法制度、政府の体制等の制度整備及びこれを実行するための人材育成は必須である。万一これが不十分であると当該国のみならず地域の安全に大きな影響を与えかねず、その場合、我が国の核燃料サイクル全体への影響は避けられず、電力供給全体へ多大なる影響が及ぶ可能性がある。このため、原子力先進国である我が国が有する知見や技術を、原発導入計画を有する国の制度整備や人材育成支援のために活用し、原子力に関するコミュニケーションスキル向上や原子力発電導入のための基盤整備を支援するプログラムを実施する。これらの基盤整備等がなされた上で原子力発電が導入されることにより、上述の悪影響を回避されることで我が国の利益に資する。</p>	○ 平成24年度	○ 我が国から派遣しているコスト・フリー・エキスパートに事業管理をさせるとともに、拠出の条件として、本拠出に係るIAEAの活動について年2回事務局より報告書を提出してもらうこととなっており、それに基づいて総合的に評価を実施。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	発電用原子炉等利用環境調査事業（委託）	△ 我が国における原子力発電の利用実態と我が国をとりまく国際環境を横断的かつ多面的に把握することにより、核不拡散、原子力安全、核セキュリティが確保された原子力平和利用の拡大と我が国原子力産業の戦略的強化につながる原子力政策を適時的確に立案する上で必要となる様々な事実・分析結果等を把握すること。	○ 平成24年度	○ 設備利用率、原子力発電所数、核燃料サイクル施設の稼働状況等を勘案しつつ、具体的な政策の企画・実施段階における調査研究結果の活用状況等についての総合的なモニタリングを行う。
	分散型新エネルギー大量導入促進システム安定対策事業費補助金（補助）	△ 長期エネルギー需給見通しによると2020年度には太陽光発電の導入量が350万k1(最大導入ケース、1,430万kW相当)と見込まれている一方で、電気事業連合会の発表では電力システムの安定性を損なうことなく連系可能な太陽光発電の容量は1,000万kWまでとなっている。現在143万kWの導入量が2010年には118万k1(最大導入ケース、482万kW)に増加するとされており、遅くとも10年後には1,000万kWを超える見通しであることから、早急なシステム安定化策が必要である。本事業では、平成21年度から3年間でシステム安定策を検討するにあたって必要な「天候等による太陽光発電の出力変動」、「太陽光発電設備が広域に設置されることによる出力変動の平滑化効果」、「年間を通じた電力需要と出力変動の関係」等に関する実測データを収集・分析することにより、太陽光発電の短周期出力変動に起因する周波数変動を抑制するために必要な周波数調整量や年間を通じた長周期変動等をふまえた待機電源量などシステム安定化策の検討及びその対策コストの推定を行うことを目標とする。これにより、太陽光発電の大量導入と安定的な電力供給の両立、太陽光発電の大量導入によるシステム安定化策のコストが低減される効果がある。	○ 平成24年度	△ 平成22年度 中間評価 平成24年度 最終評価
	負荷平準化機器導入効果実証事業費補助金（補助）	△ 我が国におけるスマートメーターの本格的な導入の是非についての検証に向けて、本実証実験を通じて具体的な導入効果等を把握することを目標とする。	○ 平成24年度	△ 本事業は、具体的な研究開発事業等と異なり、具体的な目標となる指標を設定することは困難である。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
29	<p>希少金属資源開発推進基盤整備事業（委託費）</p> <p>海外共同地質構造調査事業（補助）</p> <p>希少金属備蓄対策事業（補助）</p>	<p>△ レアメタルの高い賦存ポテンシャルが期待されるものの基礎的な調査が不十分なアフリカ、中央アジア、環太平洋地域等において、探査実施に必要な契約を行った上でレアメタルの探査事業等を行い、有望な調査結果が得られた場合は日本企業に権益を譲渡し、我が国企業によるレアメタル資源の開発を促進することで、レアメタルの安定供給が確保される。</p> <p>また、レアメタルを対象としたリモートセンシングによる探査を集中的に実施することで、新たな新鉱床を発見し、レアメタルの多角的な供給地を確保する。</p> <p>△ 非鉄金属の探鉱・開発の促進を通じ中長期的かつ持続的な鉱物資源の供給源の拡大と多角化を図る。</p> <p>○ (1) 総合資源エネルギー調査会鉱業分科会レアメタル対策部会において検討が行われ、「今後のレアメタルの安定供給対策について」（平成19年7月31日）として報告された結果を踏まえ、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄目標 60日</li> </ul> <p>ただし、供給安定性の評価を行った結果</p> <p>「バナジウム、タングステン、コバルト、モリブデン」は価格動向等を勘案しつつ慎重に積み増し</p> <p>「ニッケル、クロム、マンガ」はリサイクル、海外鉱山開発の進展等を踏まえ備蓄数量を一部削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄目標期間</li> </ul> <p>需要変化等の状況変化に適切に対応するため、平成19年度から平成23年度までの5年間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官民備蓄の比率 7：3</li> </ul> <p>(2) さらに、同分科会での審議（平成21年6月3日）の結果を踏まえ、平成21年度から備蓄対象としてインジウム及びガリウムを追加する。</p> <p>(備蓄目標、備蓄目標期間、官民備蓄の比率については、(1)と同様とする。)</p>	<p>○ 平成25年度</p> <p>○ 平成25年度</p> <p>○ 平成25年度</p>	<p>○ 本事業の計測指標としては、調査地域数、鉱種、ボーリング本数及びボーリング延長を用い、最終的な計測指標としては、本事業による調査によって開発に至った鉱山数、レアメタルの新鉱床の発見数及びそれによる日本向け輸入（供給）実績を用いる。モニタリング方法としては定期的に開催される成果報告会や連絡会での報告及び第三者を交えた評価委員会の開催。</p> <p>○ 本事業の計測指標としては、調査地域数、鉱種、ボーリング本数及びボーリング延長を用い、最終的な計測指標としては、本事業による調査によって開発に至った鉱山数を用いる。</p> <p>○ レアメタルの備蓄量については、事業主体（JOGMEC）において常時把握している。また、経済産業省が承認統計として「レアメタル生産導体統計」を実施し、生産、消費及び販売等の統計データを収集・分析するとともに、レアメタルの価格等の市場動向については、経済産業省及びJOGMECにおいて、定常的に観測する。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
30	<p>温暖化対策</p> <p>地球温暖化問題等対策調査(委託)</p>	<p>○ &lt;地球温暖化問題対策の推進&gt; (国際)</p> <p>○ 京都議定書で定められる第1約束期間(2008年～2012年)に、我が国が課せられている温室効果ガス排出削減目標(1990年比:6%減少)及び中期目標の達成等に向けて、我が国内での温室効果ガスの排出削減状況等を逐次フォローアップしていくために必要な情報の収集や調査・分析を行い、地球温暖化問題のステークホルダーの代表者等が集って具体的な政策の企画立案を行う審議会等に適切にフィードバックする。</p> <p>(国内)</p> <p>○ 2013年以降の国際的な枠組みの具体化を議論する国際会議の場において、世界最高のエネルギー効率を実現した我が国がその経験と技術力を活かし、イニシアティブを発揮して世界をリードできるような提案を行うにあたって、具体性・説得性のある施策を策定するために必要な情報収集、調査・分析も行い、その結果を諸外国に提示して、我が国主導の国際的な枠組みを実現する。</p> <p>&lt;環境負荷物質対策の推進&gt;</p> <p>○ パーゼル法事前相談業務においては、平成20年度3.7万件(対前年度比約3割の増加)の相談件数を受け付けており、今後も増加が見込まれる。このような状況において、相談者への翌日回答がなされるよう、事前相談業務の円滑な運用を行う。</p> <p>○ 公害防止ガイドラインのフォローアップ調査においては、一部事業者における環境データの改ざんなど不適正な公害防止管理の事例が発生したことにより、平成19年3月に事業者の実効性のある公害防止体制のためのガイドラインが策定されたところであり、今後産業界における自主的な取組を強化するために、ガイドラインを踏まえた公害防止取組状況の把握、優良事例の産業界への情報提供・普及啓発などのフォローアップを行う。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ 我が国内の温室効果ガス排出削減等、環境問題に関する各部門・分野での取組の進捗状況。</p> <p>・ 地球温暖化等環境問題に関する国際会議開催回数及び国際的な枠組みを巡る議論の趨勢。</p> <p>・ 毎年度事業者等よりヒアリング等を行うとともに、PDCAサイクルを活用した進捗管理を実施。</p> <p>・ 循環型社会形成推進基本計画における物質フロー指標(環境省発表資料(環境・循環型社会白書)) (「一般廃棄物のリサイクル率」、「産業廃棄物のリサイクル率」、「資源生産性(GDP/天然資源等投入量)」、「循環利用率(循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量))」、「最終処分量(廃棄物最終処分量)」等)の推移。等</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>○揮発性有機化合物（VOC）の調査においては、VOC排出量全体は平成18年度で平成12年度比2割削減し、そのうち、事業者の自主的取組による排出削減も行われているところ、それらは平成19年度で平成12年度比44%削減された。平成22年度において、VOC排出量全体が平成12年度比3割削減となるよう、規制及び自主取組のベストミックスにより、排出削減目標の達成を目指す。</p> <p>○閉鎖性海域の調査においては、平成21年度を目標年度とする第6次水質総量規制の成果を踏まえ、第7次水質総量規制の検討が行われているところ、平成22年度も引き続き効果的な水質汚濁物質負荷削減等に資する方策の検討を行う。</p> <p>○ポリ塩化ビフェニル（PCB）の調査においては、非意図的に微量のPCBが混入した廃棄物の処理を適切に行うための制度・技術の検討を進め、PCB特別措置法に定められた期限の平成28年までに全てのPCB廃棄物の処分を行う。</p> <p>○土壌汚染対策推進事業においては、大企業等における自主的な土壌汚染対策について、年約500件の事例を収集し、事例集を作成する。中小企業における資産除去債務の評価に資するプログラムを作成し、ホームページにて公表する。さらに、事例集で構築する対策事例に基づき、個別事業所の規模、汚染区域の規模など実際の対策を実施する際の具体的な相談、支援業務を展開する。</p> <p>&lt;資源循環の推進&gt;</p> <p>○国内における3R関連産業の市場動向・産業構造や3Rシステムに関与する各主体の取組について実態を把握するとともに、諸外国の先進的な仕組みを我が国に導入する場合の問題点や課題等について検討を行い、各種法制度の政策立案に不可欠な基礎情報を得る。また、以上を通じて、循環型社会形成基本計画における物質フロー指標の平成27年度目標値の達成に貢献する。</p>		

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>○ 3 R 技術・システムの実用化、3 R 製品の市場化については、成果を踏まえ、資源有効利用促進法や産業構造審議会ガイドラインへの反映を図るほか、循環型社会形成基本計画の物質フロー指標の平成27年度の目標値の達成に貢献する。</p> <p>&lt;環境経営・ビジネスの推進&gt;</p> <p>○ 企業・消費者・国・地方公共団体等の各経済主体が地球温暖化問題等の環境制約や資源制約を乗り越えて行う「環境に配慮した活動」が、今後、市場で新しい雇用・需要を生み、外貨を稼ぐ産業として発展し、環境と経済の両立した社会を構築させることが可能。</p>		
	国内排出量取引制度基盤整備事業（委託）	△ 本事業を実施することにより、排出量取引制度の基盤整備が図られる。	○ 平成23年度	△
	国内排出削減量認証制度基盤整備事業（委託）	○ 本事業により実施される国内クレジット制度を通じて、大企業に比べて取り組みが進んでいない中小企業の排出削減を促進することを目標とするが、これは我が国の京都議定書の削減約束（基準年比▲6%）に貢献するものである。また、これまで海外の削減事業に使われていた資金を、国内での削減に向けた投資に振り向ける効果がある。	○ 平成23年度	○ 排出削減事業の申請件数、クレジットの発行件数
	温室効果ガス排出削減支援事業（補助）	<p>○ 本事業を通じた中小企業の排出削減対策の促進により、京都議定書の目標達成に向けた取組が進展する。</p> <p>※温室効果ガスの2008年～2012年（第一約束期間）の排出量平均を1990年比6%削減</p>	○ 平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 採択事業件数</li> <li>○ 採択事業における排出削減量（t-CO<sub>2</sub>）</li> <li>○ 採択事業における排出削減の費用対効果（補助金額当たりの排出削減量：t-CO<sub>2</sub>/円）</li> </ul>
	低炭素関連資金調達支援事業（出資金）	△ 低炭素関連産業の育成等を通じた、我が国の産業競争力強化、雇用創出等が目的。	○ 平成23年度	○ 本事業を活用する企業の利益向上、雇用創出等の状況を確認。
	認証排出削減量等取得委託費（委託）	○ 京都議定書の削減目標（90年比▲6%）を達成するために国内対策に最大限努力してもなお生ずる差分（▲1.6%分：約1億トン）について、京都メカニズムを活用して、他国における認証排出削減量等（クレジット）を取得することとされている。事業実施期間は京都議定書第1約束期間（平成20年-平成24年）の前後を含めた、平成18年度から平成25年度までである。	○ 平成23年度	○ クレジット取得量

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>本事業は、国内対策に最大限努力してもなお生ずる差分をクレジット取得により補足するもので、京都メカニズムを活用せず国内対策のみで京都議定書目標達成を行おうとした場合と比較して、費用対効果高い京都議定書目標達成が可能となる。京都メカニズムを活用せず、本事業を行わないならば、エネルギー利用や産業活動を著しく制約せざるを得ないため、本事業は、エネルギー政策、産業政策の観点から重要かつ不可欠な事業であるといえる。</p>		
	<p>京都メカニズム推進基盤整備事業（委託）</p>	<p>△ 我が国が費用効果的に京都議定書に基づく排出削減目標を達成するためには、官民における京都メカニズムの活用が不可欠である。我が国が費用対効果高く京都クレジットを取得するには、京都クレジット供給量を増大させる必要がある。京都クレジットの流通促進・供給量増大を目指し、国際ルールの整備・改善、割当量口座簿の増強・補修等、京都議定書第一約束期間終期の2012年までに、以下のインフラ整備完了を目指す。</p> <p>1. CDM理事会、方法論を検討する専門家会合、J I 監督委員会等の情報分析を行う。国連動向を伝えるチャンネルとして、詳細化・複雑化する議論を全体的に把握し、京都メカニズムを活用する我が国民間事業者へのフィードバックを行うと同時に、事業者の意見を吸い上げ、方法論等に反映させるべく、国連へのアウトプットも行っていく。</p> <p>2. 割当量口座簿については、国際的な議論や国連システム・他国口座を含むシステム全体に係る機能改修を踏まえた分析・改修を行う。具体的には、各国割当量口座簿と国連システムとの間のメッセージ交換手法の変更や欧州口座簿の統合に関連して、我が国口座簿への影響を分析するとともに、国際仕様を充足するための機能改修等を実施する。また、今年度開発予定の機能について、実装後の課題等に係る分析結果を踏まえ、更なる利便性向上のための改修を実施する。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ CDM/J I 政府承認申請案件数、割当量口座簿を活用した取引数</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	<p>認証排出削減量等取得委託（委託） （エネ特）</p> <p>地球温暖化対策技術普及等推進事業（委託）</p>	<p>○ 京都議定書の削減目標（90年比▲6%）を達成するために国内対策に最大限努力してもなお生ずる差分（▲1.6%分：約1億トン）について、京都メカニズムを活用して、他国における認証排出削減量等（クレジット）を取得することとされている。事業実施期間は京都議定書第一約束期間（平成20年-平成24年）の前後を含めた、平成18年度から平成25年度までとする。本事業は、国内対策に最大限努力してもなお生ずる差分をクレジット取得により補足するもので、京都メカニズムを活用せず国内対策のみで京都議定書目標達成を行おうとした場合と比較して、費用対効果高い京都議定書目標達成が可能となる。京都メカニズムを活用せず、本事業を行わないならば、エネルギー利用や産業活動を著しく制約せざるを得ないため、本事業は、エネルギー政策、産業政策の観点から重要かつ不可欠な事業であるといえる。</p> <p>△ 本事業では、①途上国における排出削減に我が国として貢献するため、排出削減に資する技術の途上国への移転・普及を効果的・効率的に進める方法、②我が国産業界にも裨益する技術移転、資金協力のあり方について検証することを目的とする。また、③次期枠組みにおいて、我が国と途上国にとってWIN-WINとなる新たな仕組み作りをリードしていくべく、排出削減への貢献が期待される新たなメカニズムのあり方に関し、測定方法、報告方法、検証方法も含め、検討し検証する。本事業の成果を活用して、交渉における議論を主導することにより、我が国が目指す主要途上国も含めた全ての主要経済国が参加する公平で実効的な次期枠組みの構築および具体化につなげていく。</p>	<p>○ 平成23年度</p> <p>○ 平成23年度</p>	<p>○ クレジット取得量</p> <p>○ ・研究会の開催状況 ・排出削減支援事業の実施状況、評価結果 ・全体を通じて得られた効果、抽出した課題をとりまとめた報告書</p>
31	<p>資源循環推進</p> <p>アジア資源循環推進事業（委託）</p>	<p>○ アジアエコタウン協力：実施地域において、エコタウンのマスタープランやアクションプランを作成する。また、本プランに基づき、実証事業の実施等について両国自治体間が合意する。アジア3R国際見本市：開催予定1回、我が国環境関連施設・設備をアジア各国との商談件数50件</p>	<p>○ 平成25年度</p>	<p>○ ○アジア各国での廃棄物リサイクル制度の構築 アジアエコタウン協力の個別の事業の実施に際して、専門家・有識者による委員会を設置し評価。 ○日本企業主導によるアジアのリサイクルビジネス市場の拡大 国際見本市を通じて海外展開支援を行った企業から年度末に契約成立金額を報告させ、市場規模等を評価。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
32	環境経営・競争力の強化 カーボンフットプリント制度構築等事業(委託)	<p>△ &lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カーボンフットプリント表示商品の拡大と、事業者の製造プロセスと消費者の購買行動の低炭素化</li> <li>・ISO等における国際標準化作業に積極的に貢献することによる、我が国産業の国際競争力強化</li> </ul> <p>&lt;効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量を「見える化」することで、事業者の温暖化対策の促進及びそれを消費者にアピールし、消費者自身の低炭素行動を促す。</li> <li>・商品・サービスのライフサイクル全般を評価することにより、サプライチェーン全体での事業者の温室効果ガス排出削減を促進し、低炭素社会の実現に貢献。</li> <li>・我が国の企業の環境力が適切に評価される国際標準を策定することによる、我が国産業の国際競争力強化。</li> <li>・環境分野における国内認証ビジネス及び認証取得を目指す国内産業界への裨益。</li> </ul>	○ 平成22年度	○ <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品種別算定基準（PCR）の認定数</li> <li>・カーボンフットプリント試行事業の対象となる商品数</li> <li>・我が国標準の算定・表示方法と国際標準化との整合性</li> </ul>
6. 原子力安全・産業保安政策				
33	原子力安全 燃料等安全高度化対策委託事業(委託)	<p>△ 本事業の目標は、産業界が導入すると見込まれる改良型燃料に対応するために事故時における燃料挙動や燃料の破損限界等について調査・試験を実施し、燃料健全性、安全裕度に関するデータを整備することである。深層防護の深層に位置付けられる状態に係るデータを活用することにより、原子炉等規制法、電気事業法に基づく安全審査を適正に実行するとともに安全審査の信頼性を確保する。</p>	○ 平成23年度	○ 安全評価項目に関し、改良型燃料に関するデータが得られたことをもって事業の達成を確認する。
	原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費(委託)	<p>△ 年間を通じて、保安検査官等を対象に実習訓練を実施する。検査官等自らが、原子炉容器、蒸気発生器、ポンプ、バルブ・配管等原子力発電の現場で利用される各種設備の実物に触れ操作することで、設備の複雑な機能を十分に理解するとともに、非破壊検査装置等の特殊装置の操作やデータ評価等に必要スキルを身に付けることができる。これにより、検査官等の資質向上及びそれによる検査業務の一層の高度化が進み、原子力安全の確保に貢献する。</p>	○ 平成23年度	△ 非破壊検査基礎研修、BWR型簡易シミュレータ研修、原子力専門研修、ループ試験装置研修、主要機器模型を利用した研修等を実施する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
	放射性廃棄物処分安全技術調査等（地層処分の安全審査に向けた評価手法等の整備）（委託）	<p>△（事業の目標） 高レベル放射性廃棄物等の地層処分の安全評価では、様々な変動要因（外的因子による地下水流動状態の変化や人工バリア材の変質・劣化、地質及び気候関連事象の発生など）による種々の不確かさを考慮する必要がある。本事業においては、以下の項目(1)において地層処分の安全規制に活用するために安全性を確保するための考え方を整理する。また、以下(2)(3)(4)(5)の項目の調査により、地層処分において想定される変動要因が地下水流動、放射性核種の移行や人への被ばくに与える影響を評価することのできる体系的な安全評価手法を整備する。</p> <p>(1)安全設計の基本要件や安全評価の基本的考え方の整理 (2)自然事象等の外的因子を考慮した地下水流動評価手法の整備とその適用条件・適用範囲及び不確か性の把握 (3)時間スケールや処分環境を考慮した廃棄体・人工バリアの性能評価モデルの整備とその適用条件・適用範囲と不確か性の把握 (4)リスク論的考え方に基づく安全評価シナリオ設定手法の整備 (5)天然バリア中の収着・拡散に係る評価手法の整備</p> <p>（事業の効果） 保安院は、本事業の成果として整備された安全評価手法や人工バリア材のデータベース等によって、科学的かつ合理的な安全審査を実施し、事業者の行う評価結果の妥当性確認等において活用する。</p>	○平成23年度	○本事業は、地層処分に係る保安院のニーズに基づき、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会において平成21年9月に策定予定の報告書「放射性廃棄物処理・処分に係る規制支援研究計画（平成22年度～平成26年度）について」の中に位置付けられている事業である。本報告書では、毎年度、規制支援研究の進捗状況を廃棄物安全小委員会で確認し、必要に応じて研究計画の見直しを行うこととしている。また、本事業の中に設置した外部の専門家からなる委託事業評価委員会において、専門的な観点からの達成状況を確認し、内容の妥当性等の評価を行う。
	放射性廃棄物処分安全技術調査等（地層処分に係る地質評価手法等の整備）（委託）	<p>△（事業の目標） 本事業は、地層処分に係る安全評価手法の整備においては、平成20年代中頃の精密調査地区の選定（概要調査結果の評価）及び平成40年前後の最終処分施設建設地の選定（精密調査結果の評価）に向け、保安院が行う事業者の調査結果の安全性に係る妥当性確認に必要な評価手法の整備・判断指標の策定に資することを目的とする。</p>	○平成23年度	○外部の専門家からなる委託事業評価検討会において事業の達成状況を確認する。また、本事業は、地層処分に係る保安院のニーズに基づき、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会において平成21年9月に策定予定の報告書「放射性廃棄物処理・処分に係る規制支援研究計画（平成22年度～平成26年度）について」の中に位置付けられている事業である。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(事業の効果) 保安院は、事業者が行う概要調査や精密調査結果の妥当性レビューにあたり、本事業の成果として整備された評価手法・判断指標によって、科学的かつ合理的な妥当性レビューを実施し、事業者の調査結果の妥当性を十分な根拠を持って説明できる。</p>		<p>本報告書では、毎年度、規制支援研究の進捗状況を廃棄物安全小委員会で確認し、必要に応じて研究計画の見直しを行うこととしている。また、本事業の中に設置した外部の専門家からなる委託事業評価委員会において、専門的な観点からの達成状況を確認し、内容の妥当性等の評価を行う。</p>
	原子力発電所安全管理等人材育成事業(委託)	<p>○ 《output》 【中国】 1. 個別課題コース 中国の現在の原子力導入計画からみて、必要とされる中国の原子力発電事業者技術系職員数は2010年までに36,000人、2020年には約42,000人と推計される。受け入れ研修生は平均約20名の部下を持つ課長クラスであることから、当該研修生及び現地セミナー参加者が部下20人に研修により得られた知見を技術指導することにより、2020年には約2/3のカバー率を目指す。そのためには、2009年度に約140名、2010年度までには全体の約30%である580人の研修、セミナー参加者を目指すこととする。 2. インストラクター養成コース 2008年現在、中国には約60名のインストラクターがいるが、今後約20名/年でインストラクターの増員が必要となる。そのため、今後増加するインストラクターの技能向上を図るため、インストラクターの増加要員の約25%に相当する5名/年の技能向上を目指すこととする。 【ベトナム】 ベトナムでは2017年から2020年までの間に2～4基の原子力発電所の運転開始を計画しており、2017年の建設着工時には原子力安全の基礎知識を有する人員は最低300名程度が必要とされる。このため、平成19～20年度には研修生を日本に受け入れ、基礎知識の普及を図った。今後は、実務的な指揮・管理を行う各部署に配属される技術者を研修生として日本に受け入れ、運転管理等のより実践的な知識の取得を図る。そのため、2009年度に約10名、2010年までに約20名を目指すこととする。</p>	○ 平成23年度	△

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>《outcome》</p> <p>【中国】 中国の原子力発電所での事故トラブルは、2005年には24件発生しており、そのうちヒューマンエラーに起因するものが10件あった。これを一基あたりの発生件数で見ると、2.67件/基であり、かつ、そのうちヒューマンエラーに起因するものは、1.11件/基となっている。これは日本の55倍以上に匹敵する件数である。このヒューマンエラーによる事故トラブルを本事業の実施により、2020年までに日本並みの発生件数に低減することを目指す。</p> <p>【ベトナム】 2017～2020年の原子力発電所の運転開始を目指した原子力安全に関する実践的な知識の習得。具体的には、研修員が、今後、原子力発電所の建設・運転・保守等の実務を行う部署に配属され、原子力安全に関する知見が生かされることを目指す。</p>		
	軽水炉燃材料詳細健全性調査（委託）	<p>△ 産業界が進める燃料高度化及び高経年化に対応するための安全評価手法に関する民間規格の整備計画を踏まえて、国としてこれら民間規格の妥当性評価に必要な技術的知見を遅滞なく取得することにより、燃料及び軽水炉の高度利用と長期利用に対して規制判断の透明性及び説明性を高める必要がある。このため、実機の照射条件、材料構造、水環境、力学環境等の複合環境を模擬できる材料試験炉に必要な試験装置を整備する。以上により、長期利用により顕在化する安全上重要な現象を見逃すことなく安全規制に反映することが可能となる。さらに、万が一、将来未知のトラブルが発生した場合においても、本事業で整備される施設、技術、人材基盤を活用することで、原因究明など国として必要な対応を素早くとることが可能となる。</p>	○ 平成23年度	○ アウトプットは、整備する試験装置、試験データ及び評価技術である。また、アウトカムは、本事業で得られた知見が反映された規格・基準等である。これらのアウトプット及びアウトカムの量(装置や試験の数など)や質(知見の基準等の有用性など)は、学識経験者等による専門部会(委員数は15名程度、年2回の開催)で評価する。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(技術戦略マップにおける位置付け)</p> <p>平成20年12月「燃料高度化技術戦略マップ2008-2009」(日本原子力学会)によると、平成26年頃(2014年頃)から事業者による改良燃料の許認可申請が見込まれることから、国が遅滞なく対応するためには、平成23年(2011年)から速やかに照射試験を開始し、平成26年(2014年)までに高燃焼度燃料の許認可に必要な技術評価等を行う必要がある。また、その後計画されている大幅な燃料の高燃焼度化の許認可に対応する必要があることから、それらの判断の基礎となるデータや評価技術を得るための試験を実施する。他方、平成22年(2010年)には運転開始後30年以上経過したプラントが18基となり、運転開始後40年を迎えるプラントが出現することから、継続利用に向けて再評価が必要となる。このため「高経年化対応技術戦略マップ2008」(独)原子力安全基盤機構)に従い、初期の原子炉が運転開始後50年を迎える平成31年(2019年)までに、60年を超える継続運転を想定した照射脆化及び応力腐食割れなどに関する技術情報基盤の整備が必要である。そのため、本事業では平成23年(2011年)から試験データの蓄積を開始し、平成28年度までに評価に必要なデータや評価技術を整備する。</p>		
	高経年化対策強化基盤整備事業(委託)	△ 我が国の営業運転中の原子力発電プラントは合計55基であり、運転開始後30年を超えるプラントが出てきている。このような状況下、平成16年8月の関西電力(株)美浜発電所3号機の二次系配管破損事故を契機として、立地地域より運転年数が長期にわたるプラントに対する安全性確保の充実・強化を求める声が高まっており、高経年化対策の強化に向け安全情報基盤の整備を行う。	○ 平成23年度	○ ・事業成果の各種規定等(国の規定、学会規定等)への反映状況。 ・高経年化対応技術戦略マップ2008の趣旨との適合状況。

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>経年劣化事象は、材料の種類（炭素鋼、低合金鋼、ステンレス鋼等）、環境（温度、放射線照射量、酸素・水素量等）、応力状態の総合的な組み合わせにより、劣化の発生時期、劣化進展の程度等に無数のパターンが存在しており、これら劣化の発生、進展を的確に予測することにより、世界的にも運転実績の少ない高経年化プラントにおいて、適切な部位、タイミングでの計画的な検査、補修・取替え等が可能となるため、材料、環境、応力の程度に応じた複合環境下における経年劣化事象の発生原因やそのメカニズム等の実態・事実把握（ファクト・ファイディング）を行うことが重要となる。そのため、安全規制の整備・運用に必要な技術的知見を実プラント環境下、加速試験等を通じ、広範に収集することを目的として、発電所立地地域に存在する大学、研究機関を中心とした産学官連携の下、各種材料物性試験等を実施するとともに、それぞれの研究機関が持つ関連情報のネットワーク化の推進などの高経年化対策に係る基盤を整備する。</p> <p>また、本事業の成果により、原子力に内在するリスクを十分かつ的確に認識し、高経年化プラントの安全性の科学的な検証等のための知識基盤を拡大し、原子力発電所の高経年化対策の実効性をより一層高度化させる。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ 検討委員会に出席して進捗状況を確認する。また成果物を学会発表等に積極的に対外公表することにより、知見の周知（必要に応じて微修正等）を図る。</p>
	<p>火力・原子力関係環境審査調査事業（委託）</p>	<p>△ 本事業の調査結果の活用により、事業者は一層充実した環境影響評価を行うことが出来る。また、国が行う環境審査にも反映させることにより、電気事業法等に基づく国による環境審査を着実に実施し、環境保全に対する地域住民等の不安を解消し、発電所の設置の円滑化を図る。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ 検討委員会に出席して進捗状況を確認する。また成果物を学会発表等に積極的に対外公表することにより、知見の周知（必要に応じて微修正等）を図る。</p>

施策番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>具体的には、事業完了時まで以下①②の成果を得ることを目標とする。また得られた成果の公表（ホームページ掲載、学会発表及び漁業関係者への説明）により適切な環境審査を実施する。</p> <p>①環境影響評価に係る予測手法の確立（火力発電所から排出される微量物質の影響予測、海域生態系への影響予測）  発電所設置後の環境影響として社会的関心が高まっている項目について標準的な予測手法を開発する。</p> <p>②環境影響評価に係る評価手法の確立  温排水による海生生物への影響に関する科学的因果関係を明らかにし、環境影響評価の実施及び審査の際の正しい情報源として活用する。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ 参加するアジア各国における規制当局及び技術的支援組織の能力向上等を、IAEAによる評価によりモニタリングする。</p>
国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金（拠出金）	△	<p>原子力の安全確保は、各国の知見を結集して取り組むべき世界共通の課題であり、本施策はアジア地域の原子力安全基盤の高度化及び世界の耐震安全の向上に資することにより、事故の頻発、大事故の発生を防止し、我が国における原子力発電への信頼を確保することを目的とする。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ 参加するアジア各国における規制当局及び技術的支援組織の能力向上等を、IAEAによる評価によりモニタリングする。</p>
原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（交付金）	△	<p>原子力発電所等の緊急事態における周辺地域住民の安全確保を図ることにより、原子力防災対策の実効性の向上を目指すものであり、万一の原子力緊急事態に備え周辺地域住民の安全確保対策のため、地方公共団体による防災体制の整備の充実・維持を図る。今後も、原子力施設が稼働している間は体制を維持する必要がある。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ 原子力防災活動訓練等を通じて、実効的な防災体制が維持・整備されているか検証していく。</p>
原子力安全規制情報広聴・広報事業（委託費）	△	<p>原子力安全・保安院が実施する広聴・広報は、安全規制当局の責務として、安全規制活動に関する国民への説明責任を果たすとともに、安全規制活動に対する多様なステークホルダー（原子力施設の立地にともない、直接、間接に影響を受ける人や組織）からの評価を安全規制行政に的確に反映することおよび、国が行う原子力安全規制に関する国民の理解の促進を目的としている。これらの目的を達成するために、以下の事業を実施する。</p>	<p>○ 平成23年度</p>	<p>○ 国が実施している原子力安全規制行政に対する理解度及び原子力施設に対する安全・安心感等の把握のため、総合評価・分析事業を行う。</p>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が行っている原子力安全規制に関する様々な取組をわかりやすく解説した記事や特集記事をニューズレターとして年4回NISA通信を発行し、原子力施設立地地域に毎回約60万部を新聞折り込み等により配布する。</li> <li>・プルサーマルシンポジウムや耐震安全性に関して、原子力施設立地地域の住民にわかりやすく説明を行う住民説明会事業を行う。</li> <li>・放射性廃棄物の安全規制などの原子力安全に係るパンフレット等を制作し、配布する。</li> <li>・原子力安全・保安院の業務紹介、再処理施設の安全性などのCATV番組（NISA-TV）を製作し、立地地域のCATVにて放映する。</li> <li>・大規模震災などの緊急時に原子力施設への影響に関する情報提供を主に原子力施設の立地地域の住民に対して行う。</li> <li>・各種広聴・広報活動の効果測定や施策へのフィードバック等のため、総合評価・分析事業を実施する。</li> </ul> <p>上記の事業を行うことにより、双方向コミュニケーションの充実を図り、もって国が実施している原子力安全規制行政に対する理解の促進と原子力施設に対する安全・安心感を醸成する。</p>		
34	産業保安 高圧ガス等技術基準策定研究開発等（委託）	<p>△ ○事業の目標</p> <p>産業活動の現場や一般消費者において、様々な産業活動の事例、類似事故の原因、その防止策や関係法令等に関する情報が随時入手できるような環境を整備するとともに、コンプライアンスの意識が醸成され、自律的な事故防止が図られるような環境を整備し、産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少を目指す。</p> <p>具体的には、事業の実施内容に応じて、以下の目標等に従って、事業を実施する。</p> <p>(1)高圧ガス等技術基準策定事業 産業保安関係法令等で定められている技術基準の法令等への反映</p> <p>(2)業保安基盤整備・高度化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生件数の低減</li> <li>・免状交付事務の適確な実施</li> </ul>	○ 平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故発生件数、事故の内容、事故による被害の程度（死傷者数、設備損壊の状況）の動向等により評価する。</li> <li>・ 毎年の免状交付実績を省内手続から把握する。</li> <li>・ 委員会に参加し、事業の進捗状況を確認する。</li> </ul>

施策番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○効果</li> <li>・事故発生の未然防止、万一事故が発生した場合の被害拡大の抑制、ひいては公共の安全確保が図られる。</li> <li>・国家試験受験者の便宜、行政事務の簡素化が図られる。</li> </ul>		
	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業(補助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 第4次基本方針で定められた鉱害防止対策が必要な休廃止鉱山の鉱害防止事業等について平成24年度末を目途に着実に実施することによって、国民の健康保護と生活環境の保全を図る。なお、基準を超過した坑廃水が公共水域に流出し人の健康被害や農作物被害、漁業被害、その他諸経済活動へ悪影響を及ぼすことのないよう、坑廃水処理については処理原水が排水基準をクリアする状態等になるまで永続的な実施が必要。</li> </ul>	○平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4次基本方針で定めた鉱害防止事業(対象鉱山、事業内容、事業量)等を対象に年度毎に策定した実施計画に則って、事務委任先である各地方産業保安監督部が年間を通じて補助事業の進捗監理を行っている。また、当該補助事業は財政法第34条の2第1項の規定に基づき支出負担行為実施計画の財務大臣承認が必要であり、毎年度の予算要求及び実施計画策定に当たっては各監督部から事業内容の詳細に関しヒアリングを行い、緊要度の高い工事を優先実施するとともに内容の精査による工事内容の見直し等を行っている。なお、現行基本方針の最終年度(24年度)には、中央鉱山保安協議会において事後評価を実施予定。</li> </ul>
	合計	<ul style="list-style-type: none"> <li>○=61</li> <li>△=165</li> </ul>	○=226	<ul style="list-style-type: none"> <li>○=197</li> <li>△=29</li> </ul>

- (注) 1 経済産業省の「平成22年度予算概算要求等に係る事前評価書」を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事前)関係)の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「施策番号」欄	評価書の記載番号（「政策評価に係る政策・施策体系」）に基づき記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた施策及び施策に含まれる個別事業（平成 22 年度予算概算要求時における 1 億円以上の要求事業）の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。 得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。
「検証を行う時期の特定」欄	事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。 当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。
「効果の把握の方法の特定性」欄	事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。 政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。